

史料紹介 佐々木脩輔『御備場御用留』

SASAKI Shūsuke's Correspondence with a Tokugawa Senior Councillor about the Defense of Edo Bay
MITANI Hiroshi

三谷 博

解題

ここに紹介する史料は、ペリー到来直前の約一〇年間に徳川公儀がどんな対外政策を用意していたか、それを知るための根本史料である。

アヘン戦争からペリー来航に至る時期の対外政策は、弘化三（一八四六）年、および嘉永二（一八四八）年の二度にわたって本格的な検討に付された。弘化三年の評議は、アメリカのビッドルが浦賀を訪れて通商の可否を打診した直後、老中阿部正弘が天保一三（一八四二）年に撤廃した異国船打払令の再公布を提案したことに始まり、公儀内で評議を繰返した後、打払令の再公布はせず、江戸海口における避戦措置を徹底した上で、房総・相模両岸の警衛大名を忍・川越の二家に会津・彦根を加えて四家に増員することで決着を見た。また、嘉永二年の評議は、英艦マリナーが江戸近海を測量した事件をきっかけに始まり、関係有司・学問所・警衛大名への諮問を経て、年末に全国に対していわゆる御恩海防令を公布した上で、翌年、江戸近海の海防状況を徹底的に調査し、それ

に基づいてペリー以前における海防体制の枠組を決めて完了した。西洋軍艦の来訪を数艘と一・二艘の二レベルに想定し、一・二艘レベルに対応できる海防力を整備する一方、数艘の場合は先に入手した情報をもとに諸大名を動員して当ることとしたのである。ペリー艦隊はまさにこの数艘レベルの規模であったから、開・鎖をめぐる論は別として、海防に関する限り、彼の渡来前に公儀の態勢は一応整っていたことになる。

さて、この静かな危機の十年については、重要史料がいくつか存在する。公儀のトップレベルに関しては、老中阿部正弘と水戸徳川斉昭の往復書簡集『新伊勢物語』が『茨城県史料』により公刊され、そこには当時の対外政策の核心を突く史料を見いだすことができる。^① また、公儀の学問所が安政年間に編纂した『通航一覽続輯』、とくにその海防部（刊本の第五巻）は、『通航一覽』が筆を置いた文政打払令以後の外交・海防史料を包括的に収載している。^② ただし、その史料収集は完璧でなく、かつ編者が史料を機械的に分類・配列したため、政策決定の過程を時系

列で追うのは容易でない⁽³⁾。これに対し、ここに紹介する佐々木脩輔『御備場御用留』は、勘定吟味役で海防掛と江戸近海御備場掛を兼務した人物が役務遂行のために書き留めたものであり、彼の同僚だけでなく、他の公儀有司や警衛大名たちがどのような文書を往復し、どう決定し、施行したかを具体的かつ時系列的にたどることができる。今まで研究論文で断片的に用いられ、ペリー到来前の外交政策の理解に貴重な貢献をしてきたが⁽⁴⁾、ここでは、その全貌を把握する第一歩として、現存する七冊の内容目録を作り、かつサンプルとして第一冊の主要部と第二冊の全文を翻刻することとしたい。各当事者が主張した政策だけでなく、関係者間のコミュニケーションの姿を示すことにより、徳川官僚制における政策決定がいかに行われたか、その様式を把握するにも役立つはずである。

一、佐々木脩輔の略歴

さて、この史料の著者、佐々木脩輔とはどのような人物であったか。この史料の執筆当時、彼は勘定吟味役であり、弘化三年末から海防掛と御備場御用掛を兼任していた。この史料はその職務のために作成した手控えと思われる。

彼の実父は代官の元締手代であった⁽⁵⁾。本人は徒頭の養子に迎えられたのち、御徒に抱えられ、さらに勘定所の役人に取立てられて公事と財政の両面で頭角を現した。キャリアの最後には町奉行や外国奉行を勤めている。生年は文化三（一八〇六）年。有名な川路聖謨・井上清直兄弟とほぼ同世代で、相似た経歴をたどった⁽⁶⁾。いずれも公儀の高官としては稀な抜擢を受けた存在である。

その経歴をいま知られている範囲で記す。文政九（一八二六）年に御徒に抱え入れられた。天保元（一八三〇）年、支配勘定に出役し、翌年にはその身分で評定所留役当分助となり、留役助を経て、天保五（一八

三四）年勘定・評定所留役に抜擢され、御目見以上となった（満二八歳）。翌年、寺社奉行吟味物調役当分助に転じ、さらに吟味物調役となった。天保一三（一八四二）年勘定組頭・評定所留役に昇進し、永々御目見以上となった。翌年には勘定吟味役に抜擢されて、家禄を一〇〇俵に加増され、布衣に任じられている（満三七歳）。天保一五年に本丸普請御用掛となって焼失した本丸の再建に取組み、その功績を評価されて、弘化二（一八四五）年には席次を御留守居番次席にあげられている。海防掛と御備場御用掛に任じられたのは、その翌年であるが、『柳宮補任』等には掛の任免がいつ行われたか記載がなく、海防掛と注記されるのみである⁽⁷⁾。嘉永三（一八五〇）年に（江戸）近海岸見分御用に任命され、江戸海口調査団の一員としてペリー渡来前最後の大規模調査に当たった。翌年、川路らと同様に遠国奉行に転じて奈良奉行となり、二〇〇俵に加増され、諸大夫となった（信濃守）。嘉永五（一八五二）年には大坂町奉行に転じている。安政四（一八五七）年、小普請奉行として江戸に戻り、翌年には勘定奉行（公事方）に昇進した。

安政大獄に際して五手係の一員となったが、井伊大老はその寛典論を容れず、老中板倉勝静らとともに安政六（一八五九）年二月、罷免されて差控えに処された。一〇月には小普請入りを命じられている。文久二（一八六二）年七月、幕政改革が始まると徒頭として復職し（飛騨守）、一〇月に作事奉行、翌年四月に町奉行となったが、すぐ西丸留守居に転じられた。八月に町奉行に再役した後、元治元（一八六四）年五月には外国奉行を兼帯し、翌月には外国奉行の本役となった。しかし、横浜鎖港をめぐる幕閣の内訌のなか、七月に御役御免となり、寄合に移されて、その後は役職に復帰することはなかった。没年は明治九（一八七六）年であった。

一見して、前半生は能吏として活躍し、順調に昇進したことが分るが、遠国から江戸に戻った後は、政界の変動に翻弄されている。安政大獄の

裁判を担当した結果、井伊大老の忌諱に触れて小普請組に落された。文久二年の改革を機に政界復帰したもの、最後は公武合体の条件として朝廷から課された横浜鎖港交渉の担当者となり、老中が一ヶ月も江戸城に出仕しないという紛議のなかで解任され、長い職歴を終えたのである。

二、『御備場御用留』の構成と様式

『御備場御用留』は国立公文書館内閣文庫に所蔵され（請求番号一八九の〇四一五）、いま七冊からなる。表紙にはいずれも『御備場御用留』と記されているが、各冊子の内表紙に記された標題等は次のとおりである。

- 第一冊 御備場御書付留 佐々木
- 第二冊 弘化三丙午六月ヨリ 御備場御用留 佐々木
（表紙裏に「珠」と記した紙を貼付け）
- 第三冊 御備場 書上下物留 五ノ上 佐々木 （弘化四年）
- 第四冊 御備場 書上下物留 五ノ下 佐々木 （弘化四年）
- 第五冊 御備場 書上書物留 六 佐々木 （嘉永元年）
- 第六冊 御備場 仮綴之分 （嘉永元〜三年）
- 第七冊 御備場御用留附録 七（表紙に他筆）（嘉永二年）

これを見ると、元の三と四が欠けているようである。第三冊以降のように、表紙と内表紙の番号がずれていて、標題も異なることから判断すると、我々がいま目に見えている冊子は後世に綴じ直されたものと思われる。ただ、第六冊が「仮綴之分」と名づけられているのを見ると、本来の冊子も事後に綴じ直されたものであった可能性が高い。初めから空白の冊子が用意されていて書付の往復ごとに書込んでいったなら、各書付の時間順は正確で、冊子の末尾に余白があつてしかるべきであるが、いずれの冊子もそうでない。書付の写しを同じサイズの用紙に記し、後で

それを冊子に仕立て直したと考えるのが妥当だろう。

ただし、うち第一冊は元のままである可能性が高い。この冊子は、冒頭に「御書付留目録」が置かれ、元和二年八月から嘉永二年一月に至る史料五一点の綱要を示した後に、各触・達の内容を摘記している。すべて同一の筆跡であり、「写」との文字もあるため、佐々木自身が対外関係の主要法令の心覚えとして作った必携、手控えではないかと思われる。作成日時は分らないが、おそらくは海防掛・御備場御用掛に任命された折に作成し、その後、書き足していったのではないだろうか。

現存の第二冊以降は、先に見たような手順で作製されたものと思われる。一部には明らかな他筆も含まれ、朱筆による修正も少なくない。部下に原文を写させ、それを綴じて手控えにしたのかもしれない。

今後の研究の便に備えるため、本稿では第一冊から第七冊までの目録を紹介する。第一冊は元の目録を本文の一部（天保改革以降）とともに翻刻し、現存の第二冊から第七冊については筆者の責任で簡単な目録を作製した。以下には、第二冊以降が収める書付の時期と内容の概略を紹介する。

第二冊。二二点。弘化三年六月九日の老中阿部正弘による異国船打払令の再公布の諮問から、江戸海口の警衛大名を二家から四家へ増員するとの決定をへて、弘化四年六月の彦根井伊家による預地十万石の申請とその却下までを収める。弘化三・四年の江戸海口警衛体制の見直しの決定過程が分る。

第三冊。二四点。弘化四年六月一七日の会津松平家による何から、同年九月の浦賀奉行による唐紅毛通詞扶持方に関する何までを収める。江戸海口の体制整備に関わる警衛四家や浦賀奉行が老中と交した書付とそれらに対する海防掛の評議が分る。

第四冊。二五点。弘化四年十月の浦賀奉行によるハントモルチーフ筒

鑄立の何から、弘化四年十二月の勘定奉行・勘定吟味役の和蘭陀通詞への手当に関する伺までを収める。

第五冊。一三点。嘉永元年正月の浦賀奉行による手附出役への手当伺から、同九月の浦賀奉行による異国小筒の長崎から浦賀への移転願までを収める。江戸海口警衛大名の史料も含む。

第六冊。二五点。「仮綴之分」とあるだけに以前と記述様式が異なる。老中による海岸領主への巡見使派遣の触案から、嘉永二年二月の五島左衛門尉による築城願までを収める。

第七冊。四点。内表紙に標題はなく、表紙に『御備場御用留附録 七』と記す。内容は、嘉永二年八月の筒井紀伊守政憲による異国政策に関する答申、同人の弘化三年三月の答申、文化四年七月の羽太安藝守正養による対露政策の答申、および文政八年の評定所一座による異国船打払に関する答申である。

佐々木脩輔の海防政策への関与は嘉永三年の江戸近海調査で完了したが、その史料は別に『近海御備向見分御用留』としてまとめられ、この『御備場御用留』には含まれていない。

三、第二冊『弘化三丙午六月ヨリ 御備場御書付留 佐々木』について

第二冊は、浦賀にアメリカの東インド艦隊司令官ビッドルが二隻の軍艦とともに現れ、同時に島津家から琉球にフランス艦が到来したとの報告が到着して、徳川公儀が対外政策を根本から見直し始めた時から始まり、海防政策の見直しが一応の決着をみた翌弘化四年夏で終っている。

さて、佐々木脩輔がこの手控えの標題の「御備場御用」に任じられたのはいつのことだったのだろうか。この記録には、「海防掛」ないし「御備場御用掛」がしばしば連名で署名した書付が収められているが、佐々木の名は初期から一〇月七日までは登場しない。彼の名が加わってこの掛が六名から七名になるのは、一二月一八日の「異船渡来之節兼留其外

心得方之儀ニ付評議仕候趣申上候書付」からである。

他方、この史料には「海防掛」と「御備場御用掛」の両方が登場するが、両者の関係は判然としない。海防掛自体はこの前年、弘化二年七月一日に老中の阿部正弘と牧野忠雅が「海岸防禦筋之御用」に任命されたことから始まる。第一冊の49番や、第二冊の弘化四年二月一五日の史料では、この七名を「海防掛」と呼び、彼らに阿部正弘が井伊家と会津松平家を警衛に動員する旨を達している。一方、「御備場」掛も存在し、例えば、弘化三年八月一日には、海防掛六人が「異船渡来之節御固番船之儀ニ付評議仕候趣申上候書付」を阿部正弘に答申した際、「御備場掛」が立会った「4番」。同年十月七日と一二月一八日の海防掛答申にも、同じく御備場掛が立会っている「5、7番」。しかしながら、この『御備場御用留』を見てみると、この二つの掛が同じ人々で構成されていたのではないかと思われる。弘化四年正月二九日に海防掛七人が「浦賀臺場之御固等之儀ニ付申上候書付」を阿部に上申した時、上申メンバーの中の小出織部と佐々木脩輔とが立会を勤めている「13番」。立合は別組織の所属である必要はなかったのであり、そうすると海防掛と御備場御用掛は同じメンバーだったことも大いにあり得ると思われる。

次には、作成した目録と翻刻した本文を手がかりに、第二冊に記された書付がどんな公儀内コミュニケーションのなかに位置づけられるか、整理してみよう。

この手控えが収める書付は必ずしも時間順に並べられていない。これを時間順に並び替えると表1のようなになる。冒頭から佐々木が御備場掛となった一二月一八日の本文までは時間順であるが、その後はかなり出入りがある。

いま我々が見ている冊子は、佐々木自身が作った当時の姿を維持しているとは限らない。元から冊子体でそれに書込まれたとすると、諸書付は時間順に追加されるのが自然であり、そうでなくても綴じる際には時

間順とするのが便利なはずであるが、そうでない箇所がかなりある。例えば、弘化三年八月八日に阿部が海防掛に直渡しした二つの書付は、阿部の「覚」（打払令再公布の見合せと海門強化の評議の開始指示）は時間順通りに記されているものの、その際に浦賀奉行から行われた上申は、佐々木が一二月に御備場掛になった後、翌年一月の海防掛上申の前に収められている。御備場掛になった後、佐々木が更めて入手して書加えたのであろうか。

しかし、その後にも、時間順の錯雑はしばしば見られる。例えば阿部が海防掛に渡した正月二五日の海門警備の達「10番」は佐々木自身が関与した海防掛の上申「11番と12番」の後にあるべきものである。また、17番と18番も順が逆転している。三月一五日に発令された江戸海口への四家動員の写しが18番、同二三日の浦賀奉行と警衛四家への達の写しが17番とされているのである。⁽⁸⁾

いまこうした錯雑の理由を特定できない。しかし、可能性としては、後人がもとの冊子を解体し、再び綴じ直したためと考えるのが自然ではなからうか。外表紙が他筆であことに鑑みると、その可能性を否定できない。

さて、以上の考証を経て、次には、『御備場御書付留』第二冊から読取れる関係主体の間の書付の流れを推測してみよう。表1からはまず、第二冊が収める書付のほとんどが老中阿部正弘と海防掛・御備場御用掛との間に往復されたものであることが分る。表1から作製した図1にも明らかのように、手控えの書付は他の主体が作製したものもすべて阿部正弘を経由している。海防掛には老中牧野忠雅も任命されていたが、ここには全く登場しない。第三冊以降を見ると、牧野が江戸海口の警衛大名からの伺を受取り、海防掛の評議に付している場合が見いだせるが、その点数は僅かである。この弘化三・四年の政策評議の場合は、コミュニケーションはすべて阿部に集中し、彼の専管となっていたことが確か

である。他方、公儀の中枢において重要問題の評議に預っていた他の役職や掛が登場するものもごく稀である。弘化四年一月二三日に海防掛が評議のまとめ「浦賀御固之諸家御手當其外之儀ニ付御書取之趣并松平式部少輔申上候趣共評議任申上候書付」を上申したとき、大目付・勘定奉行・目付・勘定吟味役が立会ったこと「11番」、三月一五日に阿部が江戸海門の警衛に四家を任命することを達した際に、海防掛に加えて、評定所一座と筒井紀伊守が宛先とされたこと程度である「18番」⁽⁹⁾。第三冊以降になると、海口警備体制の変更が実行段階に入り、経費が重要問題になるので勘定奉行・吟味役のみならず勘定組頭の名も登場するが、第二冊の政策評議の過程では、阿部と海防掛というごく少数が関与したのみだったのである。⁽¹⁰⁾

次に、この評議の過程では、問題がまず異国船対応の第一線にあった浦賀奉行と警衛大名の川越と忍から上申されたことが諸書付の内容から推測できる。ただし、佐々木の手控えは浦賀奉行による異国船出現の場合の「乗留方」に関わる書付を載せるのみで「8、6、7番」、川越・忍両家からの警衛大名の増員や台場築造・経営方法をめぐる上申は、阿部から写しを下されたことが示されているにもかかわらず、その内容を収めていない。

海防掛は浦賀奉行や警衛大名と直接にも書付を往復していた。しかし、それらもこの手控えは収めていない。海防掛の一員、勝手掛目付松平式部少輔は、弘化三年八月二〇日から一二月にかけて江戸海門の現地調査に赴き、⁽¹¹⁾現地の警衛担当者と質疑・意見交換した上で報告書を上申した。しかし、それは海防掛の評議の中で言及されるものの、佐々木の手控えには写しがない。海防再編成に関わる重要史料であっただけに、なぜか不可解である。

このように、『御備場御書付留』第二冊は海防掛の意見を時系列的に知るには便利であるが、阿部との往復以外については限界がある。他方、

警衛の主体は大名であり、その具体的な体制や実行に当って生じた問題はそれ自体重要であった。その関係史料は第三冊以降に収録されている。また、弘化三・四年の改革の前も後も一貫して警衛を務めた川越藩は膨大な史料を遺しており、それらとこれを合わせ研究すれば、江戸海口警衛の実態がよく分るようになるはずである¹²⁾。

しかし、弘化三・四年の海防評議については、海防掛が果たした役割をこの第二冊から明確に読取ることができる。以下では、その経過の概要を記し、解読の便に供したい。この問題は、弘化三年六月九日、ビッドル退去の二日後に、老中阿部正弘が海防掛に異国船打払令の再公布を下問したことに始まる「1番」。七月三〇日に海防掛はこれに反対し「2番」、八月八日、阿部はこれを受入れると同時に江戸海門の防備強化について評議を委嘱した「3番」。海防掛は八月一日、阿部の諮問した武士土着・農兵取建、相州・房州警衛への大名増員、伊豆大嶋、大船製作、浦賀奉行支配の増員、海口の台場増築、三浦半島西岸の防備などについて網羅的な見解を上申した「4番」。これと別に、浦賀奉行が提起した異国船応接法については、一〇月七日、十一月八日、一月二二日、一月二九日、翌年七月一日と何度も答申・議論を繰返し、避戦を徹底する旨の決定を見ている「5、7、9、10、13、17、18、19、20番」。一方、大名増員・台場増築・新船製造等に関しては、一月二二日に体系的な評議書を上申し、二月一五日に阿部から布告案の起草委嘱をうけ、三月になって警衛四家への通達と手当金下賜の布告を実現している「11、12、5、16番」。以上が主な節目であった。ただし、六月になって井伊家が預け地一〇万石を要求し、関係者の驚愕を誘ったが、その際に海防掛がとくに諮問を受けることはなかった「21、22番」。

最後に、江戸海門の海防がこの評議の結果どう変化したかを見ておこう。表2は浅川道夫『江戸湾海防史』により江戸海門における砲台・大

筒の配置の推移をまとめたもので、図2はその最後の様子を示す¹³⁾。これを見るととき重要なのは、のちにアームストロング砲が導入される以前は、西洋製と和製とを問わず、大筒の射程が短く、海口で最も狭い富津・観音崎の間でも真ん中まで届かないことが意識されていたことである。計画通り台場は増強されたものの、沖合の艦船に打撃を与えることはできない。したがって、防備の重点はまずは出現した艦船が内海に乗り込まないように早期に発見し、通詞の乗った小船を派遣して乗留めることに置かれ、この線の内部に誤進入した場合には説得により外洋に引き戻すこととされた。また、西洋船から兵員が上陸するのを阻止することも重視され、例えば会津は要地への上陸の阻止を主眼とする訓練を繰返している¹⁴⁾。もう一つの重要問題は西洋艦船と同等の能力を持つ大船を建造することであったが、弘化三・四年の評議で海防掛は阿部と浦賀奉行による提案を退け、小型の砲艦を建造することで済ませた¹⁵⁾。この体制は嘉永三年の大規模調査を経て強化されるが、その枠組に大きな変更が加えられることはなかった。その結果、ペリー艦隊が到来したとき、その内海侵入は防げず、条約交渉に応じざるをえなくなっている。将軍の江戸城退去という最悪のシナリオを回避するためだったのかも知れない。しかし、この防備は可視化されていた。ペリー艦隊の側も陸上に侮れない防備があることを観察して、戦闘を惹起しないよう慎重に行動したのである¹⁶⁾。強化された海防施設はいわば無言のコミュニケーション手段として機能したと言えよう。

「付記」難読箇所について上田純子氏のご教示を得た。記して謝意を表す。なお、本稿は人間文化研究機構国立歴史民俗博物館基盤研究「近世近代転換期東アジア国際関係史の再検討―日本・中国・シヤムの相互比較から」(代表・福岡万里子、二〇一六―二〇一八年度)による成果の一部である。

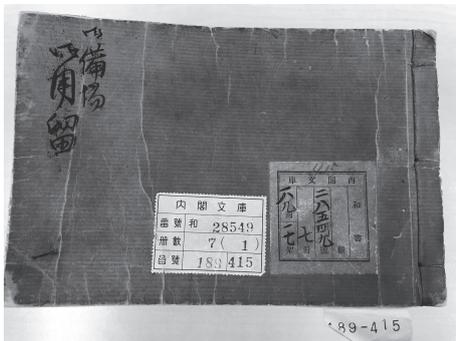


写真1 御備場御書付留一 外表紙写



写真2 御備場御書付留一 内表紙

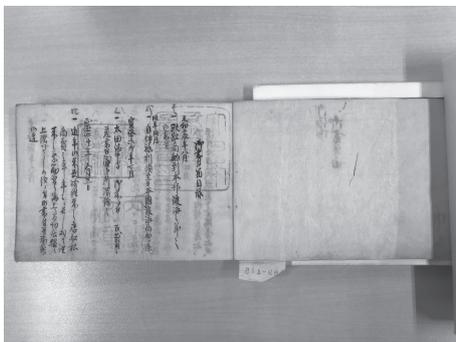


写真3 御備場御書付留一 目録冒頭

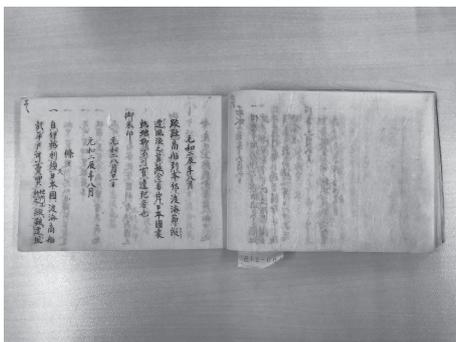


写真4 御備場御書付留一 本文冒頭

註

- (1) 徳川斉昭「新伊勢物語」(弘化二年七月〜嘉永六年六月)、茨城県史編さん幕末維新史部会(代表者小西四郎)編『茨城県資料 幕末編Ⅰ』茨城県、一九七一年、二七〜二五七頁。
- (2) 箭内健次編『通航一覽統輯』第五卷、清文堂出版株式会社、一九七三年(学問所編『通航一覽』附録卷之一、附録卷之二十六を所収)。
- (3) 文部省維新史料編纂事務局編の『天日本維新史料稿本』(東京大学史料編纂所所蔵、その網要のデータベースを通じて全文が閲覧できる。https://www.wap.h.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller)は史料を時系列で並べているが、これもまた該当期の対外関係史料を網羅しているわけではない。本稿の取上げる『御備場御書付留』についても、弘化三年六月九日に阿部正弘が行った幕府中樞有司に対する諮問という重要史料を採り逃している。
- (4) 藤田覚『幕藩制国家の政治史的研究』校倉書房、一九八七年。三谷博「開国前夜」、同『明治維新とナショナリズム』山川出版社、一九九七年。
- (5) 以下の経歴に関しては、次に負うところが大きい。小川恭一編著『寛政譜以降旗本家百科事典』第三卷、東洋書林、一九九七年、一二六四〜一二六五頁。
- (6) 川路寛堂『川路聖謨之生涯』吉川弘文館、一九〇三年。佐藤誠三郎「西欧の衝撃への対応―川路聖謨を中心として」(一九六五年)、同『死の跳躍』を越えて』増補版、千倉書房、二〇〇九年。
- (7) 東京大学史料編纂所『大日本近世史料 柳営補任二』東京大学出版会、一九六三年、六五頁(原本は根岸衛奮編、全二五冊)。

- (8) 筆跡はほぼ同一に見えるが、中には明かな他筆も混じっている。一月二日八日の海防掛上申に対し、翌年三月に戸田寛十郎(浦賀奉行)が上申した付札がその例である。いま筆跡を鑑定するゆとりは筆者にはない。部下に書付を筆写させていたことは大いにありうる。書付の多くに朱筆で訂正が書込まれているが、たとえそれが部下の手になるものとしても、佐々木自身がこれに目を通していたのは間違いないだろう。
 - (9) 筒井紀伊守政憲は阿部政権下で様々の重要問題に関与した。姓名自体が官職と見なされたと理解してよいのではなからうか。
 - (10) 大小目付、勘定奉行、吟味役は海防掛の中にいたから、これらの役職が等閑に付されたことを見ることはできない。
 - (11) 『通航一覽統輯』五、三二四〜三二六頁。
 - (12) 『相州記録』八冊、前橋松平藩記録、前橋市立図書館。参照、神奈川県立歴史博物館「特別展 北からの開国」二〇一九年。
 - (13) 浅川道夫『江戸湾海防史』錦正社、二〇一〇年。
 - (14) 同上、八〇頁。
 - (15) 安達裕之『異様の船』平凡社、一九九五年、二二二頁。
 - (16) M.C.ベリー『ベリー提督日本遠征記』上、角川ソフィア文庫、二〇一四年、五四五頁。
- (跡見学園女子大学、東洋文庫、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇二二年三月一六日受付、二〇二二年一月二八日審査終了)

表1 弘化3-4年海防評議の展開(佐々木脩輔『御備場御用留』二)

月日	史料番号	発給者	受給者	媒介	立合	標題ないし綱要
弘化3年6月9日	1	阿部正弘	三奉行・海防掛・筒井紀伊守	口達		[文政異国船打払令回復の諮問]
7月30日	2	深谷・石河・河内守・式部少輔・小出・羽田	阿部正弘		海防掛全員	異船之儀ニ付御沙汰之趣評議仕申上候書付
8月8日	3	阿部正弘	海防掛	直渡し		覚[打払改復見合せ、浦賀防備強化評議][8月9日に承・付]
8月8日	8	阿部正弘	海防掛	直渡し		大久保因幡守忠豊・一柳一太郎「異国船渡来之節乗留心得方其外奉伺候書付」一通、絵図一枚
8月9日	3	海防掛一同(7月30日の6人、代表石河)	阿部正弘	友阿弥		[[覚]に対し承付。老中方針承認]
8月11日	4	海防掛(7月30日の6人、代表河内守)	阿部正弘	直上げ	御備場掛	異国船之義ニ付評議仕候趣申上候書付
9月9日	5	阿部正弘	海防掛			[松平大和守 異船渡来之節御固番船之儀][海防掛評議は10月7日上申]
10月7日	5	海防掛(式部少輔以外の5人、代表河内守)	阿部正弘	直上げ	御備場掛	異船渡来之節御固番船之儀ニ付評議仕候趣申上候書付
11月11日	6	阿部正弘	海防掛	黒沢正助		[大久保因幡守・一柳一太郎「御尋之段ニ付申上候書付」を下付]
12月18日	7	海防掛(7.3の6人+佐々木脩輔)	阿部正弘	直上げ	御備場掛	異船渡来之節乗留其外心得方之儀ニ付評議仕候趣申上候書付[戸田寛十郎の付札、二者の下ケ札3月]
弘化4年1月22日	9	海防掛	阿部正弘	竹村長十郎		異船渡来之節御固番船之儀ニ付 猶評議仕候趣申上候書付
1月23日	11	海防掛(式部少輔以外)	阿部正弘	直上げ	大目付・勘定奉行・目付・吟味役	浦賀御固之諸家御手當其外之儀ニ付御書取之趣、并松平式部少輔申上候趣共評議仕申上候書付
1月23日	12	海防掛(石河・河内守・佐々木・羽田)	阿部正弘	直上げ	勘定奉行・吟味役	浦賀表地御固之向御手當筋之儀ニ付、再應評議仕候趣申上候書付
1月25日	10	阿部正弘	海防掛	直渡し		[浦賀奉行・松平下総守・松平大和守に対する海門警衛に関する達][30日に承・付]
1月29日	13	海防掛(代表河内守)	阿部正弘	直上げ	小出織部・佐々木脩輔	浦賀表地之御固等之儀ニ付申上候書付
1月30日	10	海防掛	阿部正弘	竹村長十郎		[承・付上申]
2月15日	14	阿部正弘	海防掛	直渡し		覚[海門警備の必要事項の達案の作成を委嘱][23日に上申]
2月23日	14	海防掛	阿部正弘	都築長三郎		[達案を上申]
3月2日	15	阿部正弘	海防掛(代表河内守)	直渡し		[井伊掃部頭・松平肥後守・松平大和守・松平下総守への達][肥後守以外への別段達]
3月10日	15	海防掛	阿部正弘	直上げ	佐々木脩輔・土佐守	[2日の書付返上。「申上書」を添付]
3月13日	16	海防掛(代表土佐守)	阿部正弘	直上げ	佐々木脩輔	扣 浦賀奉行エ[浦賀奉行への達案。押送1艘新造、与力同心微増、千駄崎台場新築井伊家移管]
3月1□日	7	戸田寛十郎(2.9浦賀奉行もと目付)	阿部正弘?			付札[海防掛案是認、須崎城ヶ嶋線以内の乗留廃止・事を求めぬよう・富津乗越の場合も穏便に]
3月	7	筒井紀伊守	阿部正弘			下ケ札[一覽仕候]
3月	7	海防掛	阿部正弘			下ケ札[戸田の上申を承・付]
3月15日	18	阿部正弘	海防掛・評定所一座・筒井紀伊守	黒沢正助		扣 伊勢守向々達[松平大和守・松平下総守同文言 井伊掃部頭・松平肥後守同文言][返上4月3日]
3月23日	17	阿部正弘	海防掛?	黒沢正助		扣 伊勢守向々達 浦賀奉行エ 御備場御用相勤候四家エ達同文言[18より詳しい 4月5日返上]
3月23日	17	海防掛	阿部正弘?			[下ケ札で即日「承知」]
4月3日	18	海防掛	阿部正弘	評定所		[3月15日達案の返上]

月日	史料番号	発給者	受給者	媒介	立合	標題ないし概要
4月5日	17	海防掛	阿部正弘	黒沢正助		[3月23日達に対する承・付 返上]
4月21日	19	阿部正弘	海防掛(代表土佐守)	直渡し		海防掛 ^エ 覚 [異船乗留奉行組・通詞担当 警衛大名は警衛のみ]
	21	井伊掃部頭	阿部正弘?			[預地 10万石拝領願い]
6月23日	21	阿部正弘	海防掛	直渡し(新番所前)		井伊家 [預地 10万石願] [覚 書面願之通りニハ迎も難整筋ニ付書付相返し候事] [海防掛下ケ札]
6月23日	22	阿部正弘	海防掛	直渡し(新番所前溜)		扣 [井伊掃部頭上書①] 「右挨拶 覚」 [井伊掃部頭上書②]
7月1日	20	海防掛	阿部正弘	竹村長十郎		異船乗留方之儀ニ付御書取之趣異船乗留方之儀ニ付御書取之趣 [8月5日承付 8月15日返上]
8月5日	20	阿部正弘	海防掛(代表土佐守)	直渡し		[7月1日の海防掛の異船乗留方評議書につき承付の要請] [8月5日承付 8月15日返上]
8月9日	21	海防掛(代表河内守)	阿部正弘	直上げ		[21番に下ケ札「一覧、付いたし」返上 網文の七月九日は八月の写し間違いか]
8月9日	22	海防掛(代表河内守)	阿部正弘	直上げ		[22番に下ケ札「一覧、付いたし」返上 網文の七月九日は八月の写し間違いか]
8月15日	20	海防掛	阿部正弘	都築長十郎		[8月5日の承付を返上]

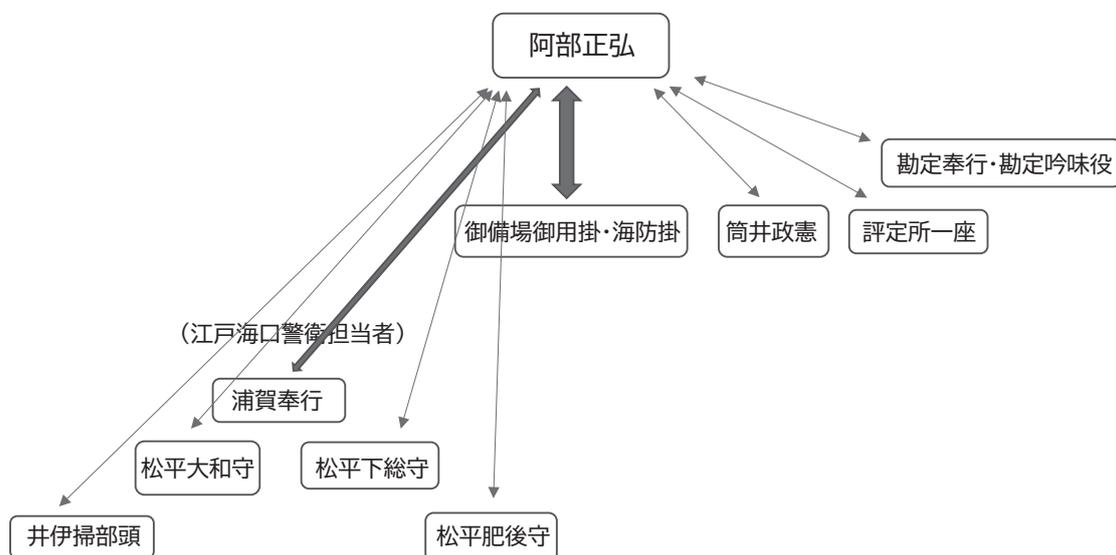


図 1 海防評議の諸主体と書付往復

表2 江戸海防体制の変遷

湾口の距離：城ヶ島－洲崎 20km 余 観音崎－富津 8km

時期	設計概念	台場・陣屋の配置
文化度 江戸湾口 (2家)	湾口防衛 江戸湾湾口の東西に白河・会津を配置 城ヶ島－洲崎以内への進入監視・臨検 台場は高所・威圧の意 文政二年に防衛線を観音崎－富津線に移転	相模 (城ヶ島：三崎陣屋 [4隻・44人]・安房崎遠見番所・台場, 浦賀：平根山陣屋・平根山 [千代ヶ崎]・鶴崎, 海門：鴨居陣屋・観音崎) 房総 (松ヶ岡陣屋 [2隻, 40人]・洲崎 [勝崎], 梅ヶ岡遠見番所, 竹ヶ岡陣屋・平夷, 富津)
文政度 江戸湾口	公儀直轄・警備縮小 西は浦賀奉行, 東は富津代官。それぞれ, 川越・小田原, 佐倉・久留里が応援。	西は浦賀奉行, 応援は川越・小田原 (一番手, 二番手), 安房崎遠見番所, 平根山 [+燈明堂]・観音崎台場 東は代官, 梅ヶ岡遠見番所・竹ヶ崎・富津台場 応援は佐倉藩 (千葉町に居小屋)・久留里藩
天保改革期江戸湾口 (2家)	川越・忍2藩主体に。浦賀奉行は浦賀港と走水・猿島を担当。新設の旗山・十国は低地 外海の警備を削減・観測中心に, 船の配置は内側に寄せ, 実用的に	西は川越1.9万国：大津陣屋, 観音崎, 走水に旗山・十国増設, 鴨居陣屋・三崎陣屋再建, 安房崎台場, 腰越小動遠見番所。東は忍2.6万国：富津台場・竹ヶ岡台場・洲崎遠見番所・白子遠見番所
ビッドル来航時	臨時の警備箇所付近隣小藩を動員 火砲の重点は低地砲台に	
ビッドル後江戸湾口 (4家, 嘉永5年初頭以降を右記)	役割分担・指揮系統の整備 奉行は港内警備と異船応接に専念。砲台増強：相模に彦根, 房総に会津を増員。艦船の破壊は目的外。両岸から砲撃して疲労を誘う。上陸阻止が主眼	浦賀奉行は鶴崎・亀甲岸 (新)・見魚崎 (新)・明神崎 (新)。西の外側は彦根1.5万石+6000石：腰越から津久井を経て西浦賀まで。陣屋は三崎+1箇所。遠見番所は腰越・八王寺山。台場は西から大浦山 (新)・安房崎・剣崎 (新)・荒崎 (新)・掃山 (長澤, 新)・千駄崎・千代ヶ崎 (新, 奉行から)。内側は川越：陣屋は大津・鴨居 (観音崎・台場下)。鳥ヶ崎 (新)・亀ヶ崎 (新)・鶯ノ巣 (観音崎下方移築)・旗山・十国・猿島3箇所 (新)。東の内側は会津1.5万石：陣屋は富津・竹ヶ岡。台場は富津 (増)・七曲 (小久保, 新)・竹ヶ岡。外側は忍：北条・鶴谷に陣屋。遠見番所は白子・洲崎, 台場は大房崎3箇所・北条陣屋前面。 佐貫藩：大坪山
ペリー来航後江戸湾口		江川英龍の防衛線4箇所案：観音崎－富津, 本牧－木更津, 羽田沖, 品川沖, 実現せず。相州は熊本・萩, 房総は富津を柳川・それ以外を岡山が引き継ぎ。
ペリー来航後江戸内海	江戸市街の前面防備 品川沖の連鎖砲台と遠浅海面で砲艦の接近を阻止 (ネメシス喫水6f)。1-3壘台完成は安政元年2月・完工は7月。5-6番着工は安政元年3月・完工は11月 東側は放棄・迂回可能に 海岸に7家配置	計画は11基の連鎖海堡。前面に1-3番 [川越・会津・忍], その後ろに4-11番を深川洲崎弁天沖まで (竣工は1-3, 5-6) 江戸海岸に7家4000人 (金沢・福井・姫路・徳島・津山・桑名・松山)
修好通商条約後	安政5年6月, 東西とも外海警備廃止。横浜のため神奈川台場築造。内海要地のみ警備。	浦賀台場は奉行持ち。湾口の相州側は熊本ついで佐倉へ, 富津は柳川, ついで二本松へ。湾口警備応援は江戸近隣大名へ

(浅川道夫『江戸湾海防史』錦正社, 平成22年より抽出)

江戸湾口台場等配置図

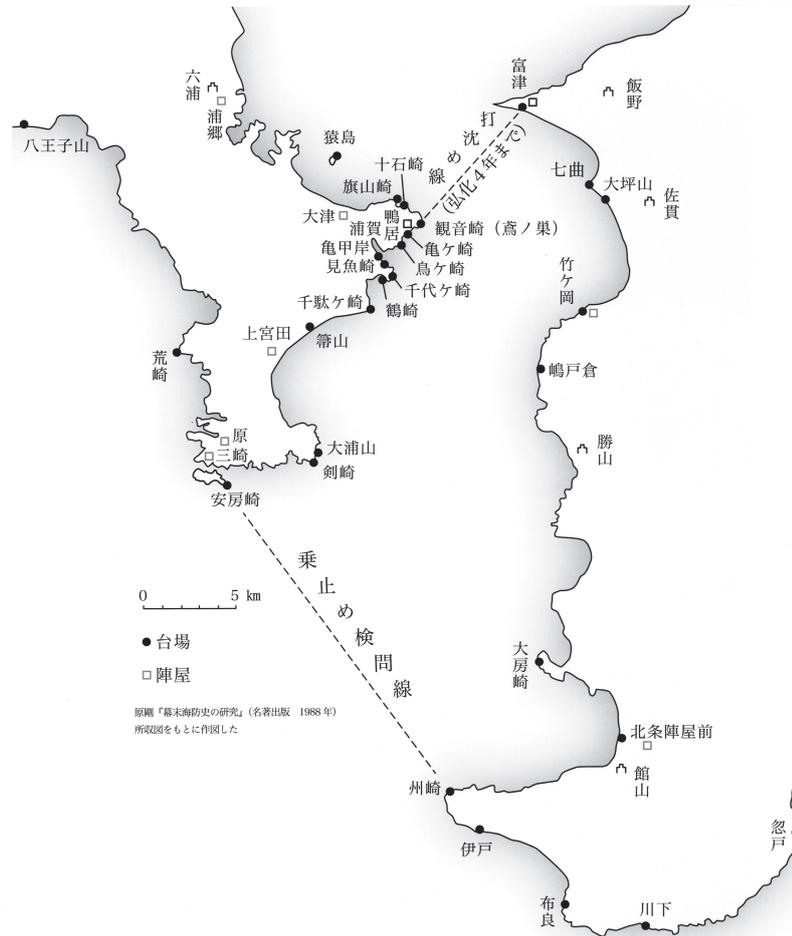


図2 江戸海門台場等配置図

『特別展 北からの開国—海がまもり、海がつかない日本—』
神奈川県立歴史博物館, 2019年, 96頁

佐々木脩輔『御備場御用留』第一冊 「51点、デジタル版で89ページ」

表紙『御備場御用留 一』、内表紙『御備場御書付留 佐々木』

デジタル版 M2018051117040132962_0001.pdf

享保三戌年六月

〔見開き4ページ〕

凡例

一 ページ数はオンラインのデジタル版のもの。見開き写真ゆえ丁数と異なる

一 目録の一つ書きには、その上方に朱筆で巻、式などが書き込まれているが、ここでは黒字で示す。

御書付留目録

〔見開き3ページ〕

元和二辰年八月

同十一年九月

巻 一 跂趾商船到本邦渡海之節之

七 一 近年唐船漂流之沙汰無之候得共

御書付

同年同月

打拂之儀兼々申達候通、別而無油断可被心得旨、并唐船漂流之儀、打拂之儀二付御書付

式 一 自伊祇利須至日本國渡海商船ヶ條

同年十六亥年四月

寛政十六卯年七月

八 一 戊三十三番唐船主謝壇臣、唐船工

三 一 太田備中守 御前工被 召出御用之

去冬日本人抜買ヲ企游着、船中工

覚書被渡申所謂條々

乗移候段訴出候二付、御褒美被下候書付

正徳四年五月廿一日

天文四未年

四 一 近年以来長崎往来之唐船私

九 一 当五月下旬ヨリ奥州邊房州筋海上

商賣之事、年々二長じ、或は往

二而異國船相見候由。陸工揚候ハ、押置

来之乗筋暫ク海上ニ間切居、猥ニ

上陸いたし候儀に付、御書付并諸家工

御達

注進可有之旨御書付

同年八月

拾一 浦賀入津之廻船工異國船見懸候哉

否相尋候儀ニ付御書付

延享三寅年三月

拾壹 一 近年渡来阿蘭陀人かびたんヲ初

末々迄日本之法令を輕じ、奉行之

下知を不相用、我俣成儀ども有之義

其外之儀ニ付御書付

同四卯年三月

拾貳 一 阿蘭陀事は御代々日本商賣

可仕旨被 仰付、毎年長崎工免着岸

候得共、切支丹宗之者連渡間敷

旨、其外日本渡海之唐船不可奪取

且南蠻人と海上ニ而出会候ハゞ、其所名

具ニ可書出旨御書付

同年五月

拾三 一 牧野備後守エ岡田庄太夫御代官所

日向國細島湊工唐船漂着有之節

人数出等之儀ニ付御書付

〔次に拾四が貼付けられている。デジタル版では、それにより隠れた拾五を示すため、見開き6ページを更めて撮影している〕

宝曆六子年五月

拾四 一 山本平八郎御代官所伊豆國百姓三之助

唐船工致漂流候由ニ而、去年中唐船主

連渡候儀ニ付御書付

御書付

同年八月

拾五 一 唐船拔荷之儀ニ付、別紙之通先年

度ニ被 仰出も有之候處、近年猥ニ

御書付

拾六

明和三戌年二月

一 前々より唐船漂着有之節は

其所之御領私領より長崎表工挽送

右漂着唐船長崎工挽送り候諸人

用之義ニ付、九州筋御領私領工可

申渡旨御書付

拾七

天明八申年十二月

一 唐船持渡之諸品拔荷賣買候旨

今以不相止不届候。向後疑敷品有之

候ハゞ可訴出旨、并海上ニ而唐船工不近

付乗通可申旨御書付

拾八

寛政三亥年九月二日

一 前々海陸乗船之面々も近来多

陸路通行有之趣二付、船手等之義も
無油断筋には可有之候得共、船路之
様子も心得可有之旨、諸向工御書付

拾九

同年九月

一 先頃筑前長門石見之沖ニ異國船
一艘之様子ニ而度々乗通候儀も有之
候ニ付、若数艘ニも及び候ハゞ、時宜
次第取計べき旨御書付

貳拾

寛政四子年十一月

一 異國船漂流之節取計方之儀ニ付
去亥年相達候趣、領中ハ勿論隣
領工も兼而手筈申合置、御役人
御用序之節見分相越候儀も
有之候間、見分請候様可致旨御書付

貳拾壹

同十二月

一 異國船漂流手當之儀、度々被 仰出
候事故、何も油断は有之間敷候
得共、成丈手厚ニ可申付旨御書付

貳拾貳

寛政五丑年三月

一 異國船漂流手當之儀、前以被 仰出
候事ニて候得共、行届兼候場所も有之
哉ニ付、近年度々備向之儀被 仰出
候ニ付、後年之處勘弁いたし領分
難儀致候儀など有之間敷事ニ付
能々可相心得旨御書付

貳拾三

同六寅年六月

一 幸太夫・磯吉婦國いたし、奇特成
志ニ付、金子被下置候御書

貳拾四

同年七月

一 石川日向守領分勢州河曲郡若
松村小市、外國工漂流いたし候處
歸國いたし候ニ付、銀子被下置候御書付

貳拾五

同七卯年六月

一 長門石見出雲肥前筑前壱岐領分
浦方工朝鮮之漁船など漂流
之節、不速成取計致間敷旨御書付
并諸家工御達書

〔見開き7ページ〕

〔見開き8ページ〕

式拾六

寛政九巳年閏七月

- 一 異國船見掛候節之儀取計方、寛政三亥年相触候趣、弥無油断申付置候様可致旨御書付

式拾七

同年十二月

- 一 異國船漂着之節取計、寛政三亥年委細相達候趣、勿論ニ候得共若心得違候而此方より事を好、手荒なる働仕出ざる様可取計旨御書付

式拾八

文化三寅年正月

- 一 先達而おろしや船長崎工渡来いたし通商等之儀相願候得共難取用筋ニ付穩ニ帰帆いたし候様寛政三亥年異國船之儀ニ付相触候趣ニ准じ取計可申旨相触候様御書付

式拾九

文化四卯年六月

- 一 當四月廿三日松前箱館より三^マ里程北之方、東蝦夷地工とろふ嶋之内、ないふと申所工魯西亜船式艘

来着、上陸いたし番人等搦捕候云々

於世上ニ風聞可有之候間、心得罷在候向々工無急度可咄置旨御書付

三拾

文化四卯年六月

- 一 先達而魯西亜人共嶋々ニ而彼船工連行候番人共を小船ニ乗、今度相帰し、最早帰宅可致趣ニ申立候旨ニ付、右之趣向々工無急度咄置べき旨御書付

三拾壹

文化四卯年六月

- 一 今度蝦夷地工魯西亜船来着及不法、箱館松前之沖間ニも怪敷船相見候由ニ付、寛政三亥年相達候趣相心得取計可申旨、浦々領地有之面々工可達旨御書付

三拾貳

同年十二月

- 一 おろしや船取計方之儀ニ付去寅年相達候趣も有之候處、其後蝦夷地嶋々工来り狼藉ニ及候上ハ嚴敷候条、無油断可申付旨御書付

[見開き9ページ]

三拾三

文政八四年二月

- 一 異國船渡來之節取計方従前々
数度被 仰出有之、おろしや船之
儀二付而は文化度改而相触候次第
も候處、追々横行の振舞有之ニ付、
打拂を心懸、凶を不失様可申付
旨御書付

三拾四

同年同月十五日

- 一 國々廻船漁船海上ニおゐて異國
之船ニ相親ミ候儀は前々より御
法度之事ニ付、浦々ニおゐても
不相包可申出旨御書付

三拾五

同年二月

- 一 異國船國々エ渡來、或は於海上
出會候節、向々より之届書多分荒
増之儀而已申聞、内々之事情は
難相分儀も有之候間、以來浦方
末々迄不相包有躰可申出旨御書付

三拾六

天保十三寅年七月廿三日

- 一 異國船渡來之節無二念打拂

可申旨、文政八年被仰出候。然ル處

當時萬事御改正ニ而享保寛政
之御政事に被復、何事ニよらず
御仁政を被施度との儀、御書付并
文化三寅年御触出添

同年八月四日

三拾七

- 一 異國船渡來之節取計方之儀
此度御改正之御趣意を以被仰出
候処、御警衛向之儀は弥嚴重ニいたし
人数武器手當等は是迄よりは手
厚ニ可相心得旨御書付

三拾八

同日

- 一 異國船渡來之節取計方之義
今度改而被仰出之趣も有之候
ニ付而は、御料私領共海岸のぞミ居
候場所之分、不残地頭姓名取調可
申上旨、其外御書付

三拾九

同年九月十八日

- 一 異國船渡來之節防禦之儀
今度別紙之通被仰出候。右ニ付
而は領分ニ海岸無之分も其最寄

〔見開き10ページ〕

異國船渡来之節は、兼而助勢
之儀被仰出候御書付

四拾

同年十月

一 異國船渡来之節は二念なく

打拂べき旨文政八年被仰出候

得共、何之別心も無之船、風波之

難ニ遭い漂来候類は格別之御仁恵

ニ而猥ニ打拂まじく、依而はいよいよ
〔見開き11ページ〕

嚴重ニ可心得旨御書付

天保十四卯年八月六日

四拾壹

一 日本人之内外國工漂流いたし

候者は手寄次第唐阿蘭陀之内工

請取可連越候。其外之國々より

連越候而も不請取候旨御書付

四拾貳

同十五辰年五月廿四日

一 浦賀奉行羽田奉行エ下田村内

御備之儀今度御差止、如前々可被成

置旨被仰出候御書付

四拾三

同日

一 田中一郎右衛門御役知千石被下候間
得其意取調可差出旨御書付

下田羽田御備場陣屋其外新規

御普請并浦賀奉行御役宅建替

御普請之儀、其外評議

四拾四

同年八月七日

一 万石以上以下、領分知行所海岸

防禦之備ニ付武器人数手當方等

始、都而右ニ拘り候廉々之伺書可

差出旨御書付

四拾五

弘化二巳年七月朔日

一 伊勢守殿・備前守殿海岸防禦筋

之御用向御取扱之義御書付

四拾六

同年四月六日

一 伊勢守殿備前守殿海防筋之御用向

隔月ニ御心得御取扱之旨御書付

四拾七

弘化二巳年六月廿八日

一 松平大和守エ相模國御備場之義

ニ付見込之處篤と取調、追々相

〔見開き12ページ〕

旨御達
四拾八

同三年七月廿日

- 一 異國船渡来之節取扱方之儀ニ付
去ル寅年相達候趣も有之候処、近来ハ
度々渡来いたし品々願筋申立
剩漂流ニ無之船も必薪水食物
等乞求め候趣ニ而は其節ニ望之品
相与へ候得共、機変ニ応じ
御國威を不失様可取計旨御書付

四拾九

同四年二月十五日

- 一 井伊掃部頭・松平肥後守工御備場
御用被仰付候御書付

五拾

嘉永二酉年五月五日

- 一 伊勢守殿海防懸工御渡、近来異國船
折々致渡来候ニ付、此後防御之儀ニ付
計画、利害之當否、後弊無之様
可有之程、各通ニ而早々可申上旨
御書付

五拾壹

同年六月五日

- 一 下曾根金三郎炮術為教授浦賀

佐々木脩輔『御備場御用留』目録（第二冊から第七冊）

凡例

- 一 テクストは国立公文書館内閣文庫のデジタル版を用い、その見開き頁数を「」に包んで示した。
- 一 各冊から、書付の主題、発行の年月日と主体、宛先、付札の年月と主体、鱒付の年月と主体、などを採録した。
- 一 同一の問題に関わる書付は同じアラビア数字の番号でまとめ、細分類はA、B、Cなどで示した。
- 一 書付に主題の記載がない場合、採録者の責任で内容を「」内に記した。
- 一 内容の要点や捕捉的な説明は（ ）内に記した。

第二冊 [22点 デジタル版全98頁]

表紙『御備場御用留』二、内表紙『弘化三丙午六月ヨリ 御備場御用留 佐々木』

デジタル版 M2018051117041332963_0001.pdf

[1] [3-4頁]

〔午六月九日 阿部伊勢守の三奉行・海防掛・筒井紀伊守に対する口達〕

（文政打払令改復の諮問）

[2] [5-12頁]

異船之儀ニ付御沙汰之趣評議仕申上候書付

午七月〔晦日〕 深谷遠江守・石河土佐守・松平河内守・松平式部少輔・小出織部・羽田龍助

（海岸守備之義ニ付御触達之儀・異船打拂御改復之義、大船製造等之義の三問題）

[3] [12-13頁]

（海防懸による老中方針の承認）

〔午八月八日 阿部伊勢守より〕「覚」

（海防掛評議を承認、異国船打払令見合わせ、浦賀防備評議下令）

〔鱒付〕 深谷遠江守・石河土佐守・松平河内守・松平式部少輔・小出織部・羽田龍助

[4] [13-29頁]

〔午八月十一日 海防掛の阿部伊勢守殿への答申〕

異国船之義ニ付評議仕候趣申上候書付

深谷遠江守・石河土佐守・松平河内守・松平式部少輔・小出織部・羽田龍助

（海岸守備之義ニ付尚又御触達方、浦賀表御備筋、大船製造等之義の三問題）

[5] [29-31頁]

〔午十月七日 海防掛の阿部伊勢守あて答申〕

異船渡来之節御固番船之儀ニ付評議仕候趣申上候書付

深谷遠江守・石河土佐守・松平河内守・小出織部・羽田龍助

（海防懸の松平大和守・松平下総守の番船上申に対する評議書）

[6] [31-32頁]

〔午十一月十一日 浦賀奉行の阿部伊勢守あて答申〕

御尋之段ニ付申上候書付

大久保因幡守・一柳一太郎

（浦賀奉行による異国船乗留方の答申）

[7] [33-40頁]（佐々木脩輔が海防掛として初登場）

〔午十二月十八日 海防掛の阿部伊勢守あて答申〕

異船渡来之節乗留其外心得方之儀ニ付評議仕候趣、申上候書付
深谷遠江守・石河土佐守・松平河内守・佐々木脩輔・松平式部少輔・小出織部・羽田龍助

〔付札〕 未三月十日 戸田寛十郎

〔鱈付1 右に未三月 筒井紀伊守〕〔鱈付2 左に海防懸七名〕

〔8〕〔40―45頁〕

〔午八月八日 浦賀奉行の阿部伊勢守あて伺〕（末尾には未八月とある。写間違いか）

異国船渡来之節乗留心得方、其外奉伺候書付

大久保因幡守・一柳一太郎

〔9〕〔45―47頁〕

〔未正月廿二日 海防掛の阿部伊勢守あて答申〕

異船渡来之節御固番船之儀二付猶評義仕候趣申上候書付

深谷遠江守・石河土佐守・松平河内守・佐々木脩輔・

松平式部少輔・小出織部・羽田龍助

（阿部の口達案を支持）

〔10〕〔47―48頁〕

〔未正月廿五日 阿部伊勢守の浦賀奉行・松平下総守・松平大和守あて

達案〕

扣 伊勢守

向々え達

浦賀奉行え達

松平下総守・松平大和守家来え達

〔鱈付〕 未正月晦日 深谷遠江守・石河土佐守・松平河内守・

佐々木脩輔・松平式部少輔・小出織部・羽田龍助

〔11〕〔49―55頁〕

〔未正月 海防掛の阿部伊勢守あて答申〕

浦賀御固之諸家御手當其外之儀二付 御書取之趣并松平式部少

輔申上候趣共、評議仕申上候書付

深谷遠江守・石河土佐守・松平河内守・佐々木脩輔・

小出織部・羽田龍助

〔下ケ札 一点〕

〔12〕〔56―62頁〕

〔未正月廿三日 海防掛四名の阿部伊勢守あて答申〕

浦賀表御固之向御手當筋之儀二付、再應評議仕候趣申上候書付

石河土佐守・松平河内守・佐々木脩輔・羽田龍助

〔下ケ札 一点〕

〔13〕〔62―71頁〕

〔未正月廿九日 海防掛七名の阿部伊勢守あて答申〕

浦賀表増御固等之儀二付申上候書付

深谷遠江守・石河土佐守・松平河内守・佐々木脩輔・

松平式部少輔・小出織部・羽田龍助

（異国船乗留方は「永く萬国と仇を結」ばないよう奉行・四家へ

達）

〔14〕〔72―73頁〕

〔未二月十五日 阿部伊勢守の海防掛あて達〕

覚

（浦賀御備場面々への手當金、臺場増築の場所、大筒鑄立、御船

製造、浦賀奉行与力同心増人等について、向々への達方の評議・

上申を下命）

〔鱈付〕 深谷遠江守・石河土佐守・松平河内守・佐々木脩輔・

松平式部少輔・小出織部・羽田龍助

〔15〕〔73―77頁〕

〔未三月二日 阿部伊勢守の四家あて達案〕

可相達趣

井伊掃部頭あて、松平肥後守あて、松平大和守あて、

松平下総守あて

(拝借金下付)

扣 向々え別段相達候趣

井伊掃部頭あて、松平大和守あて、松平下総守あて

(台場新設)

[16] [78 - 79頁]

[未三月十三日 阿部伊勢守殿の浦賀奉行あて達案]

扣 浦賀奉行へ

(押送船、與力同心増人・千駄崎台場)

[17] [79 - 81頁]

[未三月廿三日 阿部伊勢守の浦賀奉行・四家あて達]

扣 伊勢守 向々達

浦賀奉行え

(異國船応接法)

御備場御用相勤候四家え達

同文言

[鰭付 未三月廿三日、海防掛七名]

[18] [82 - 84頁]

[未三月十五日 阿部伊勢守の四家あて達]

扣 伊勢守 向々え達

松平大和守あて、松平下総守あて

井伊掃部頭あて、松平肥後守あて

(異國船取扱につき浦賀奉行との打合せを達)

[鰭付1 右に未三月十五日、海防掛七名] [鰭付2 左に未三月 筒

井紀伊守]

[19] [84 - 85頁]

[未四月廿一日 阿部伊勢守の海防掛あて諮問]

海防掛え

覚

(浦賀奉行と四家の分担)

[20] [85 - 88頁]

[未七月朔日 海防掛の阿部伊勢守への答申]

異船乗留方之儀ニ付御書取之趣評議仕申上候書付

深谷遠江守・石河土佐守・松平河内守・佐々木脩輔・

松平式部少輔・小出織部・羽田龍助

[鰭付 未八月五日、海防掛七名]

[21] [88 - 90頁]

[未六月廿三日 井伊掃部頭の願と老中の挨拶]

扣

[井伊掃部頭の願] (一〇万石預地申請)

右挨拶

覚

[書面願之通りニハ迎も難整筋ニ付、書付相返し候事]

[鰭付 未八月 海防掛七名]

[22] [90 - 92頁]

[未六月廿三日 井伊掃部頭の伺と老中の挨拶]

扣

[未六月 井伊掃部頭の伺] (西国押えと相州警備の両立)

右挨拶

覚 (難題申立遺憾、書面返却)

[23] [93頁]

[未六月 井伊掃部頭の上書] (相州警備に丹精尽力)

[鰭付 未八月 海防掛七名]

第三冊 [24点、デジタル版68頁]

表紙『御備場御用留 三』、内表紙『御備場 書上下物留 五ノ上 佐々木』

デジタル版：M2018051117042632964_0001.pdf

[1] [3-5頁]

〔未六月十九日 阿部伊勢守の海防掛諮問〕

松平肥後守家来内意 伊勢守

六月十七日 松平肥後守内 柴宮門三郎

〔付札〕〔七月 海防掛七名評議書 七月〕

覚(案)

〔齎付〕〔七月廿七日 深谷遠江守・石河土佐守・松平河内守・佐々木

脩輔・松平式部少輔・小出織部・羽田龍助〕

[2] [6-8頁]

〔A〕〔未六月廿一日 阿部伊勢守の海防掛諮問〕

松平下総守家来内意 伊勢守

六月廿一日 松平下総守家来 和田孫兵衛

〔海防掛七名評議書 七月〕

[B] [8頁]

〔阿部伊勢守の松平下総守への達〕

覚 七月廿三日

[4] [9-11頁]

〔A〕〔未八月 松平下総守伺への深谷遠江守・石河土佐守評議書〕

〔齎付〕〔八月三日 海防掛七名〕

[B] 扣 伊勢守

松平下総守エ達 「書面之趣難被及御沙汰候事」

〔齎付〕〔海防掛七名〕

[5] [11-13頁]

〔未六月廿三日 井伊掃部頭の願〕

扣 六月 井伊掃部頭

(預け地一〇万石要請)

右挨拶

覚

「書面願之通りニは迎も難整筋ニ付、書面相返し候事」

〔齎付〕〔未六月 海防掛七名〕

[6] [13-16頁]

〔A〕〔未六月廿三日前同断〕

扣 井伊掃部頭 [六月]

[B] 右挨拶 覚

[C] [六月 井伊掃部頭上申]

六月 井伊掃部頭

〔齎付〕〔未六月 海防掛七名〕

[7] [16-20頁]

御備場地所渡無之内異國船渡来之節、在所表工設置候人数陸地船地通行為致、尤銘々鉄砲其外持参ニ付房州初め関所置證文を以為致通行度旨

伺

六月廿三日 松平肥後守家来

[A] [松平肥後守伺]

六月廿三日 荒川善蔵

[B] [海防掛評議書 地所引渡し済ゆえ却下]

八月 深谷遠江守・石河土佐守評議書

[C] 類例書 六月三日 松平肥後守家来

二月 松平肥後守内 荒川善蔵

三月十三日御付札 「この時点では許可」

〔D〕 扣伊勢守

付札「Aの冒頭二行と末尾を記した後、却下」

〔鱈付〕八月十七日「海防掛七名 以降、小出に代り稲葉清次郎」

〔8〕〔20頁〕

先年相州御備場引拂候節差上候大筒之内五貫目玉鍔狼筒式挺御不要ニ
も有之候ハ、御下ケ被申度旨願

七月十二日 松平肥後守

〔松平肥後守願〕七月十二日 松平肥後守

〔21頁〕

〔鱈付〕「海防掛七名」書面下ケ札を以申上候通被仰渡候旨承知仕
候

〔9〕〔21・24頁〕

〔未十月廿八日 牧野備前守の海防掛への諮問と答申〕

松平肥後守家勝手より用人共込申聞書付

〔A〕「松平肥後守伺」十月廿六日 松平肥後守内 荒川善藏

〔22頁〕

〔B〕「海防掛評議書」未十一月「海防掛七名」

〔22・24頁〕

御附札「許可」

〔鱈付〕「海防掛七名」

〔10〕〔24・30頁〕

〔未六月廿八日 阿部伊勢守の海防掛への諮問と答申〕

〔A〕海防掛エ

〔24・25頁〕

覚

〔B〕浦賀奉行席次之儀ニ付御書取之趣評義仕申上候書付

〔25・30頁〕

未七月「海防掛七名 稲葉でなく、小出織部」

〔11〕〔30・31頁〕

〔A〕「未七月廿八日 阿部伊勢守の海防掛への達」

海防掛エ

（浦賀奉行の席を長崎奉行の次席、諸大夫場に。新任手当三百
両）

〔鱈付〕未七月「海防掛七名 小出でなく稲葉」

〔B〕〔31頁〕

〔未七月廿八日 阿部伊勢守の達〕

御勘定奉行エ（浦賀奉行新役の際、三百両拝借）

〔12〕〔32・33頁〕

〔A〕「松平肥後守願」

先達而申聞候裏印證文三月越相成候間中田関所無相違相通候様
申聞候書付

七月十二日 松平肥後守

付札「書面之趣は房川渡中田関所番エ相達候間可被得其意候」

〔鱈付〕「未八月十八日 勘定奉行四名」

〔B〕「付札」未七月（勘定奉行）石河土佐守・松平河内守・久須美佐
渡守・牧野大和守

〔同意〕

〔33頁〕

〔C〕例書 七月十二日 松平肥後守

〔34・35頁〕

〔D〕未七月十七日「勘定奉行四名の房川渡中田関所番中あて達」

〔35・36頁〕

〔13〕〔36・37頁〕

松平肥後守家来勝手より差出候書付

〔付札〕七月「海防掛七名」（武器調査報告様式、伺通りで可）

〔鱈付〕「海防掛七名」

〔14〕〔38・39頁〕

〔A〕「七月晦日 阿部伊勢守達案」

御備場之面々エ可達趣

御備場之四家エ可達趣 〔異船乗留の際、陣羽織を止め、長崎同様とする〕

〔B〕〔八月五日 阿部伊勢守の四家への達〕 〔39・40頁〕

扣 伊勢守

御備場之四家エ達候御書取 〔陣羽織廃止〕

〔鱈付〕〔未八月五日 海防掛七名〕

〔15〕〔40・41頁〕

〔未八月 井伊掃部頭の届〕

村替被仰付候相模国上宮田村地内引渡以前ニは候得共陣屋補理備向人数差置可申儀ニ付申聞置候書付 八月七日 井伊掃部頭

〔鱈付〕未八月 〔海防掛七名〕

〔16〕〔41・42頁〕

〔A〕御備場地所近々引渡ニ付松平大和守陣屋讓受人数武器など御届可申之処、上宮田陣屋普請中に付出来之上相届可申旨申聞候書付 八月七日 井伊掃部頭

〔鱈付〕未八月 〔海防掛七名〕

〔B〕 〔42・43頁〕

大和守領分相模国三浦郡初め上知被仰付、右陣屋其俣井伊掃部頭エ讓渡候旨申聞置候書付 八月七日 松平大和守家来 伊藤源五兵衛

〔鱈付〕未八月 〔海防掛七名〕

〔17〕〔43・45頁〕

〔A〕相州御備場ニ差置候家来之者炮術稽古打大筒船打とも四季共為打度旨伺

八月十四日 井伊掃部頭

附札 〔可為伺之通候〕云々

〔B〕〔海防掛評議書〕 十月 〔海防掛六名 羽田龍助を欠く〕

〔鱈付〕未十月廿日 〔海防掛七名〕

〔18〕〔45・48頁〕

安房上総國御備場引渡相成候ニ付同所エ差遣置候家来之者陣屋元領分海邊等ニ而砲術稽古打四季共為打度旨初め伺

八月廿五日 松平肥後守

〔A〕〔松平肥後守伺〕 八月廿九日 松平肥後守 〔45・46頁〕

付札 〔何も可為伺之通候〕

〔B〕〔海防掛評議書〕 十二月 〔海防掛七名〕 〔46・48頁〕

〔鱈付〕十二月十五日 〔海防掛七名〕

〔19〕〔49頁〕

〔浦賀奉行の普請伺〕

〔未九月六日伊勢守殿竹村長十郎を以御下ケ、式通・式袋之内引分、式通式袋同十一月十五日御同人黒沢正助を以御扣共式通式袋引替御下ケ、同十二月廿七日評議下札いたし、本多権之丞を頼御同人エ同人を以返上〕

〔A〕浦賀御番所脇御筒据場并三崎表通詞居小屋御普請之義奉伺候書付

未九月 戸田伊豆守・浅野中務少輔 〔49・51頁〕

〔B〕〔下ケ札 海防掛の答申〕 未十二月 〔海防掛七名〕 〔52・54頁〕

〔C〕〔前同断老通式袋之〕 〔54頁〕

相州浦賀御番所脇御筒据場築増其外三崎表通詞居小屋御普請金之写帳

戸田伊豆守・浅野中務少輔

〔20〕〔55・58頁〕

〔A〕浦賀表増御固之向きエ御渡可相成西洋文字論書之儀ニ付相伺候書付

未九月 〔海防掛六名 松平式部少輔を欠く〕

〔B〕西洋文字和解写 〔異国船への命令二通〕 〔57頁〕

(海門海岸・内海への接近禁止と停船下知待機の命令。所属国・用件を記した書付の提出)

〔C〕〔阿部伊勢守〕 覚 「伺之通被取計可申事」 [58頁]

〔鱈付〕 未九月十二日 「海防掛六名」

〔21〕 [58頁]

〔九月十三日 松平下総守の伺と阿部伊勢守の達〕

〔A〕 扣 伊勢守

松平下総守家来内意

覚 (横文字論書 地名を改めて引換え) [59頁]

〔鱈付〕 未九月十三日 「海防掛七名」

〔B〕 [59頁]

松平下総守家来内意 伊勢守 [60頁]

八月八日 松平下総守家来 尾崎又左衛門

(西洋文字論書に竹岡とあるが、会津に引渡し済。如何すべき

か)

〔C〕〔付札〕 未八月 「海防掛七名」 [60頁]

〔22〕 [61頁]

〔A〕与力見習勤御宛行増之儀奉願候書付 [61頁]

未九月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

〔B〕〔付札〕 未十一月 石河土佐守・松平河内守 (以上勘定奉行)・

佐々木脩輔・羽田龍助・立田岩三郎・関保右衛門 (以上勘定吟味役)

〔却下〕 [64頁]

〔23〕 [66頁]

〔A〕麦秋之内被遣候通詞共期月ニ相成候ニ付差戻之儀申上候書付

未九月 戸田伊豆守・浅野中務少輔 [66頁]

〔B〕〔付札〕 未十月 「海防掛七名」 (承認) [67頁]

〔24〕 [67頁]

唐紅毛通詞共御扶持方之儀申上置候書付 戸田伊豆守・浅野中務少輔

(対象は唐小通事助何麟三、紅毛小通詞助吉雄作之丞)

〔鱈付〕 未十月 「勘定奉行・吟味役六名」

第四冊 「25点、デジタル版70頁」

表紙『御備場御用留 四』、内表紙『御備場 書上下物留 五ノ下 佐々木』

デジタル版：M2018051117044432965_0001.pdf

- [1] [3-6頁]
[A] ハントモルチール筒之儀ニ付伺候書付 [3-4頁]
(未) 十月 戸田伊豆守・浅野中務少輔(浦賀奉行)
[B] 『海防掛評議書』申三月『海防掛七名 鑄立同意』 [5-6頁]
〔深谷遠江守・石河土佐守・松平河内守・佐々木脩輔・松平式部少輔・稲葉清次郎・羽田龍助〕
- [2] [6-8頁]
[A] 『海防掛の鉄砲方への掛合』 [6-7頁]
未十二月 [海防掛七名]
[B] 『鉄砲方返答』(同意) [7頁]
申二月 井上左太夫・田付主計・井上又四郎
[C] 『海防掛評議書』 [8頁]
未十一月『海防掛七名』(鑄立同意 鉄砲方に存寄諮問)
[3] [9-10頁]
鶴崎御備場新規御据筒之儀ニ付申上候書付
十月 戸田伊豆守・浅野中務少輔
[鱈付] 未十二月『海防掛七名』
[4] [10-14頁]
[A] 三崎御役宅鶴崎御備場人数詰増之儀猶又奉伺候書付 [10-12頁]
未十月 戸田伊豆守・浅野中務少輔
- [B] 『海防掛評議書』
未十二月『海防掛七名』(増員同意) [13-14頁]
[鱈付1 上部に正月廿八日海防掛] [鱈付2 下部に正月廿八日浅野中務少輔]
[5] [15-21頁]
[A] 浦賀奉行支配組頭新規被仰付候様相願候様書付 [15-18頁]
未十月 戸田伊豆守・浅野中務少輔
[B] 『海防掛評議書』 [19-21頁]
未十二月『海防掛七名』(反対)
[鱈付1 上部に正月浅野中務少輔] [鱈付2 下部に申正月廿七日海防掛七名]
[6] [22-23頁]
[未十月廿二日 海防掛の老中あて伺]
西洋文字諭書為相認候義ニ付申上置候書付
未十月 [海防掛七名]
[7] [23-25頁]
[井伊掃部頭の相州巡見出張の伺]
[A] 相州三浦郡鎌倉郡領分内海岸地理等致見分度依而來月初旬相越度旨伺 [23-24頁]
十月廿三日 井伊掃部頭
[B] 『海防掛評議書』 [24-25頁]
十月 [海防掛七名] (同意)
[鱈付] 十一月九日『海防掛七名』
[8] [25-26頁]
[井伊掃部頭の伺]
[A] 相州領分巡見日数凡十日程之積ニ有之候旨申聞置候書付 [25-26頁]
十一月十四日 井伊掃部頭

- 〔A〕 浅野中務少輔申上候書面一覽仕候趣申上候書付
未十一月 「海防掛七名」 (固大名四家申合作製反對) [26-27頁]
- 〔B〕 御固大名エ御問目下案差上候ニ付右箇条中之意味合御内含迄ニ申上候書付
十一月 浅野中務少輔 [27-31頁]
- 〔C〕 御固大名エ御問目之下案 十一月 (一五箇条) [31-35頁]
- 〔10〕 [35-37頁]
〔松平肥後守の御備場見分の伺〕
〔A〕 領分安房之國御備場見分不致候而は萬端差圖致兼候儀も有之候間彼地エ罷越浦々致見分度旨伺
十一月十四日 松平肥後守
御付札 可為伺之通候 [35-36頁]
- 〔B〕 [海防掛評議書]
十一月 「海防掛六名 佐々木を欠く」 (同意) [36-37頁]
〔鰭付〕 [海防掛七名] [37-38頁]
- 〔11〕 [37-38頁]
〔浦賀奉行の伺〕
〔A〕 三崎表押送形御船之儀ニ付奉伺候書付
未十一月 戸田伊豆守・浅野中務少輔 (韋駄天丸と命名) [37-38頁]
- 〔B〕 [海防掛評議] 未十二月 [海防掛七名] (同意) [38頁]
〔12〕 [38-40頁]
〔浦賀奉行の伺〕
浦賀表御船々相増候ニ付船頭水主人數増之儀奉伺候書付 [38-40頁]
未十一月 戸田伊豆守・浅野中務少輔
〔鰭付1 上部に申正月浅野中務少輔〕 [鰭付2 下部に申六月六日海防掛七名] (押送形一艘のみ同意)
〔13〕 [40-43頁]
〔井伊掃部頭の伺〕
〔A〕 相模之國御備場エ差置候家来之者陣屋内外御備場近邊ニ而小具足陣羽織或は甲冑を着調練為仕度伺
十月廿四日 井伊掃部頭
付札 可為伺之通候
〔鰭付〕 十二月晦日 [海防掛七名]
〔B〕 [海防掛評議書] 十二月 [海防掛七名] (同意) [41-43頁]
〔14〕 [43-45頁]
〔浦賀奉行の伺〕
〔A〕 三崎表押送形御船御新調并御船屋御取建御普請中掛之儀申上候書付
未十月 戸田伊豆守・浅野中務少輔 (与力・同心に扶持)
〔鰭付1 上部に十一月十五日浅野中務少輔〕 [鰭付2 下部に十一月十七日勘定奉行・吟味役六名]
〔B〕 [勘定奉行・吟味役評議書] [44-45頁]
未十一月 石河土佐守・松平河内守・佐々木脩輔・羽田龍助・立田岩太郎・関保衛門 (同意)
〔15〕 [45-48頁]
〔松平肥後守の伺〕

〔A〕御備場地所相渡人数引越候二付而は異国線動揺之次第二寄在所表エ被置候人数陸路船路通行為致、尤武器等致持參候二付房川初め閑所置證文を以致通行度旨伺

〔井伊掃部頭の伺〕
〔A〕相州領分爲巡見罷越候砌浦賀奉行持場并松平大和守領地海岸之内地理見分致置度旨伺

七月廿六日 松平肥後守家来 荒川善蔵〔冒頭要約には十月廿六日〕

十一月五日 井伊掃部頭

〔B〕〔海防掛評議書〕 未十二月 〔海防掛七名〕 (反対)〔46-48頁〕

〔B〕〔海防掛評議書〕 (反対、領分のみ廻村、書面差戻)〔54頁〕

〔16〕〔48-49頁〕

〔20〕〔55-57頁〕

〔浦賀奉行の伺〕

〔浦賀奉行の伺〕

〔A〕組与力同心江戸詰人数減之儀二付奉伺候書付

〔A〕浦賀表御備船頭水主御手當御扶持方書付

未十一月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

未十一月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

〔B〕〔海防掛評議書〕 未十一月 〔海防掛七名〕 (同意)〔49頁〕

〔B〕〔海防掛評議書〕 未十二月 〔海防掛七名〕 (却下)〔56-57頁〕

〔17〕〔50頁〕

〔21〕〔58-65頁〕

〔井伊掃部頭の届〕

〔浦賀奉行の伺と勘定奉行・吟味役、学問所、天文方の評議〕
〔A〕紅毛唐通詞共夏秋之中浦賀詰被 仰付候二付、別段御手當之儀奉伺候書付

〔A〕相州領分エ為巡見罷越候節至而人数減少召連候旨申聞置候書付

未十二月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

十一月五日 井伊掃部頭

〔B〕〔勘定奉行・吟味役評議書〕

〔鰯付〕〔海防掛七名〕 承之

未十二月 〔勘定奉行・吟味役六名〕 (一人に限り同意)

〔18〕〔51-52頁〕

〔C〕紅毛唐通詞共夏秋之中浦賀詰被 仰付候二付別段御手當之儀申上候書付

〔井伊掃部頭の牧野備前守あて伺〕

未十二月 筒井紀伊守・林式部・林又三郎 (同意)

〔A〕井伊掃部頭家来勝手より差出候書付 備前守

〔D〕手附紅毛通詞浦賀詰中別段御手當之儀二付奉伺候書付

〔井伊掃部頭伺〕 十一月十四日 井伊掃部頭内吉用茂助

未十二月 山路弥左衛門

覚 此度之儀は先ヅ領分而已廻村致候様可仕候事

〔鰯付1 上部に十二月浅野中務少輔〕〔鰯付2 下部に申二月廿二日御備場掛〕

〔B〕〔下ケ札〕 十一月 〔海防掛七名〕 (反対)〔52頁〕

未十二月 山路弥左衛門

〔鰯付〕十一月十四日 〔海防掛七名〕

〔鰯付1 上部に十二月浅野中務少輔〕〔鰯付2 下部に申二月廿二日御備場掛〕

〔C〕〔井伊掃部頭の勘定所あて届〕 (千駄崎見分)

〔22〕〔66-67頁〕

井伊掃部頭内 吉用茂助 十一月十四日

〔53頁〕

〔松平肥後守の伺〕

〔19〕〔53-54頁〕

〔松平肥後守の伺〕

扣 伊勢守

十二月七日 松平肥後守 (二月上旬房総見分)

付札 [可為伺之通]

[鰯付1 上部に浅野中務少輔] [鰯付2 下部に海防掛七名]

[23] [67 - 68頁]

[松平大和守の届]

松平大和守家来勝手より差出候書付 伊勢守

十二月十四日 松平大和守家来 小笠原源次 (猿嶋受領の届)

[鰯付] [海防掛七名]

[24] [68 - 69頁]

[海防掛の上申]

浦賀表御固之向エ西洋文字論書相渡候儀ニ付申上候書付

(論書蘭・仏語版出来。忍以外三家へも渡す。控を上申)

未十二月 [海防掛七名]

[25] [69 - 70頁]

[勘定奉行・吟味役の伺]

西洋文字相認候和蘭陀通詞エ御手當被下候儀申上候書付

(論書新規仕立の手當)

未十二月 石河土佐守・松平河内守・佐々木脩輔・羽田龍助

[鰯付全文]

書面和蘭陀通詞エ御手當之儀取調可申と存候。依之及御相談候

未十二月 龍助・脩輔・河内守・土佐守

遠江守殿・式部少輔殿・清次郎殿

(海防掛が勘定方と目付方の二手に分れて「相談」している)

第五冊 [13点、デジタル版77頁]

表紙『御備場御用留 五』、内表紙『御備場 書上書物留 六 佐々木』

デジタル版：M201805117045432966_0001.pdf

[1] [3 - 11頁]

[浦賀奉行の願]

[A] 私共手附出役之者奉願候書付 (内田弥太郎手当) [3 - 6頁]

申四月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

[B] 御留守居与力私共手附出役桜井貞三御褒美之儀奉願候書付

[7 - 8頁]

申正月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

[C] 私共手附出役之者御手當被下置候例書 [天保十五年七月

桜井代五郎] [8 - 9頁]

申正月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

[D] 浦賀奉行申上候手附出役之儀評議仕候儀申上候書付 [9 - 11頁]

申三月 [海防掛七人] (同意)

[E] 例書 (文化五辰年支配勘定前田平右衛門松前奉行手附 御褒美)

[2] [11 - 13頁]

[浦賀奉行の伺]

[A] 異国筒御験相済候儀申上候書付

申二月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

[付札] 申四月 [海防掛七名]

[鰯付1 右に申五月朔日海防掛七名] [鰯付2 左に四月廿九日戸田

伊豆守]

[13 - 18頁]

[B] 異国筒打験等之儀ニ付伺書 (三流による打試)

- 末十一月 戸田伊豆守・浅野中務少輔 [13-15頁]
- [付札] 未十一月 [海防掛七名] (浦賀奉行委任) [15-16頁]
- [付札] 右に未十一月廿日海防掛七名 [付札] 2 左に浅野中務少輔 [29頁]
- [C] [Aの別紙] 三流打驗御入用書 異国筒打驗玉葉御入用 九月 [17-18頁]
- (ホーウキツスル筒 カルロナーテ筒) (外記流、田付流、西洋流各代銀)
- [3] [19-24頁]
- [浦賀奉行の伺]
- [A] 異国語ニ而別段御驗仕候儀申上候書付 [19-21頁]
- 申二月 戸田伊豆守・浅野中務少輔
- [付札] 申十一月 [海防掛七名 稲葉に本多隼之助が交代] [21-22頁]
- (同意)
- [付札] 申十一月廿三日海防掛 [付札] 2 申十一月戸田中務少輔^(ママ) [23-24頁]
- [B] 別段御驗候玉葉御入用書付
- 申二月 戸田伊豆守・浅野中務少輔
- [4] [25-27頁]
- 松平肥後守家来勝手込内意申聞候書付 (牧野) 備前守
- [A] [肥後守在邑中、世子出張伺]
- 三月廿七日 松平肥後守内 荒川善蔵 [25-26頁]
- [B] [付札] 五月 [海防掛七名 本多でなく稲葉] (同意) [26-27頁]
- [付札] 五月十二日 [海防掛七名]
- [5] [28-29頁]
- [松平肥後守の伺への牧野備前守の達] (省略が多い)
- [A] 扣 備前守 (富津・竹ヶ岡台場の石垣築増伺) [28-29頁]
- 覚 (許可)
- [付札] 申四月十四日 [海防掛七名 稲葉を含む] [29頁]
- [B] 扣 備前守 (富津・竹ヶ岡台場模様替)
- 覚 (許可)
- [6] [30-33頁]
- [松平肥後守の伺への牧野備前守の達]
- [A] 松平肥後守家来勝手込内意申聞候書付 備前守
- 三月七日 松平肥後守内 荒川善蔵
- [付札] 申四月 [海防掛七名 稲葉を含む] (同意) [31頁]
- [B] [富津・竹ヶ岡台場模様替伺]
- 三月七日 松平肥後守内 荒川善蔵 [32頁]
- [付札] 申四月 [海防掛七名 稲葉を含む] (同意) [32-33頁]
- [7] [33-44頁]
- [浦賀奉行の伺と海防掛の評議]
- [A] 浦賀表御増人組屋敷其外鶴崎御番所三崎御役宅御普請之儀ニ付評議仕候趣申上候書付 [33-35頁]
- 申四月 [海防掛七名]
- [B] 浦賀表御増人組屋敷并家作被下其外鶴崎御番所三崎御役宅御普請之儀ニ付奉伺候書付 [36-40頁]
- 未十月 戸田伊豆守・浅野中務少輔
- [付札] 1 右に申五月十五日海防掛六名 浅野を欠く [付札] 2 左に申五月戸田伊豆守 [40-41頁]
- [C] 浦賀表御増人組屋敷并居小屋鶴崎御番所三崎御役宅其外御普請金高帳
- 未十月 戸田伊豆守・浅野中務少輔 [42-44頁]
- [D] 西浦賀村□□御増人組屋敷地田畑山御買上代金取調帳

- [8] [44-46頁]
 未十月 戸田伊豆守・浅野中務少輔
 「井伊掃部頭の伺と老中の達」
 「A」安房上総国海岸之地理為見分家来之もの罷越致度旨伺 [44-45頁]
 五月十八日 井伊掃部頭
 付札「可為伺之通」
 「B」[海防掛評議書] 五月 [海防掛七名] (同意) [45-46頁]
 「鱈付」五月廿六日 [海防掛六名 稲葉を欠く] [44頁]
 「C」安房上総国海岸之地理為見分家来之者罷越候様致度旨伺 [46頁]
 五月六日 井伊掃部頭
 「D」[海防掛評議書] 五月 [海防掛七名 稲葉に代り戸川中務少輔] (同意) [47頁]
 [9] [48-61頁]
 「浦賀奉行の伺」
 「A」平根山下新規御臺場御普請之儀奉伺候書付 [49-56頁]
 申五月 戸田伊豆守・浅野中務少輔
 「B」[海防掛評議書] (同意) [56-58頁]
 申六月 [海防掛七名]
 「C」相州浦賀御臺場外建置御普請御修復金高帳 [59-60頁]
 申五月 戸田伊豆守・浅野中務少輔
 「D」相州平根濱御臺場敷地畑御買上代金取調帳 [60-61頁]
 「鱈付1 右に申七月戸田伊豆守」[鱈付2 左に申七月海防掛七名] [48頁]
 [10] [浦賀奉行の伺]
 組与力同心浦賀表エ出立頭金之儀奉伺候書付
- (与力六名、同心十名)
 申五月 戸田伊豆守・浅野中務少輔 [61-62頁]
 「付札」申六月 [海防掛七名] (同意) [62-63頁]
 [11] [67-70頁]
 「浦賀奉行の願」
 「A」浦賀表為置附西洋辞書地圖御下ケ渡之儀奉願候書付 [67-69頁]
 申八月 戸田伊豆守・浅野中務少輔
 「B」[海防掛評議書] 九月 [海防掛六名 松平式部少輔を欠く] [70頁]
 (却下)
 「鱈付1 右に十月十三日海防掛七名」[鱈付2 申十月戸田伊豆守] [71-73頁]
 [12] [71-73頁]
 「浦賀奉行の伺」
 「A」浦賀御番所脇御筒備場平根山下新規御臺場唱之儀奉伺候書付 [71-73頁]
 (亀甲岸御備場、千代ヶ崎御臺場)
 申八月 戸田伊豆守・浅野中務少輔
 「B」付札 申八月 [海防掛七名] (同意) [72-73頁]
 [13] [73-77頁]
 「浦賀奉行の伺」
 「A」異国小筒御廻之儀ニ付申上候書付(長崎から回送) [73-75頁]
 九月 戸田伊豆守・浅野中務少輔
 「B」異国小筒御廻之儀ニ付評義仕申上候書付 [75-77頁]
 申九月 [海防掛七名] (同意)
 「鱈付1 上段右に申十二月十一日海防掛七名」[鱈付2 上段左に申十一月三日大屋遠江守] [鱈付3 下段に申十月戸田伊豆守]

第六冊(25点、デジタル版102頁)

表紙『御備場御用留六』、内表紙『御備場 仮綴之分』

デジタル版：M2018051117050532967_0001.pdf

[1] [3-5頁]

触案

「異國船渡来之節海岸領分有之國々防禦筋之儀兼而厚被仰出ニ有之事ニ候は向々ニ而も追々防禦之手當相整候儀可有之候。然ル処、當年入津之和蘭人申立候西洋風説書之内(中略) 追而は文政度相触候通異船打拂之儀復古可被仰出思召も有之候ニ付、其最寄御用之折柄又は別段にも見分之者被差遣候儀も可有之候間其旨相心得無油断永続之儀相立候様可被致候。右之趣可被相触候」

[2] [5-9頁]

〔浦賀奉行の伺〕

千代崎新御臺場御模様替之儀ニ付申上置候書付 [5-9頁]

〔宛先?〕御勘定方・御目付方・吟味方

申十月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

〔鰯付〕〔海防掛七名 松平式部少輔に代り本多隼之助〕

[3] [松平下総守の届]

鉄砲拾挺安房国御臺場差遣候旨届 [9-10頁]

〔宛先?〕御勘定方・御目付方・吟味方

十一月六日 松平下総守

〔鰯付〕申十一月 [海防掛七名]

[4] [11-13頁]

〔勘定方の伺〕

〔A〕相州三浦郡久里浜村之内地所井伊掃部頭エ可相渡地所之義ニ付、先達而御伺済之趣を以浦賀奉行相札候處、別紙之通申立候ニ付御伺書

取調入御覽申候 [11-13頁]

申十一月 知行割

後藤一兵衛・内藤茂之助・増田金五郎・竹内清太郎・岡田利喜次郎(以上は勘定組頭)・御備場掛 知行割

〔B〕相州三浦郡久里浜村之内地所井伊掃部頭エ相渡候ニ付相伺候書付 [11-13頁]

石河土佐守・松平河内守・佐々木脩輔・羽田龍助・立田岩太郎・関保右衛門・都築金三郎(以上は勘定奉行・吟味役) [13-14頁]

[5] [13-18頁]

〔浦賀奉行の上申〕

〔A〕千代崎御臺場話与力同心等手當扶持方之義申上候書付

(勘定奉行に交付依頼)

〔宛先?〕後藤一兵衛・竹内清太郎(以上は勘定組頭)・御備場掛

申十二月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

〔鰯付1 上部に午閏四月朔日勘定奉行・吟味役六名〕 [鰯付2 下部に四月浅野中務少輔]

〔B〕〔勘定奉行・吟味役・勘定方の評議〕(同意) [15-16頁]

西四月 石河土佐守・松平河内守・佐々木脩輔・羽田龍助・立

田岩太郎・関保衛門・都築金三郎・御勘定方

〔C〕〔浦賀奉行の願〕

覚 [16-17頁]

弘化二巳年十月 一柳一太郎・大久保因幡守(浦賀奉行)

〔宛先〕石河土佐守・松平河内守・久須美作守・牧野大和守・佐々木脩輔・羽田龍助・立田岩太郎・関保衛門(勘定奉行・吟味役)

〔D〕〔勘定奉行・吟味役の書付所在確認〕 [17-18頁]

巳十月廿日

関保衛門・立田岩太郎・羽田龍助・佐々木脩輔（以上は勘定吟味役）・牧野大和守・久須美佐渡守・松平河内守・石河土佐守（以上は勘定奉行）

[6] [18-20頁]

〔浦賀奉行の伺〕

三崎御役所詰年々三月より九月まで與力壱人同心三人増詰之者御扶持方御手當金之儀申上候書付

[18-20頁]

酉正月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

〔宛先〕後藤一兵衛・竹内清太郎（以上は勘定組頭・御備場掛

〔付札〕西四月 〔勘定奉行・吟味役七名、御勘定方〕（同意）

[20-21頁]

〔鰯付1 上部に閏四月朔日勘定奉行・吟味役七名〕〔鰯付2 下部に

四月浅野中務少輔〕

[7] [21-23頁]

〔井伊掃部頭の届〕

先達而届申間候相模國御備場武器帳面之通松輪村并長井村エ預ケ置鉄炮相止別紙絵圖之通御備付候儀ニ付届

十二月廿七日 井伊掃部頭内 宇津木六之丞

〔宛先〕御勘定方・御目付方・吟味方

〔鰯付〕申十二月〔海防掛七名〕

[8] [23-26頁]

〔阿部伊勢守の達〕

扣 伊勢守

[23-24頁]

向々エ被達

〔A〕浦賀奉行工達（異國船渡来之節番船差出方を両家へ指示する様）

[23-24頁]

〔B〕松平下総守・松平大和守家来エ達（浦賀奉行達に従う様）

[24頁]

〔C〕二月 〔下ケ札海防掛七名印は本多を含む三人のみ〕

[25-26頁]

[9] 〔浦賀奉行の目付方への届〕

[26頁]

浦賀三崎下田御筒員数仕訳帳

[26-32頁]

酉正月

〔総員数、浦賀番所・浦賀役所・亀甲岸・三崎役宅・下田御用所・浦賀番所御船・非常用〕

[10] [33-34頁]

〔老中より触の方針〕

覚 〔新調スループ船を見かけた際の報告について〕

〔宛先〕御勘定方・御目付方・吟味方

〔鰯付〕西二月廿八日〔海防掛七名〕

[11] [34-35頁]

〔浦賀奉行の届〕

スループ形御船絵圖面等差上候儀ニ付申上候書付
酉二月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

〔宛先〕御勘定方・御目付方・吟味方

〔鰯付1 上部に西二月廿八日海防掛七名〕〔鰯付2 西二月戸田伊豆守〕

[12] [36-39頁]

〔浦賀奉行の伺〕

〔A〕異國筒當分御預之義奉願候書付

[36-38頁]

申十一月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

〔宛先〕〔勘定組頭十名〕

〔付札〕西四月 〔海防掛七名〕（同意）

[38頁]

- 〔鰭付1 上部に西閏四月廿七日海防掛七名〕〔鰭付2 西閏四月廿六日浅野中務少輔〕
- 〔B〕三月〔浦賀奉行から？鉄砲方への問合せ〕〔39頁〕
- 〔付札〕三月 鉄砲方（天保十二年の先例を調査回答 試射未完）〔39 - 43頁〕
- 〔13〕〔老中の松平肥後守伺への挨拶〕
- 〔A〕伊勢守 松平肥後守内意書面エ挨拶（認可）〔39 - 40頁〕
- 〔宛先〕御勘定方・御目付方・吟味方
- 〔B〕〔松平肥後守の牧野備前守あて伺〕
- 松平肥後守家来勝手込内意申聞候書付 備前守 〔40 - 41頁〕
- （在所家来の両岸見分伺 川越・忍も希望）
- 五月二日 松平肥後守内 堀七太夫
- 〔C〕前同断 五月二日 松平肥後守内 堀七太夫
- （彦根に希望なし）〔41頁〕
- 〔D〕〔下ケ札 海防掛評議書〕〔海防掛七名〕（同意）〔42 - 43頁〕
- 〔鰭付〕五月十四日 〔海防掛七名〕
- 〔14〕〔43 - 45頁〕
- 〔浦賀奉行の伺〕
- 〔A〕御増人共力同心共鉄砲稽古入用御渡方之儀ニ付申上候書付 〔43 - 44頁〕
- 西四月 戸田伊豆守・浅野中務少輔
- 〔宛名〕〔後藤一兵衛から柴田貞太郎まで十名〕
- 〔B〕〔付札〕西閏四月 〔海防掛七名〕（是迄通） 〔44 - 45頁〕
- 〔鰭付1 上部に西五月十六日海防掛七名〕〔鰭付2 下部に西五月浅野中務少輔〕
- 〔15〕〔46 - 50頁〕
- 〔浦賀奉行の伺 海防掛評議〕
- 〔A〕浦賀奉行申上候下曾根金三郎浦賀表エ出張之義評議仕候趣申上候書付 〔46 - 48頁〕
- 閏四月 〔海防掛七名〕
- 〔B〕下曾根金三郎浦賀表エ出張之義ニ付申上候書付 〔48 - 50頁〕
- 西四月 戸田伊豆守・浅野中務少輔
- 〔16〕〔51 - 57頁〕
- 〔唐銅ウツロ玉採用に関する評議〕（通常と記載順が異なる）
- 〔A〕唐銅ウツロ玉之義ニ付御書取之趣評議仕申上候書付 〔51頁〕
- （反対）
- 西六月 〔海防掛七名〕
- 〔宛先〕〔後藤一兵衛から柴田貞太郎に至る二三名〕
- 〔B〕覚申十一月廿六日 〔阿部伊勢守ウツロ小玉採否を諮問〕 〔54 - 55頁〕
- 〔C〕四家之面々エ可咄置趣 〔55頁〕
- 〔D〕唐銅ウツロ玉之義ニ付申上候書付 〔56 - 57頁〕
- 申十一月 井上左太夫・田付主計 〔57頁〕
- 〔17〕〔57 - 61頁〕
- 〔浦賀奉行の伺〕
- 〔A〕田中信吾香山文蔵へ御扶持方之義ニ付奉願候書付 〔57 - 60頁〕
- 西五月 戸田伊豆守・浅野中務少輔 〔60 - 61頁〕
- 〔宛先〕後藤一兵衛・内藤茂之助・菅沼半之助・清水安太郎
- 〔鰭付1 右に西七月十七日石河土佐守〕〔鰭付2 西七月浅野中務少輔〕
- 〔B〕西七月 〔海防掛七名・御勘定方評議書〕 〔60 - 61頁〕
- 〔18〕〔63 - 69頁〕〔9と重複〕
- 浦賀三崎下田御筒員数仕訳帳

酉正月

〔総数、浦賀番所、浦賀役所、千代崎、亀甲岸、三崎役宅、下田御用所、浦賀番所御船・非常用〕

〔19〕〔69 - 77頁〕

〔浦賀同心の服制に関する評議〕 〔記載順が通常と異なる〕

〔A〕浦賀奉行組同心陣法皮之義ニ付御書取之趣評議仕申上候書付

酉 〔海防掛八名 既存の七名に井戸鉄太郎が追加〕

〔宛先〕〔後藤一兵衛から柴田貞太郎まで一三名〕

〔鰭付〕西十二月廿一日 戸田伊豆守・浅野中務少輔

〔B〕覚〔閏四月二十日 阿部伊勢守〕〔同心陣法皮再議諮問〕

〔72 - 73頁〕

〔C〕組同心之者陣法皮之儀申上候書付

〔73 - 76頁〕

申七月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

〔鰭付〕西十二月 浅野中務少輔

〔D〕西閏四月 〔海防掛評議書 七名〕〔却下、羽織着用〕

〔76 - 77頁〕

〔20〕〔78 - 79頁〕

〔井伊掃部頭あて老中達〕〔江州旧領返還、相州預地〕

〔鰭付〕西十二月 御取箇方

御殿詰・御勝手方・評定所

〔21〕〔79 - 80頁〕

〔浦賀奉行の届〕

豆州下田湊エイギリス船入津之節同所出張仕候組與力同心エ被下候御扶持方相渡候様御勘定奉行エ御断之儀申上候書付 〔79 - 80頁〕

西十二月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

〔鰭付〕松平河内守

〔22〕〔81 - 91頁〕

〔浦賀奉行の伺〕

〔A〕下田丸御造替御新調之儀申上候御内意伺

〔大艦建造、四家誘導のため〕

西六月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

〔宛先〕〔後藤一兵衛から山本庄右衛門まで九名〕

〔B〕下田丸御造替 廻船造御船并大砲拾挺御新調御積、玉薬御入用凡積取調帳

西六月 戸田伊豆守・浅野中務少輔 〔85 - 87頁〕

〔C〕〔勘定奉行・吟味役評議書〕〔却下〕 〔88 - 89頁〕

戊三月 石河土佐守・松平河内守・佐々木脩輔・羽田龍助

〔23〕〔89 - 91頁〕

〔浦賀奉行の伺〕

〔A〕スループ形御船御困場所之儀奉伺候書付 〔89 - 90頁〕

西七月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

〔B〕〔下ケ札〕〔勘定奉行・吟味役評議書〕〔却下〕 〔90 - 91頁〕

戊三月 石河土佐守・松平河内守・佐々木脩輔・羽田龍助

〔24〕〔91 - 98頁〕

〔浦賀奉行の伺〕

〔A〕浦賀表支配組頭御増人并與力同心居宅御普請ニ付御役所引立直之儀ニ付奉伺候書付 〔91 - 93頁〕

西十一月 戸田伊豆守・浅野中務少輔

〔宛先〕〔後藤一太郎から大竹伊兵衛まで九名〕

〔鰭付1〕戊三月九日 海防掛上記四名 〔鰭付2〕戊三月浅野中務少輔 〔94 - 96頁〕

〔B〕御内々申上候御口上之覚

二月 〔浅野中務少輔〕

〔C〕〔付札〕〔勘定奉行・吟味役評議書〕

(却下 在来の屋敷を割当)

[96-98頁]

第七冊

表紙『御備場御用留附録 七』、(内表紙なし)

デジタル版：M2018051117060532968_0001.pdf

[25] [98-102頁]

〔五島の築城について願から認可まで〕

〔A〕五島左衛門尉御内慮伺之義ニ付評議仕候趣申上候書付

(同意)

[98-99頁]

〔1〕(巳八月)異国船之儀御尋ニ付申上候書付

[2-16頁]

戊二月 石河土佐守・松平河内守・佐々木脩輔・羽田龍助

筒井紀伊守

〔2〕弘化三丙午年三月 異国船之儀ニ付申上候書付

[17-28頁]

〔宛先〕〔牧野〕備前守 後藤一太郎から大竹伊兵衛まで八名

筒井紀伊守

〔3〕文化四年卯七月 赤人事情其外見込之趣申上候書付

[29-43頁]

〔B〕二月 五島左衛門尉伺

[100-101頁]

扣 右挨拶 〔書面城築立之義表立可被取調候事〕

羽太安藝守

〔鯖付〕戊三月十五日 〔海防掛七名〕

〔4〕(文政八酉年 異国船打拂令の) 伺

[43-46頁]

〔C〕五島左衛門尉勝手込内意申聞候書付 備前守

[101-102頁]

〔五島左衛門尉伺〕(在着後に着工の可否)

〔評定所一座の答申か〕

〔右伺之通被仰出之〕

二月二十日 五島左衛門尉

扣 覚 〔書面之趣不苦候事〕

〔鯖付〕戊三月十五日 前同断

『御備場御書付留』一

天保一三年の三十六番以降、末尾までの本文を収録する。
朱筆の部分を（ ）に包んで示す。

(二拾六)

天保十三

寅七月廿三日大炊守殿新阿弥を以御渡)

異国船渡来之節無二念打拂可申

旨文政八年被 仰出候。然處當時万事

御改正二而、享保寛政之御政治ニ被復

何事ニよらず

御仁政を被施度との難有

思召二候。右ニ付而は外国之者ニ而も逢

難風漂流等ニ而食物薪水を乞候迄ニ

渡来候を其事情不相分ニ一圖ニ打拂

候而は萬国エ被對御處置とも不被

思召候。依之文化三年異国船渡来之

節取計方之儀ニ付被 仰出候趣ニ

相復候様被 仰出候間、異国船と見請

候ハ、得と様子相糺、食料薪水等乏しく

帰帆難成趣ニ候ハ、望之品相應ニ相与

帰帆可致旨申論し、尤上陸は為致

間敷、併此通被 仰出候ニ付而は海岸防禦

之手當ゆるがせニいたし置宜など心得

違又は猥ニ異国人ニ親ミ候儀等は致間

敷筋ニ付、警衛向之儀は弥嚴重ニ致し

人数并武器等之儀は是迄よりハ

〔61頁左〕

一段手厚ニ聊ニ而も心弛ミ無之様相心得

可申候。若異国船より海岸之様子を

うか、ひ其場所人心之動静を試候

ため杯ニ鉄砲を打掛候類可有之哉も

難計候得共、夫等之事ニ動揺不

致渡来之事実能々相分

御憐恤之

御主意貫き候様取計可申候。され共

彼方より乱妨之始末有之候か、望之品

相与へ候而も帰帆不致及異議候ハ、速ニ

打拂臨機之取計ハ勿論之事ニ候。

備向手當之儀は猶追而相達候次第も

可有之哉ニ候。文化三年相触候趣、書面

は可有之候得共、為心得別紙写相達候。

七月

右之通可被相触候。

文化三年相触候趣

先達而おろしや船長崎エ渡来致し

通商等之儀相願候得共、難取用筋ニ付

其旨申論、先年与へ置候信牌も

取上て以来乗渡間敷旨堅申渡

帰帆為為致候ニ付、再渡は致間敷候得共

此後万一漂流ニ事寄乗渡、何れ之

浦方ニ船を繋申間敷ものにも無

之候間、異国船と見請候ハ、早々手當

いたし、人数等差配り、先づ見分之者

〔62頁〕

〔63頁〕

差出得と様子相糺し、弥おろしや

船ニ無相違相聞候ハ、能々申論、成丈ケ

穩ニ帰帆いたし候様ニ可取計候。尤

実ニ逢難風漂流いたし候様子ニ而

食物薪水等乏しく直ニ帰帆難相

成次第ニ候ハ、相應ニ其品相与へ帰帆可

為致候。且何程相願候共決而上陸ハ不

為致、帰帆迄は番船附置見物等をも相

禁じ、其段早々可有注進候。尤再應

申論し候而も相拒帰帆不致及異議

候ハ、時宜ニ應じ不及何打拂候旨

可申聞候。右躰之始末ニ至り候節ハ諸事

寛政三年異国船之儀ニ付相触候

趣ニ准じ、取計可申候。

右之趣万石以上之面々并其以下

ニ而も海辺ニ領分知行所有之面々工

不漏様可被相触候。

正月

[64頁]

御書取

覚

触書之趣津々浦々迄早々相届

候様取計可申事

(三拾七

天保十三

寅八月四日大炊守殿哲阿弥を以御渡)

御勘定奉行エ

異国船渡来之節取計方之儀、此度

御改正之御趣意を以被仰出候処、警衛

向之儀は弥嚴重ニ致し、人数并

武器之手當等は迄よりハ一段手厚ニ

可相心得旨相達候。右ニ付海岸防禦

之面々は向後備之人数相増手當

可申付置候。尤人数何人程相増候

との趣、并是迄之備之人数を始、兼而

用意申付置候鉄砲石火矢等之員数

迄銘々委敷書出可申候。只今迄

備向手薄ニ而事済候分も若取

飾り候而書出候儀など有之候而は

其詮も無之候間、聊不相包有體ニ

相認差出可申候。假令手薄之廉有

之候而も別段御沙汰之筋は有之

間敷候間、是等之趣心得違無之様

可致候。

一、海岸之國々津々浦々エ前々より

異国船漂流着いたし候歟、又は

沖合等ニ相見候儀、留記有之候分ハ

不殘相記し書出可申候。尤万石以下

并寺社領迄も右同様、其筋エ可申

立候。且又海岸之絵圖委細取調并

浅深も相量り、船附之場所より城下

[65頁]

陣屋迄之里数或は兼而人数差出

置候臺場遠見番所之類迄も認込

差出候様可致候。

右之趣万石以上以下とも海邊ニ

領分知行所有之面々并寺社領

迄不漏様可被相触候。

八月

右之通可被相触候

(三拾八)

天保十三

寅八月四日大炊守殿御直近江守エ御渡

御口上有之)

覚

異国船渡来之節取計方之義、今度

改而被仰出之趣も有之候ニ付而は御

領所私領共海岸孕ミ候場所之

之分、沿海無残所取調、支配所領主

地頭名前委細ニいたし絵圖面相認

可被差出候事。

一、海防之儀弥嚴重可致旨、一同相達候

ニ付而は御代官所之分も大筒臺場

最前有来之外ニも相増候而御備向

可然場所は得と取調固人数之儀も

見込之處凡積り致し、可申聞候事。

一、御料所之内海岸之分津々浦々迄も

前々より異国船漂流着いたし候歟

[66頁]

又は沖合等ニ相見候儀不殘相記し
可被申聞候事。

(文政八酉年二月十五日加賀守殿林阿弥
を以御渡)

御勘定奉行エ

國々之廻船漁船海上におゐて異国

の船に相親ミ候儀は前々より御法度

之事ニ候。今般浦々エおゐて異国

船乗寄次第可打拂旨改而被

仰出候間、船方漁民等弥嚴重ニ相守

船の乗筋等可成丈異国船ニ出會

ざる様ニ心懸可申候。若異国人ニ親ミ

候儀を隱置、後而相頭ニおゐてハ可被處

厳科、有躰訴出候ハ、一旦同意之

者ニ而も御褒美可被下候間、不相包可

申出もの也。

二月

右之趣、浦々エ建札いたし置候様

向々エ可被相触候。

(三拾九)

天保十三

寅九月十三日神尾山城守より来ル

右井大炊頭殿御渡候御書付写)

御勘定奉行寄

[67頁左]

大目付エ

異国船渡来之節防禦之儀今度
別紙之通被仰出候。右二付而は領分ニ
海岸無之分ニ而も其最奇エ異国船
渡来之節は兼而助勢之儀被
仰出無之向エも臨時之警固并防
禦等被仰付候儀も可有之、尤深山
幽陰山國之領地といへども是又時宜
ニ寄援兵等之義被仰出候儀も可有之
候間、何れの場所ニ而も異国戦闘
之制度を相考防禦之利器など
大炮之類分限ニ應じ製作致し
置、非常之備手厚に行届候様可
被申付候

右之通可被相触候

九月

大目付エ

異国船渡来之節取計方之義、今度
被仰出候。就夫向後若近海工渡来も
候ハ、臨時之警固并防禦等被仰付
儀可有之候間、平常大炮等之用意
可被申付置候。蠻夷之諸國戦闘之
仕組和漢之制度とは相違ニ付利方
之軍器別段用意も可有之候間
参観之面々其覚悟ニ而防禦之
仕方兼而心懸置可被申候。併右二付

[68頁]

参観之節是迄より多人数相連

候儀は無用ニ致し、江戸表エ有合之
人数ニ而相心得候様可被致候。定府之
者は當地重之事ニ付別而右之
心得ニ而弥手厚ニ用意可被申付候。都而
人数并兵具等取漏無之被書出、若
只今迄銘々手薄之儀有之候共
御沙汰之筋は無之候間、可被得其意候。
右之通可被相触候。

九月

(四拾

天保十三寅年十月御触

嘉永二丑年壬四日新潟奉行より御触面

問合ニ付御目付方エ申談突合掛エも留置)

異国船渡来之節ハ二念なく打拂ふ

べき旨文政八年被仰出候得共、何之

別心もこれなき船風波の難に逢漂

来候類は格別之 御仁恵ニ而猥りニ

打拂まじく、依而は武備之儀は

弥嚴重ニ可心懸旨、此度改而被仰出

候事ニ付、諸國之廻船漁船等

船の乗筋を相考海上ニ於而可成

丈異國之船ニ不出會様可心懸候。乍併

無余儀場合ニ而出會候歟、又は異國

之船より此方之船エ近き品物杯与へ

候様之節、其所之役人工有躰届

[69頁]

[仮名遣いが違うが同筆]

置可申候。尤御咎等は無之候。勿論異國

人と親しミ候事ハ前々より御法度

ニ候得ば、其旨兼而船方漁民等相心得

堅く可相守候。若親しミ候儀を隠シ

置、後ニ相顕見候に於而は用捨なく

可被處嚴科候。有躰訴出候ハ、一旦

同意之ものニ而も御咎は無之、時宜ニ

寄候而は御褒美をも可被下候。聊

不相包可申出候。其旨相こゝろへ弥ゆる

がせニすべからざるもの也。

十月

右之趣文政八年被仰出候。浦々

建札と引替建置候様向々工可被相触候。

(四拾壹)

天保一四卯年八月六日越前守殿新阿弥を以御渡)

御勘定奉行工

日本人之内外国工漂流いたし候者ハ

手寄次第唐阿蘭陀之内工請取可

連越候。其外之国々より連越候而も

不請取旨此度在留之かびたん工申渡

外国之者共為及通達候。右ニ付而は

向後唐阿蘭陀之外外国之もの共

若漂流人を連越候儀有之候とも

決而請取申問敷候。

一、外国之船何れ之浦々工乗寄候

而も去寅年相達候通薪水食料

[70頁]

等乞候ハ、其廉而已用弁いたし遣、

早々出帆為致候様取計可申候。右之外

都而去寅年相達置候通可心得候。

右之趣万石以上以下領分ニ海邊有之

面々エ不漏様可被相触候。

右之通大目付より相達候間、御料所之内

海岸附之分共不漏様可被相触旨、御代官

并御料所役人エも可被申渡候。

八月

(四拾貳)

弘化元年
(辰五月廿四日伊勢守殿御直能登守工御渡)

御勘定奉行工

下田羽田御備場之儀

思召有之今度御差止、如前々可

被成置旨被仰出候。且又其方共両人

勤方交代ニ被仰付候間、浦賀表御

備向弥嚴重ニ申付、諸事両人

勤之節之通相心得、於御取締之儀

心附キ候儀も有之候ハ、可被相伺候。

右之通土岐丹波守・田中一郎右衛門工

申渡候間、可被得貴意候。

(四拾參)

辰五月廿四日伊賀守殿林阿弥を以御渡シ)

御勘定奉行工

浦賀奉行

[72頁]

[71頁]

田中一郎右衛門
右御役知千石被下候間、得其意取調
可被差出候

(為見合綴込置)

天保十五年

正月八日大炊頭殿え御直主計頭上ル)

下田羽田浦賀御備向之儀ニ付

御内慮相伺候書付

戸川播磨守

榎原主計頭

櫻井庄兵衛

中川勘三郎

松平四郎

坂井右近

佐々木脩輔

立田岩太郎

下田羽田御備場陣屋其外、新規御普請

并浦賀奉行御役宅建替御普請

之儀、追々御下ケ被成候書面之趣を以

當時取調中に御座候処、海岸防禦

之儀は外国え被為對、御國體にも

拘、素より御入用等を論し候筋には

無之、去寅年尚嚴重ニ被仰出、

江戸近海え異國船渡來之節

諸家人数出も改而被仰渡、房総

州は松平下総守、相州之方ハ松平

[72頁左]

大和守え御委任有之、浦賀表御
備向も相立候上ハ、富津走水之
海門内御固は御手薄之儀とも
不被存、畢竟平日武備充実ニ

相整有之候ハ、其期ニ臨ミ迅速之

手筈如何様にも出来可申儀ニ而、

既ニ寛政度松平越中守殿浦々

御見分之上、御備向御取建之御催も

御座候処、再三御評議有之、諸國之

御料私領海濱も不少事ニ候得は、

下田其外堅固ニ相成候而も諸國

浦々御手當不行届節は其詮も

無之旨を以御沙汰止ニ相成候儀も

有之候間、夫是考合尚勘弁仕候

趣、左ニ申上候。

一、下田表之儀、西は天城山之險阻、海岸

通りも同様之山路ニ候得は、容易ニは

難押入地勢ニ有之、富津走水之海門

内御固御充実ニ相成候儀は、浦賀之方

肝要ニ御座候間、下田奉行は御差止め、

浦賀奉行在任ニ被仰付候上は、下田表

御備をも兼相心得候様被仰渡、當時

下田奉行与力九人、同心式拾壹人有之

候内、与力式人、同心拾人浦賀奉行組

増人ニ被仰付、下田表御臺場壱ヶ所

勤番所等御取建之上、右増人数之分、

浦賀より下田え勤番ニ被仰付、非常

[73頁]

[74頁]

之節御固は大久保加賀守へ被仰渡

候方ニも可有御座哉。其余与力七人、

同心拾壹人ハ江川太郎左衛門支配御鉄砲方

与力同心ニ被仰付、於江戸武術炮術等

調練いたし、非常之節其所え被差向

候ハ、御手厚御実用之御備ニ相成可

申と奉存候。又ハ一向ニ此度浦賀海門

両家え御固被仰付、嚴重ニ御備相立

候上は、下田之儀は別段御備ニ不及旨

を以以前之姿ニ被差戻、一通り大久保加賀守へ

御固被仰付候方ニも可有之哉

一、羽田表之儀は、江戸近之上、玉川落口

寄洲出張、御臺場より滲筋迄迄里

余有之候間、非常之節、重ニ船ニ而乗出

防禦可致見込之由。然ル処玉川海口

一圓附洲ニ而、干潮之節は通船無之、

渡方いたし候共忽理、迅速之手筈

難見極、彼是不都合之趣ニも相聞候上ハ、

羽田御備場之儀は一向ニ御差止、奉行

并組頭は相應之場所え転役被仰付、

与力同心之儀は諸組与力同心之内え

御役替え被仰付候方と奉存候

右下田羽田浦賀御普請之儀、追々

伺済之趣を以御取建等相成候得は、

此上凡積金三万両余之御出方にも及

可申哉。勿論御備向之儀ニ付、御入用を

被為厭候筋ニは無之候得共、御手輕ニ

[75頁]

御実用之御良策も御座候ハ、御模様替

被仰出候方と奉存候。依之私共見込之

次第勘弁仕候趣御内慮奉伺候。右之通ニ而可然

と思召候ハ、去ル亥年中伊豆相模安房上総

国海岸御備向見分為御用被差遣候儀も

御座候間、鳥居甲斐守并評定所一座大

目付外御目付えも御下ケ之上、御治定御座

候方と奉存候。別紙御書取写相添、此段

申上候。以上

(辰五月二日御廻し岩太郎殿え差出置候處、

翌三日内々被申聞候は、御書面之趣を以

藤井甚之丞迄内々被仰上候處、御老中方ニも

委細御承知之由。然ル處下田取調下ケ候類ハ

如何可致哉と御内談之処、甚之丞申聞候ハ、

下ケ居候分は其俣預り置候様申聞候間、

其含を以却而返上等不致置候様申聞候)

戸川播磨守

立田岩太郎

下田羽田御備場陣屋其外新規御

取建御普請之儀、昨年中御下ケ被成候

書面類取調中ニ御座候處、同年十二月中

被仰出候趣を以、寛政度松平越中守

殿浦々御見分之上、御備向御取建之

御催も御座候處、再三御評議有之、

其後御沙汰止ニ相成候儀も御座候間、

彼是勘考仕、右両御場所之内下田御備

[75頁左]

[76頁]

之儀は浦賀奉行兼帯二被仰付、
下田表えは御臺場一ヶ所勤番所等御
取建、同所奉行与力之内十二人も浦賀
奉行組増人二被仰付可然哉之見込
を以、下田之儀は別段御備二及申間敷旨、
且又羽田表之儀は江戸近之儀、殊二は
玉川落口寄洲出張御臺場より濤筋迄
壱里余も有之、非常之節迅速之
手筈難見極候二付、同所御備場は
一向二御差止、奉行并組頭は相應之
場所え転役被仰付、与力同心之儀は
諸組之内え御役替被仰付候方二も
可有御座哉之段、御改正掛り一同連名
を以見込之次第、當正月中御内慮相伺
置候処、今以御治定之御沙汰無御座、
然ル處兩御場所とも去卯四月以来兩組
與力同心共、江戸表より交代勤番相勤
罷在候儀二而、殊二下田之儀は江戸より行程
四十里余も御座候二付、彼之地え奉行御
役所其外與力同心仮居等御取建相成候
迄は、最初伺済之通旅勤御手當被下
罷在候得共、土岐丹波守浦賀奉行被
仰付候上、下田奉行組与力同心等之儀
追而其方改役被仰付候迄是迄之通
指揮仕、諸事引受取扱候様被仰渡
候間、同所御普請向之儀は勿論、羽田
表御普請之儀も、前文申上候御改正懸り

[77頁]

一同連名を以御内慮相伺候趣、何と歎
御沙汰御座候迄ハ取調向見合置候様
可仕哉。依之此段御内慮奉伺候。以上
辰五月
(四拾四)
弘化元年
辰八月七日大目付稻生出羽守より差越ス
本紙写留之上、町奉行エ廻ス)
阿部伊勢守殿御渡候御覚書写
町奉行殿
御勘定奉行殿
大目付エ
覚
万石以上以下領分知行所海岸防禦
之儀二付武器人数手當方等始都而
右二拘り候廉々之伺書并届書二而差
出置候分、去々寅年より當五月上旬迄
之分、猶又一通り宛相認め、此節追々
ニ差出候様可相達候事。
但絵図面等格別手数も相懸り
急速ニ難差出分は其段申間、先ヅ
書附之方計差出置、追而差出候
而も不苦候。尤伺書又は届書二而も
差圖相済候分は其訳をも認加
差出候様可相達候事。
八月
右御尋書之廉々書付有無をも

[77頁左]

[78頁]

稻生出羽守方エ早々差出可有之候。

(四拾五)

弘化三年

巳七月朔日深谷遠江守より差越候)

阿部伊勢守殿御渡候御覚書写

大目付エ

覚

伊勢守

備前守

海岸防禦筋之御用向申合

取扱候様被 仰出候

右之通相達、可然向えは寄、可被達候事

(四拾六)

巳七月六日堀伊賀守より差越ス。写留本城之

町奉行へ廻ス)

伊勢守殿御渡候御覚書写

町奉行殿

御勘定奉行殿

大目付エ

覚

海岸防禦筋之御用向、向後伊勢守

備前守隔月ニ心得取扱候間、向後伺

諸届等其心得ニ而差出可申候。尤當月ハ

伊勢守相心得、来月は備前守相心得

候事

七月

[78頁左]

右之通向々エ可被相達候事

(四拾七)

弘化三年

午七月廿日伊勢守殿於新部屋御渡)

海防懸エ

覚

異国船渡来之節取扱方之儀ニ付、去ル

寅年相達候趣も有之候處、近來は

度々渡来致し品々願筋等申上、剩

漂流ニ無之船も必薪水食物等乞求メ

候趣ニ而、其節ニ望之物を相与へ候と

いへども、畢竟御憐恤の

御主意ニ甘じ候歟、或は此方より

薪水等之有無相尋候より歟、求メ

候も可有之歟、又は品相求候ニ事

寄せ、竊に 御国地之様子うか、ひ候か。

御国法を犯し候様成類迄も望之品

差遣し候儀抔有之候而は

御国威に拘り不軽事ニ付、是等是用

捨無之嚴重ニ 御国威を示し可申ハ

勿論之儀ニ候。去ル寅年相達候

御主意ハ若外国之漂流船等全く薪

水食物乏敷く及飢渴、是を乞ふ迄ニ渡来

候類を無下に打拂ふ事ハ御不仁ニ

被 思召候ニ付、御差止被成候事にて

彼是之無差別、只施ニ水之取扱候得ば

御憐恤の 御主意貫き候と申儀ニ

[79頁]

[80頁]

[79 | 80頁]

ハ無之候間、是等之主意心得違無之
様能々勘弁を加へ、機變ニ應じ 御国威
を不取失様、可被取計候

〔右・・・という一行があるが、丁の綴代に綴込まれ、読めない〕

(四拾八)

弘化二年
巳六月廿八日伊勢守殿竹村長十郎を以

〔80 - 81〕

御下ゲ、松平大和守心願書エ相添候書面)

土井大炊守殿より御達御書面写

松平大和守

相模国御備場御用被 仰付候処、相模

安房両海岸之儀は江戸内海之咽喉

ニ而、海水は萬国より隔無之、御自分

松平駿河守エ今度御備場御用

被仰付候上は、一家之力を此防禦ニ

被定候而、たとひ異国船数艘渡来

及狼藉候事も有之候とも、早速

手筈相届、都而海岸は何れ之処

ニ而も異国船渡来不致と申儀は

無之候ニ付、所々より一同ニ上陸等致ス

間敷ものニも無之候。蠻夷は大砲

多く、大船ニは数挺之石火矢も仕懸ケ

有之由ニ付、一艘之船ニ而も彼方ニは

十分之備可有之候。就而は所々要地

ニは此方に而も十分之大砲臺場等

備置、不覚悟無之様有之度候。右様

〔81頁〕

不容易御場所ニ付、海岸附領分等も

少々人数夫役の差出方ニ差支之儀

も候は、其見込を以引替被相願、便

利之場所エ陣屋手輕ニ取建、□□

等を用可申、時折自身見廻り等有之、

人数等不足無之様、永久堅固之

御備相立候様取計可被申候。勿論

自分共より之差圖ニ泥ミ被申立候

訳ニ無之、如何様にも防禦之手當

能々相整候工夫肝要に候。當座一時之

品と違、申迄も無之大切之御用ニ付

右之心得ニ而見込之處、篤く取調

追々可被相伺候事

(四拾九)

弘化四年
未二月廿五日伊勢守殿御直海防掛りえ御渡)

〔82頁〕

深谷遠江守

石河土佐守

松平河内守

佐々木脩輔

松平式部少輔

小出織部

羽田龍助

井伊掃部頭

相模国御備場之義、是迄松平大和守

一手ニ而御用相助候処、向後其方并

大和守両手引請ニ被仰付候。安房
上総之方も松平肥後守松平
下総守両手引請ニ被仰付候間、得
其意、諸事可被申合候。

松平肥後守

安房上総国御備場之儀是迄松平
下総守一手ニ而御用相勤候処、向後其方
并下総守両手引請ニ被仰付候。
相模国之方も井伊掃部頭・松平
大和守両手引請ニ被仰付候間、得其意、
諸事可被申合候。

右之通申渡候間、可被得其意候。尤銘々
持場地所割合其外之儀、早々取調
可被申候。

〔佐々木脩輔が第一冊に初登場〕

(五拾

嘉永二年

西五月五日伊勢守殿備前守殿御直

〔83 - 86頁〕

海防掛りエ御渡し)

海防掛エ

覚

近来異国船折々致渡来候処、昨年
は西北海、對州南部津輕都而奥羽
之間松前邊夥く通航致し、折々ハ
上陸等も致し候得共、差し而之儀も
不申出、薪水食料等乞候迄ニ而出帆

〔84頁〕

致し候事に候得共、其度々沿海諸
家ニ於而は人数等差出方、此表迄
届等、雜費も不少趣相聞、比年如
此候而は諸家勝手向エも相響可及
困窮、左候迎守衛之儀等閑ニは
難相成事ニ候得ば、追々難洪ニ相成
候は、自然賦斂も重く可相成事ニ而
終には領内疲弊ニも至り、上下
不和合之基ニ相成候時は不容易事ニ
候処、今年は長崎表エも亜墨利
加船渡来、松前より送り相成候漂流
夷人共請取帰帆候得共、定而右御礼
杯と唱猶又渡来可致も難計、又
此程浦賀表エは英咭喇船致渡来
右は外之趣意も無之此地エ見物
罷越候趣和語を以申聞、其外
申出候口上容躰等も殊之外輕蔑
侮慢之情態ニ有之由。其上薪水
等相与え候得共請取出帆之上猶又下田
表エも罷越、上陸測量等致し候哉にも
相聞、大嶋えは亜墨利加船ニ候哉
罷越、是又上陸致し候由。夫而已
ならず沖合ニハ類船も相見候由。打連
沿海所々参歩行測量等致し
候事ニも可有之候哉。風説ニは候得共
英咭喇船中ニは日本人唐人杯も
乗組居候哉ニ相聞、旁以當時之成行

二而は其俣差置候は、弥蔑視致し
驕恣傲慢之所業にも及可申哉。

左候時は

御国躰も拘り候儀、何分其俣打捨

可置筋二無之候間、文政度之如く、猶又

打拂之儀二被仰出可然哉と存候得共、先年

打拂之儀相止、格別 御仁恤之御所置

可有之旨被仰出候段、阿蘭陀加比丹エ

被仰渡西洋諸国エも演達有之候事二

候得ば、只今彼国々より廉立候格別

之不義非法も無之処、俄二御改革有之

候も、都て争論を披キ候様も可相成

又夫二付而は第一先此方沿海之

守備不相整候而は万一此後夷賊

船艦等を以及渡来候節之攻撃

防禦之術行届申間敷事二付

先此儀を諸家エも相達、守備之

備整候上二而、彼方之不義非法を押へ

弥打拂之儀可被 仰出哉。去ながら

機會時勢など、ていつ迄も此俣差置

候ハ、愈軽蔑侮慢超過いたし

御国威も拘り、且諸家之難渋沿

海而已ならず

御国中之疲弊衰耗も至り

候時は実二以不容易事二而、深く

致痛心候事二候条、此後御処置

之計畫利害之當否後弊など無之

〔85頁〕

永久

御安心可相成様、各々存寄趣不殘、此

度之儀は銘々より各通二而可被申

聞候。尤聊忌諱嫌疑等之顧念

無之、存意一杯之處可被申聞候。

只今之時勢二而は先達而も申達

候通、一月後レ候得ば一月だけ、二月後レ

候得ば二月だけ之御油断二而、万一

其内又候渡来等度々二及候得ば、夫

だけ之御損に相成

御国威も拘り、諸家之難渋も相重り

万一夷賊共より不法も及候時は

差誤有之間敷共難申、左候得ば

猶更

御失策も可相成事二付、篤く

勘弁之上、早々可被申聞候。右は畢

竟此節之時勢に於而は

御国計大切之儀と存候得ば、実二

寢林反側も及候程之儀二而、是を

氣運ニ託し時勢ニ委ね恬然拱手

して居ながら

御国地之衰弊も可相成儀を

度外ニ置候様二而は、何とも恐入

候事に存じ候。於各も同様之意二可

存候間、篤と御勘弁考究之上

忌憚不敬ニ涉り候事たりとも

聊無遠慮了簡之程早々可被申

〔86頁〕

聞候事

(五拾壹)

西六月五日伊勢守殿早川庄次郎を以御下ゲ)

[87頁]

扣 伊勢守

御小性組番頭

浦賀奉行 エ渡候書付

御小性組番頭エ

坪内伊豆守組

下曾根金三郎

炮術為教授浦賀表エ差遣候。尤

年々夏秋之内相詰、彼地与力同心

共等え精入教授いたし、大筒其外

自分之修練をも可心懸候。且又若

異国船渡来之節は御警衛之

御用も相勤可申候。諸事浦賀奉行

任差圖相勤候様可致候。

右之通可被申渡候。尤浦賀奉行エ

可被談候

浦賀奉行エ

同文言

右之通申渡候間可被得其意候

〔五拾二〕 番号の記載がないが、仮に付す〕

〔88-89頁〕

(西十二月廿五日伊勢守殿御直、備前守殿主膳正殿
侍座、淡路守对馬守御渡

戊二月二日御同人早川庄次郎を以海防懸エ
御渡シ)

海防掛エ

異国船渡来之節取計方之儀、文政

八年無二念打拂可申旨被仰出、

其後去ル寅年漂流船之儀二付而は

厚き被仰出□趣も有之候処、近来

漂流にも無之船度々渡来候。今年

は對州・奥羽・松前邊別而多乗通

海上ニ於るてハ廻船エ乗附、或は所々

浦賀エ上陸等いたし、食料薪水

を乞、當年は浦賀表エいざりすの

船渡来、伊豆国附大嶋エは上陸いたし

猶又下田表エも相越、滞船之上猥

上陸等いたし、追々横行之振舞相

長じ候を其俣御差置候而は

御国威ニも拘り不容易事二付、此節

ニも嚴重之取計方可被仰出哉二候

得共、右様被仰出候上は何方二而

如何様之儀出来可致共難計候

二付、其已前防禦之手當実用之処、

厚可被申付候。是迄も警衛向之儀は

追々被仰出も有之事二候間、向々

二而も兼而手當は可有之候得共、非

[89頁]

常備之儀ニ付、若不行届向も有之候而は如何ニ付、猶又改而被仰出候条、其覚悟を以可有用意候。時宜に寄又被仰出候品も可有之候。併此度被仰出之趣心得違ひ、事を急ギ卒尔の取計無之様相心得入念可被申付候。

右趣可被相触候

十二月

右之通向々エ相達候事

佐々木脩輔『御備場御用留』第二冊 本文

表紙は『御備場御書付留 二』、内表紙は『弘化三丙午六月ヨリ 御備場御用留 佐々木』

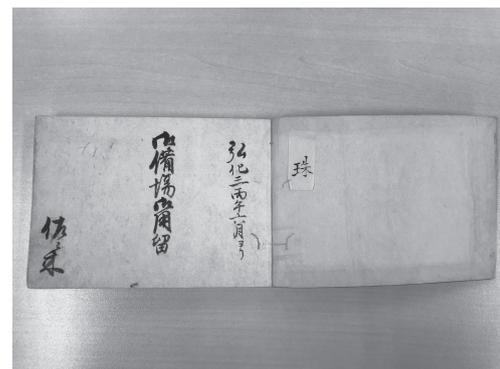
オンライン公開されたデジタル版は
M201.8051117041332963_0001.pdf

凡例

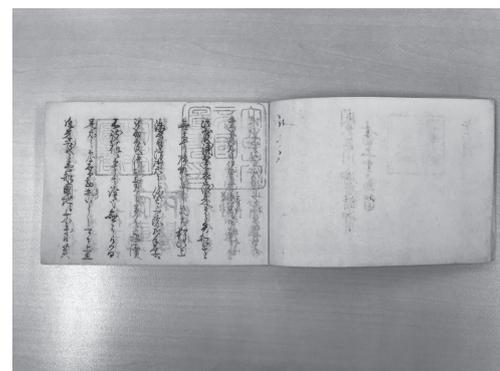
- 一 弘化三年六月から弘化四年六月まで二三点の書付を載せる。
- 一 佐々木の名は、翻刻者が付した番号の「7」（二月一八日）の連署の中に、初めて登場する。
- 一 写し間違いは朱で訂正してある。うち正しい方のみを採録した。
- 一 朱字の部分は（ ）で包んで示した。
li>
- 一 「」はオンライン公開されたデジタル版の見開き頁のもの



写真⑤ 御備場御書付留二 外表紙



写真⑥ 御備場御書付留二 内表紙



写真⑦ 御備場御書付留二 本文冒頭

「1」 「3-4頁」

（午六月九日伊勢守殿 海防掛 三奉行 筒井紀伊守 え 御口達）

此度浦賀表渡来之異船は

無事ニ帰帆いたし候へ共、猶此上

海岸防禦之儀は一際御手厚ニ

被成度、併出費も多く永續

不致様ニ而は詮も無之候間

是等之處厚勘考いたし可申上、且

近來度々夷船国地え乗寄候ニ付而ハ

此後取計方も可有之哉、別紙

文政之度御触面之通打拂

之義被 仰出候而は如何可有之哉、

勿論去^ル寅年異国^ニ御諭之

趣も有之候間、何と歎其名目も

無之候而は打拂被 仰出候様^ニも

相成間敷事^ニ付、名目等之趣も

勘弁いたし、何れ^ニも以來異船国

地え乗寄候儀相止候様被成度、其余

御沙汰無之義も心附候廉有之

候ハ、夫々厚評議を致し可申上旨

被仰渡候事

〔2〕〔5-12頁〕

〔午七月晦日伊勢守殿え海防懸

不残立合上ル〕

異船之儀^ニ付御沙汰之趣

評議仕申上候書付

深谷遠江守

石河土佐守

松平河内守

松平式部少輔

小出織部

羽田龍助

海岸守備之義^ニ付御触達之儀、

異船打拂御改復之義、大船製造等

之義、評議仕可申上旨御達有之、

〔6頁〕

御触扣書付類之書被成御渡、

猶又思召之趣御書取御下ヶ被成、

合考熟慮いたし、先浦賀表

御備筋一條^ニ而も早々取調、無

覆藏申上候様御談も御座候^ニ付、

右扣下ヶ之書類熟覽仕、度々打

寄評議仕候處、文政八四年異国

船打拂被 仰出候御趣意ハ、其以前

いきりす船於長崎及狼藉、

其後も所々え小船^ニ而乗寄、食料

薪水を乞ひ、猥^ニ上陸いたし、或は

廻船之米穀・島方之野牛等

奪取、逐々横行之振舞いたし、

其上邪宗門^ニ勸メ入候いたし方も

相聞、難被捨置事共有之候^ニ付、

何れ之浦方^ニ而も異国船乗寄候

を見請候ハ、一圖^ニ打拂候様被 仰出

候儀^ニ而、其已後夷賊之患相止

候処を以勘考仕候得は打拂は萬全

之上策^ニ可有御座候。然ル處、去^ル寅

年打拂之義御差止^ニ相成、異国

船と見請候ハ、篤と様子相糺し、

食料薪水等乏く帰帆難成趣^ニ

候ハ、望之品相應^ニ与え帰帆可致旨

申論候様被 仰出、尤異国^ニ漂流之

者は唐紅毛之内え可引渡旨、外

夷之國々え申通候様、其砌蘭人共え

〔7頁〕

被仰渡候儀も有之、異国船國地え
乗寄候儀、被差許候儀^ニは無之
全く漂流之もの^ニ限り御救助可
被成御趣意之段は明白^ニ候處、
異國之もの共會得不仕、其以來ハ
所々え乗寄食料薪水而已之
願^ニ無之、交易之筋等申立、格外
不法之働は無之候へ共、軍船^ニ而
乗渡候儀杯甚以不敬之所行^ニ有之
候間、御沙汰之通り、此節打拂之儀
御改復有之候而も無謂事^ニは
無之、然ル上は諸国海岸守備嚴
重^ニ行届候を可被為待訊^ニも無之、
浦賀表え備(嚴重^ニ相立候ハ、打拂^ニ相成可然哉^ニ候得共、浦賀表御備)
迎も容易^ニ行届候
見極も無之、元来右一條は実^ニ
国家之御大事^ニて、不容易筋^ニ付、
異国之事情をも推察仕候處、
打拂之儀被 仰出候ハ、蛮夷之者
國地え船を寄せ候儀は先ツは相止可
申哉^ニ候へ共、文政度打拂被 仰出
候節は彼方^ニ十分之非儀有之、
難被捨置処より前々被 仰出候打拂
之御趣意を被押廣、無^ニ念打
拂可申旨嚴重^ニ被 仰出候儀之處、
一旦寛宥之御沙汰有之、其後
格別之不法狼藉仕候と申^ニも

[8 頁]

無之、且文政之頃は西夷之國^ニも
戦争有之候由故、外国を侵掠
いたし候念慮も薄く可有之候處、
此節は諸州共和融いたし相互^ニ
助力いたし候様子^ニ相聞、依而は
諸邦^ニ商買延^{〔要之〕}夢して反て國財
乏^ニ至り、中^ニは商買之正路^ニ悖いたして
速^ニ利潤を得んことを思ひ、外国と
争論を為^ニ至り候由。彼是其時勢
文政之頃とは相違仕候儀も可
有之哉。元来西洋之諸州より
日本東海え鯨漁として渡来
いたし候船は夥敷由之処、風波之
難^ニ遭ひ、食料薪水乏く、帰
帆難成節、國地え船を寄候へは
便利不少、問々死亡を免れ候者も
可有之候處、打拂被 仰出其便宜を
失候ハ、蛮夷之もの品^ニ寄異心を
抱き、申合七國地を侵掠いたし、
勢ひを以和議を求へくと計り候儀
なと有之間敷共難申、若右様
之儀^ニ至り候而は諸家之失費
下々之煩憂、只今迄^ニ十倍いたし、
公儀御入用も莫大之事^ニ至り、
却而国家衰弊之一端^ニも可相成
哉。既^ニ唐土阿片之一條^ニも、異賊
之時勢を不察場合より国家之

[9 頁]

[10 頁]

擾乱^ニ至り、終^ニ又和議^ニ帰し候儀
など、彼是深く熟慮仕候へは、先つ
打拂之儀は被成御見合、琉球国
模様をも御勘考有之、其中
浦賀表御備向追々嚴重被仰出、
異国船乗寄候節は可成丈諸家
之失費も薄、下々之煩勞も無之様
被成遣、異国人共えは再度乗渡り
申間敷旨急度被仰渡、万端御國
威を不失様取計、此方之動靜をも
不被察様いたし候方、却而彼を不恐
勢も自然と顕れ、萬全之御処置
^ニも可有御座哉。一体実々之難破
船^ニ候得は御救助被成遣候而至
當之筋^ニも御座候間、彼方及難
船候節國地え船を寄候便利をは
御断不被成、彼か賊心を其欲^ニ
繫置候方一ツ之計略^ニも可有之哉と
奉存候。尤異賊争端を求候様子も
相見候由及承り候儀も有之候得共、
右は全く勢を示し候蠻夷之
常^ニ而、元來損益を第一^ニ考候
習俗故、彼方より争端を開、難
船之節死亡をも免れ候程之
利益を失ひ候儀は有之間敷
奉存候。右之外諸家御触達之
儀、浦賀表御備向、大船製造等

[11頁]

之儀も逐々取調可申上候得共、打
拂御改復之一條は別而御大切之
事^ニ而、都而御評議之基本^ニも
可有御座哉^ニ付、先此段申上候。
以上
午七月

深谷遠江守
石河土佐守
松平河内守
松平式部少輔
小出織部
羽田龍助

[3] [12、13頁]

(午八月八日伊勢守殿御直海防懸え
御渡、承付いたし、翌九日評議書一同
封候而御同人え友阿弥を以土佐守返上)

御書面之通被仰渡
承知仕候

午八月八日
深谷遠江守
石河土佐守
松平河内守
松平式部少輔
小出織部
羽田龍助

覚

[12頁]

異国船打拂御改復被

仰出候儀は先御見合可被置候。浦賀表

御備向厳重相整候御主法早々評議

いたし可被申聞事

〔4〕〔13-29頁〕

(午八月十一日伊勢守殿え御直御備場懸り立會河内守上ル)

異国船之義ニ付評議仕候趣

申上候書付

深谷遠江守

石河土佐守

松平河内守

松平式部少輔

小出織部

羽田龍助

海岸守備之義ニ付、尚又御触達方

浦賀表御備筋、大船製造等之義

評議仕候趣、左ニ申上候。

一、海岸守備之義ニ付御書取之趣篤と

評議仕候處、御沙汰之通土着農

兵之義は入費も少く守備可相立

筋ニは候得共、其國主々々存寄も

可有之儀ニ付、差定御達可被成

筋ニは有之間敷、殊ニ百姓共武

芸を学候事堅可相止之旨、文化

〔14頁〕

二丑年閏八州御料私領え御達

可相成候義も有之候處、農兵之義

一圖ニ被差免候而は自然右御書付

之御趣意ニ齟齬いたし、且は後患之

程も難計候間、右両条は何れ共御

沙汰無之、近年度々異国船乘

渡候ニ付而は海岸之守備弥嚴重ニ

可仕旨被仰出、尤も手配之様子見分

之もの不時ニ被差遣候義も可有之

旨、万石以上領分海岸有之候向え

御達有之候方可然哉と奉存候。勿

論見分之者罷越候得は彼是諸

家之失費も不少、下々之煩方も

有之、実は備立見分いたし候迄之

義ニ而、防禦之事實ニ至り候而は其

詮無之趣ニも相聞候間、此節米

價騰貴致候折柄見分ニは

及申間敷、追而年柄見計御勘定

方御徒目付之中、外御用序ニ差

遣候方哉と奉存候。

一、相州御備場之義ニ付、松平大和守先

達而申上候趣は、天津陣屋最寄

猿島之頂え臺場取建、大筒を増

備置、走水村咽喉之場は富津之

出州を前ニ当、観音崎・十石崎・旗山、

合三ヶ所之臺場間近之儀ニ有之、

自然之節は夫而已ならず船々え

〔15頁〕

大小之筒を仕掛乗出し打拂可
申事^二大和守・松平下総守・浦賀奉行
三手申合置候^二付、右之處此上之手
配^二は及び申間敷と奉存候得共、城
ヶ島より壱里半程東松輪村は三
浦郡之出崎、江戸内海之虎口に
御座候間、右村内字小浦山と申所え
臺場取建候積、扱又城ヶ嶋より
西北海岸江之嶋腰越迄之所は
悉ク岩根差入有之候間大船乗寄
候義難出来、若小船^二而乗寄上陸
いたし候節は小筒之者を伏置打
当可申、尤腰越村臺場^二大筒鑄
立増仕、其外臺場数を増取建
不近寄打拂候様可仕と奉存候旨
申上候處、第一之咽喉觀音崎辺之
義、此上手配^二は不及と之義、何分私
共見極附兼、且城ヶ嶋前^{浦之}浮之内
松輪村之義は房州と海面餘程
隔候義^二付、敢而虎口とも難申、
江ノ嶋・腰越邊迄之處小筒伏兵
之義は尤之見込^二而、台場取立之
義は左迄^二も及間敷哉。如何^二も
手広之義^二付何分懸念仕、彼是
評議仕罷在候處、□□□□此度
申上候趣は、海岸場廣之持場
^二而は固も難行届候^二付、觀音崎より

[16頁]

簾山・石崎・猿嶋咽喉之場所、猶又
嚴重^二相固申度、就^二而は同人領分津
久井村より城ヶ嶋并三崎町、夫より西浦
賀通^二海岸腰越辺迄は別手を以
御固被仰付候様仕度旨申立、浦
賀奉行よりも大和守領分相州三崎
鴨居村之義は海岸場廣之場
所^二而、大和守一手^二而は御備向行届
申間敷哉^二付、最寄大名え被仰付、
右兩村之内東海面え陣屋取建
可然旨申上、彼是異同^二有之候得共、
御固場所手廣^二而守備行届兼可
申との義は同様之趣意^二付、何レ^二も
今壱人御固之大名被仰付候方と奉
存候。尤浦賀奉行見込^二而は最寄
大名え被仰付候様申上候得共、最寄
^二而は大久保加賀守之外御固可被
仰付もの無之候處、加賀守義は箱根・
根府川兩関所之御固も有之、
領分海岸も手廣之義、且は
其最寄浦々之守備も有之事^二付、
外向え被仰付候方^二も可有御座哉。
左候ハ、大和守相州領分之内村替
上知^二相成、新規御固被仰付候ものえ
領分引換不被下候^二而は差支も可
有之哉^二候へ共、此儀は其節^二至
持場引分ヶ方一同取調相伺候様

[17頁]

可仕奉存候。尤前書鴨居村陣屋

其外臺場取建之義は其場所

固候もの之心得も可有之義^三而、從

公儀差定可被 仰出訳柄^二も無之、

添陣屋臺場等有之可然候ハ、

其場所警衛之向より相願可申

候間、其節取調申上候様可仕奉存候。

一、房總御備場之義^二付松平下総守

申上候趣は、富津・竹ヶ岡両御備場

同人一手^二持受手厚^二相勤め候儀

難出来、依之富津御備場は自身

之大名え持受被 仰付、同人義は

竹ヶ岡より安房國洲之崎迄持受、

大房之崎え臺場取建候は、可宜哉。

洲之崎より白子村迄之海岸は

海底^二岩石有之場所多く、容易^二

大船乗附候義は難出来候^二付、

守兵も左迄^二及申間敷、洲之崎

外浦より白子迄は已後富津

御備場引請被 仰付候者、又は近領

之面々え持受被 仰付候ハ、御手厚^二

可有之、且阿部駿河守・酒井安芸守・

稲葉兵部少輔等之領分海岸厳重^二

為相固、下總守領分之海岸夫々

要地^二人数配置厳重^二相固、富津・

観音崎之間、江戸海え乗入候形勢

相見候は、浦賀奉行・大和守・下總守

[18頁]

三手之勢并富津持受之者之勢

一同死力尽候ハ、可成防禦も

出来可申哉之旨申上候義^二有之、

持場手廣^二而防禦行届き兼可申

哉之段は大和守同様之趣意^二而

無余義訳から^二付、房總之方も

今一人御固大名被 仰付候方と奉

存候。左候ハ、下總守房總領分之

内村替上地^二相成、新規御固被

仰付候ものえ引替不被下候而は

是又差支可申哉^二候へ共、此儀は

其節^二至持場引分方一同

取調相伺候様可仕奉存候。尤大房

崎増臺場之義、先年右場所

及見候支配向之ものえ相尋候処、西受

荒波之場所^二而風当甚強く、容易

大船近寄可申所から^二は無之、船

路迄は程遠^二而大砲も届兼可申

候間、増臺場取建候而も差而其詮

有之間敷哉之旨申聞候。併其場所

警衛之者より見極申上候義^二付、

下總守家来呼出し、場所之様子

心得方等をも承り、委細取調申上

候様可仕哉奉存候。

一、伊豆国大嶋之義は、浦賀奉行

并松平下總守申上候通、私共儀之

懸念仕候場所^二付、先達而支配

[19頁]

[20頁]

御代官江川太郎左衛門え存寄相
尋候処、大島之義は遠海離嶋
ニ付、万一之義有之候節、後詰又は
加勢之人数差向候義難出来候
ニ付、御台場御取建大筒其外
都而御手厚ニ御備向相立、異国
船同様之大筒数十挺相備、御手
丈夫之軍船数百艘御打立、水主
其外熟練為致候義は勿論、固
之人数格別御手厚ニ被成置候ハ、
防禦罷成可申候へ共、右嶋ニ引統候
嶋々も有之候ニ付、大嶋而已御固有之
候共、外嶋々御固無之候而は全く
御備相立候儀ニは無之候間、何れ
大嶋之義は拾方石以上之大名
勤番被仰付候外存付無之、左も
無御坐候而は御入用相懸候丈ケ
不利益と存候旨申聞候。不容易
見込ニ有之、勿論右嶋々は海岸
岩石多、大船乗入候湊無之由ニ付、
異国船乗寄候共船懸ハ難出来、
滞船可仕様も無之、左候へば端船
ニ而乗移り萬一之節足溜りニも
仕候歟。八丈其外手遠之分は
子細も無之候へ共、大嶋之義は豆
州よりも房州よりも七里之場所ニ付、
若乗取居候上は廻船之諸荷物

〔21頁〕

等奪取候様之義可仕哉も難計、
併嶋之周り拾里余ニ而海岸
通悉く往来も出来候間、萬一
異人乗取候共、豆州房州より兼而
打合鯨船・押送船杯を以夜中
数百艘一時ニ乗付打取候ハ、
彼方ニ後詰之兵無之、素より
城郭砦等も無之儀ニ付、速ニ残
なく退治可仕、唐土舟山嶋など、
違ひ小嶋不弁利之義ニ付、彼方
ニ而差而望候儀も有之間敷、若
野心有之節は被乗取可申哉ニ
候へ共、又取戻候儀容易候間、被捨
置候方と奉存候
一、大船制作之義は御沙汰之通
只一概ニ御制禁とのミ堅ク相守、
不覚之義出来候而は不相濟事ニ付、
篤と評議仕候処、浦賀奉行申上候趣は
長式拾間程幅五間余之船、松木
凡壹尺五寸角を以仕立、乗組百人程之
見込ニ有之、當年浦賀表渡来之
異国船之内大振之方は長四拾三間余、
幅九間程も有之、式尺五寸角之堅
木を以て造立、乗組八百人有之候由。
左候得は其大小堅脆匹敵可仕様
も無之、阿片擾乱之節唐山ニ而も
大船を造り、蠻夷之者共ニ悉ク打

〔22頁〕

碎れ、敗走いたし候趣、和蘭風説

書ニも相見、且大船之取扱は日本

之水主共ニ而は不案内之儀故、進退

容易ニ難出来存候旨、下総守申上候

趣も尤ニ相聞、大船之儀は形容異

船之如く制作相調候而も、帆繩之掛引

等ニ到り迎も蠻夷之ものニ及可申

様も無之候間、此方ニ而は常々乗

馴候小船を用候方却而必勝之利

有之候由は前々世上之議論も

有之、異国防禦之術は外ニも数多

可有之趣ニ付、御書取之御趣意

御尤には候得共、大船製造之義は先ッ

御見合被成候方哉と奉存候。乍然

異船乗入候海路を差塞ぎ候為メ、

富津・観音崎之間ニ大船を浮

置、防禦いたし候は別段之事ニ而、

右は敢而水主之工拙進退之不便

ニ拘り候筋ニも無之候間、唯其形

強大ニ而大炮を請留、又数挺之

大筒打放候而も覆没之憂

無之候ハ、可然哉ニ付、右之心得を以

大船制作之義取調可申哉之処、

理不尽ニ戦争之心得を以数艘

迅速ニ可乗入と計り候節は、此方

之大船浦賀奉行申上候湊内浮囲運

ニ而は小船ニ而引出シ候義ニ付急束

[23頁]

之間ニ逢不申候間、平常要地

ニ浮「カ」して置、番兵不被込置候而は其

詮も有之間敷、左候得ば諸廻船

之差障ニも相成、殊四五拾尋

以上之深ミえ碇をおろし掛留置

候義ニ付、暴風之節難破船之

患有之間敷共難申、何分永久

可被遂行見留も無之、萬々

一 右様之次第ニ到り候節は、内

海え入と不入との場合を論候筋も

無之、兼而御触有之候近海防禦

之諸家死力を尽し、打平ヶへ

き義ニ有之、尤内海之儀は所々

浅瀬多く候間、不案内之異賊共

進退度を失ひ敗北可仕は必

定と奉存候間、大船製造之義

は全ク御見合之方と奉存候得共、

前書富津邊え別段御固之大名

被仰付候ハ、其者之見込も可有之

義ニ付、追而存寄之次第申上候ハ、

其序猶評議も仕申上候様可仕候。

一、浦賀奉行申上候与力同心増

人之義勘弁仕候處、無扨廉

も相見候得共、長崎表之義は与力

同心無之、旧来無差支済来候

事ニ付、右増人数之義は不被及

御沙汰方とも奉存候得共、浦賀

[25頁]

[24頁]

奉行は長崎奉行と違ひ、御手当筋薄ク御座候間、増人被仰付候而も可然哉。尤此度御固之大名増人被仰付、其外私共見込之趣^ニも被仰出候ハ、人数増減も可有之義^ニ付、今一應篤と取調相伺候様、浦賀奉行え被仰渡候方哉と奉存候。

一、浦賀奉行申上候相州野比村千駄崎之義は御臺場御取建^ニ相成可然場所哉と奉存候間、場所篤と取極絵図面相認、御入用之義も取調、猶又相伺候様、被仰渡候方と奉存候。尤浦賀湊内は御備向手薄^ニ相聞、湊口^ニ臺場等有之可然哉^ニ奉存候間、非常之節防禦行届候様勘弁いたし可相伺旨、浦賀奉行え被仰渡可然哉^ニ奉存候。

一、浦賀奉行申上候相州鴨居村字鳥ヶ崎、同村観音寺領字旗之木崎并同州公郷村持猿嶋三ヶ所、総州小久保村壱ヶ所、増御臺場之義は弥必用之場所^ニ候て、其場所警衛之向より追々可申上候間、其序評議仕申上候様可仕奉存候。尤右之内猿島之義は何れ^ニも

〔26頁〕

大和守^ニ而嚴重^ニ可相固旨申上候義^ニ付、臺場取建方等之義、同人家来呼出相尋ね、委細伺候様可仕奉存候。

一、浦賀奉行申上候相州江ノ嶋辺より由比ヶ濱三浦郡小坪三ヶ浦辺迄之處、是迄之姿^ニ而は御手薄^ニ而、右海岸え上陸いたし候^ニ於いては東海道筋御府内迄之間防止候もの有之間敷候間、由比ヶ濱辺え陣屋取建、是亦一應之御備相立、専ら上陸之防禦御手当被成置候様仕度との義は、一應尤之様^ニも相聞候得共、右海岸は是迄大和守持場^ニ候処、前書申上候通、余人え御固被仰付候ハ、猶其者之見込も可有之、上陸いたし候共不案内之國地え踏込、前後左右^ニ敵ヲ受候而は死亡^ニ至り候義眼前之事故、右様無謀之義は彼方^ニ而決て仕間敷、萬一上陸いたし候ハ、幸之義、不残打留メ候も容易場所と奉存候。

一、浦賀奉行申上候増御預所之義は割合方差支候間、難被及御沙汰筋^ニ御座候。併非常之節夫人足引足兼候段は無余儀筋^ニ相聞候

〔27頁〕

間、勘弁仕候處、非常之節は最

寄小給所・寺社領より人足差出不苦

筋^二付、異国船渡来之節は浦賀

奉行より触當次第、其村々有合

之人足無遲滞可差出旨、御勘定

奉行より最寄小給所・寺社領え触

置候方哉と奉存候。右^二而可然も

思召候ハ、人足目当等浦賀奉行

え懸合、村方をも相極、猶又申上候

様可仕奉存候。

右海岸守備之義^二付御触達

方、大船製造之義、浦賀表御備

筋之義御書取之趣、并浦賀

奉行・両家より申上候書類、合考

いたし再応勘弁評議仕候趣、書面

之通^二御座候。尤大和守・下総守領分

之義は海岸無之、海上之働心得

候家来も自然手薄^二可有之哉^三

付、弥御固之大名増人被仰付候義

候ハ、此度は領分之内、海岸有之

候向をも被差加候方可然哉。且

長崎表之義は松平肥前守・松平

美濃守其外常々防禦心得罷在

候由^二付、浦賀表増固之向は大

身之者え被仰付、右之外関東筋

諸大名えも異国船渡来之節は

浦賀表え出張被 仰付候義も可有之

[28頁]

旨、兼而御達被置候方哉と奉存候。

依之御下ケ之書類返上仕、此段

申上候。以上

午八月

[下ケ札]

本文之外、三崎え在勤城ケ嶋遠見番

兼てより与力同心相増、押送り形御船之

義も増候方之義等、浦賀奉行申上候趣、

此度異国船渡来之節、乗留心得

其外相伺候廉々拘り候義^二付、右之

方え評議仕候趣、申上候積^二御座候。

[5] [29 - 31頁]

(午十月七日伊勢守殿え御直御備場掛立合河内守

上^ル、外松平大和守・松平下総守申上書面、并同月

六日大和守申上候書面共、相添返上)

異船渡来之節御固番船之儀^二付

評議仕候趣申上候書付

深谷遠江守

石河土佐守

松平河内守

小出織部

羽田龍助

去月九日御下相成候異船渡来之節御固

番船之儀^二付、松平大和守申上候書面一覽

仕候処、是迄異船渡来之節、三手之人數

番船數艘^二而相固候処、當夏渡来之砌

[29頁]

大雷風雨之節其外^ニも一日海面場廣之
沖合^ニ警衛罷在候義難相成、右^ニ付

[30頁]

此後渡来いたし候ハ、地理を見究海岸^ニ
相固、夫々手配いたし、尤船之儀も手當
いたし、大筒等仕掛、弁利之場所え繫置、
異船えは為用弁兩三艘も附置、人数ハ
海岸^ニ嚴重^ニ相固候様仕度^旨^ニ有之、

右は先達而御下ケ被成候松平下総守家来
内意申上候書面之内、異船渡来之節

数艘之番船差出候儀は無益之由申上
候と符合仕候^ニ付、彼是合考評義仕候処、

荒波之海面小船^ニ而難儀仕候段相違も
無之相聞、殊^ニ異船万一野心有之節ハ

仮令数艘^ニ而も無詮義^ニ有之、乍然石ハ
両家之書面え對し御下知御座候訳から

^ニも有之間敷候間、委細浦賀奉行え
御達相成、其段両家中えも申達候様被

仰渡候方^ニ可有之候得共、猶勘弁仕候処
冬春之内は渡海六ヶ敷候^ニ付、異船

渡来之儀は太極夏秋之間^ニ有之、殊^ニ
取計向時々相變候ハ不可然儀^ニ有之、今後

松平式部少補、浦々御備場見分として
被差遣、兼而同人え談判いたし置候儀も

有之候間、帰府之上、地理其外都而実地
之様子得と御糺之上、御備向大本之處

碇と御評議御治定被 仰出候節^ニ到り
夫々一同御達相成候而も可然哉奉存候。

依之御下ケ之書類式通先返上仕、此段
申上候。以上

午十月

[6] [31、38頁]

(午十一月

(十一日伊勢守殿黒沢正助を以御下ケ)
御尋之段^ニ付申上候書付

大久保因幡守
一柳一太郎

異国船渡来之節小船^ニ而番船
数艘差出候儀は無詮事之様大和守・

下総守より申上候^ニ付、御尋之趣奉承知候。
右は尤之筋^ニ而、小船^ニて数艘差出候

而も防禦難相成、乍併大船而已^ニ而は、
進退不自在儀^ニも有之、且異人共

小船を卸乗出候節、又は漁業之
もの共異船へ近寄候節、制方等

^ニも差支候間、大小之船共相交警
衛仕、滞船中又は論文申渡退

帆申付候節等及手向逆意相頭
候節は速^ニ打拂候儀差支不申様

仕度、平穩乗留候船^ニ而も何時異
變之儀出来可仕も難計候間、滞船

中いつれ^カ異船近邊え大小之御備
船無御座候而ハ取扱方仕兼候。依之

此段申上候。以上
十一月 大久保因幡守

[32頁]

[32頁]

一柳一太郎

〔7〕〔33―40頁〕

(午十二月十八日伊勢守殿御直御備場掛立合上ル)

異船渡来之節乗留其外心得方

之儀^ニ付評議仕候趣申上候書付

深谷遠江守

石河土佐守

松平河内守

佐々木脩輔

松平式部少輔

小出織部

羽田龍助

先達而追々御下被成候異国船渡来

之節乗留其外心得方等之儀^ニ付浦賀

奉行并松平大和守申上候書面、夫々

一覽評議仕候処、異船渡来之節は城ヶ

嶋・洲之崎迄之処^ニ而差留可申儀勿論

^ニ候得共、順風等^ニ而迅速^ニ乗入候ハ、富津辺

迄^ニ而是非差押、先穩^ニ取計置可相届、

若手向等^ニ及び候敷又は右要地をも

乗越候^ニおゐては速^ニ打拂可申、且又

兼而防御之備計策相[□]置、遠見之

ものも無油断心付、浦々番船見廻り等

嚴重申付置候上、自然暗夜或は大風雨

深霧杯をも不厭、一二艘位内海え乗入

候節之儀は不得止訳柄^ニ候得共、万^一右様之

〔34頁〕

節は仮令風波之為^ニ漂流いたし、誤而乗

入候様に候共、見留次第無異議嚴重^ニ

打沈帰帆為致間敷、尤兼而松平下総守

并浦賀奉行等えも調略申合置、時宜

次第如何様^ニもいたし不打漏様取計可申、

且又数艘渡来之節は前以粗様子も

可相分、是等之儀は臨機之取計方と

可心得旨、去^ル卯年大和守え被仰渡、右

之趣下総守并浦賀奉行等えも被仰渡、

右内海え乗入候上は不論有無一^回打

潰候様との御趣意^ニ候間、浦賀奉行并

大和守^ニおいても右業柄^ニ当惑いたし候

儀と相聞、去^レ巳年中同人并下総守より、

右打沈之儀は人力不及訳柄委細申上、

見込之趣相伺候次第も有之候処、右は去^ル

卯年之御差^回も齟齬いたし候儀にて、

元来非常之儀は差定り何済有之

候得ハ其時宜^ニ寄却而取計方差支候

儀も可有之處、前以相伺置候は全く

無事を量り候哉^ニも相聞候間、何れ^ニも

江戸内海え乗入候節は最前御下知之通

相心得、謀略之儀は其時宜^ニ寄可取計

旨被仰渡可然哉之旨申上、右之趣を以猶

両家え被仰渡候儀^ニ有之候間、今般浦賀

奉行申上候次第、一^下通り^ニ而ハ難被及御沙

汰筋^ニ候得共、大和守は再三之申立^ニも有之、

下総守よりも同様之意味度々申立、畢竟

〔35頁〕

右故富津之持場御免をも相願候哉

三而、一般ニ無謂筋とも難申候間、夫々

打合得と勘弁評義仕候処、浦賀奉行并

両家申上候趣夫々異同は有之候得とも、

異船富津之要地を越候得は、誤而乗入候

船ニ而も総而帰帆不為致御定ニ付、一牀之

勝敗は姑く差置、只管右取計〔恐力〕窮

怖いたし、右故品々不容易見込をも

申上候哉ニ而、強而其身之無事を計

候而已とも相聞不申。元來異国之者共

富津觀音崎を乗越候得は趣意之

有無ニ不拘只一概ニ被打潰候と申儀は

相心得申間敷、呪〔呪〕暗夜深霧風雨等之

ため誤而乗入候儀は彼より求候ニも

無之候處、一應其趣意をも不相尋打

沈候は此方より戦争之色を顕し候ニ

相当り、却而穩成間敷哉。旁異船乘

留其外心得方之儀、此度浦賀奉行申上

候趣尤之次第ニ相聞、右之振合ニ相成

候得は此上取計向手廣ニ相成、却而

実地之働可相成、且は平日失費も

相省き自然永續可仕哉と奉存候間、

右奉行見込之通被仰渡候方可然。併洲之

崎・城ヶ嶋内〔山食〕□之方ニ而も異船走居候歟、

又は船懸いたし候節、近辺迄出張いたし

居候と之儀は其節之模様ニも寄候儀、

并乗組相尋趣意不宜歟引戻候儀

〔36頁〕

相拒候様之船は於其場打沈候共手詰

之勝敗決候とも可仕と之儀、素々無異

論筋ニは候得共、是又臨機之計策を以

穩当之取計も可有之筋ニ付、一般ニ差

極候差図可被成置訊ニハ有之間敷、

其余船主又は乗組之内一己之存寄ニ

無之、其國王より使節相立通信通商等

相願候類、滞船為致置取計方可相

伺趣ニ候得共、元來長崎之外ニおゐて

右牀之願筋可取用訊ニも無之、素より

御國禁之儀、伺之上取計候ニも不及

筋ニ付、右船主或は乗組之内より通商

又は測量等之儀申立候類同様之取

計、其外は都而伺之通相心得、尤伺

濟而已ニ相泥候而は品ニ寄事を

過候儀も可有之哉ニ付、都而臨機之勘弁

を尽し、其圖を不失様可取計旨、浦賀

奉行え被仰渡、右之趣大和守・下総守

えも御沙汰有之可然哉奉存候。尤大和守

書面之内ニは更取用難相成廉も有之

候得共、御見合のため相添、浦賀奉行

書面壱通返上仕、此段申上候。以上

午十二月

〔下ヶ札〕

〔38頁〕

〔37頁〕

(付札)

一覽仕候
未三月 筒井紀伊守

書面戸田寛十郎承付之通
被仰渡候旨承知仕候

- 深谷遠江守
- 石河土佐守
- 松平河内守
- 佐々木脩輔
- 松平式部少輔
- 小出織部
- 羽田龍助

書面、異国船渡来之節洲之崎・城ヶ嶋
 外海ニ而乗留之儀は以來相止、尤異船走
 居候歟又は船掛いたし候節、近辺迄出張
 いたし居候と之儀は其節之模様ニも寄候
 事ニ付、何れニも此方より事を不求様厚く
 勘弁いたし、且万一異船富津之要所を
 越候節、乗組相尋趣意不宜歟引戻
 候儀相拒候様之船は於其場打沈候とも
 手詰之勝敗相決候共可仕と之儀、其始
 末次第無異論筋ニは候得共、是以可成
 丈ヶ穩当之取計有之上之事ニ候。右
 之外船主又は乗組之内一己之存寄
 ニ無之、其國王より使節相立通信通商
 等相願候類ニ候共滞船為致置、別段

[39頁]

取計方相伺候ニは不及候間、右船主或ハ
 乗組之内より通商等之儀申立候類と同
 様取計、其外之儀は都而伺之通相心
 得、尤伺濟而已ニ泥候而ハ品ニ寄事美ニ
 振候取計も可有之哉ニ付、兼而御取極難被及御差図、都而臨機
 之

勘弁を尽し其圖不失様可致、右之
 通相心得、御固之四家えも相達得と
 打合置、右之外は都而是迄被仰出候
 通防禦筋等不相弛様可取計旨
 被仰渡、承知仕候。
 未三月十五日 戸田寛十郎

[40頁]

[8] [40-45頁]

(午八月八日伊勢守殿御直海防掛え御渡

忝通絵圖忝枚)

異国船渡来之節乗留心得方

其外奉伺候書附

大久保因幡守
 一柳一太郎

異国船渡来之節取計方之儀は去ル

卯年二月中松平大和守より相伺候御下知

之趣、先般遠山安藝守え被仰渡候趣意

之通都而相心得罷在候儀ニ御座候處、

右御下知之内、異船城ヶ嶋・洲之崎迄

ノ所ニ而差留可申は勿論之趣御座候

ニ付、去巳年三月渡来之アメリカ船は

[41頁]

洲之崎外沖^ニ而松平下総守家来
乗組、當閏五月渡来之アメリカ軍
船は城ヶ嶋外沖^ニ而船手組之者乗組、
當六月渡来之テネマルカ軍船は
江ノ嶋地より二里程沖^ニ而松平大和守
家来乗組、引続私共組之者一番船
より御番船三崎詰出張之者其外
之番船追々乗組候儀、右は全く前文被
仰渡候通相働候儀^ニ御座候。然ル処度々
異船渡来^ニ付得と勘弁仕候処、洲之崎・
城ヶ嶋外海^ニ而異船差留候^ニ而却而
事を求候儀^ニも可相當哉、村々右場所
之儀は大洋え近く、浦賀辺と違ひ
風波共格別荒立候海上^ニ御座候間、
異人共差留不相應、手向等仕候^ニ而も
防禦不行届御座候間、此以後洲之
崎・城ヶ嶋外海^ニ而差留候儀は見合、
異船走居候歟又は船掛致居節は、
異船近辺迄出張いたし居、異船動揺
を見定、萬一小船等を卸、異人共其辺之
地方^ニ上陸等いたし居候様子^ニ御座候は、
早速乗付差押可申、又は江戸表え
可乗入萌^ニ而、別紙絵図面朱引之通
洲之崎・城ヶ嶋内分え乗入候^ニ到り候は
本船え乗組、通弁或ハ御備之横文字
等を以差留、碇為差入候様仕度奉存候。

一、前同断大和守より伺候御下知御文言之内、

〔42頁〕

順風^ニ而迅速^ニ乗入候は観音崎・富津
邊迄^ニ而是非差押、先穩便^ニ取計可相届、
若手向等^ニ及候歟又は右要地之方をも乗
越候^ニおいてハ速^ニ打拂可申、自然暗夜
或ハ大風雨深霧杯をも不厭一二艘
位内海え乗入候節之義は不得止訳柄
^ニ候得共、万二右様之節は假令風波之ため
漂流いたし、誤而乗入候様子^ニ候共、見当
次第無異議嚴重^ニ打沈、帰帆為
致間敷被仰渡、右之通相心得罷在
候得共、是^ニ勘弁仕候處、異国之者共
富津・観音崎を乗越候得は被打沈候と
申儀は相心得申間敷、其上使節船
又は漂流人等助来候哉も難計、假令
蛮夷^ニ候共使者を討候儀又ハ我国之
漂民を討候儀宜有問敷、素より
暗夜深霧風雨のため為乗入候は
彼より求候儀^ニも無御座候処、一應其趣
意をも不相尋打沈候^ニ而ハ、仇を合
再数艘之軍船を以襲来可申哉と
奉存候間、右躰之節無余儀内海え乗
入候共、見留次第出精乗着異船え
乗組、渡来之趣意相尋、異心も無之
船^ニ候ハ、早々為差戻、若逆風^ニも御座
候は数艘之引船を以速^ニ為引戻置、
伺之上帰帆申付候様可仕、乗組相尋
趣意不宜歟引戻候儀相拒候様之船は

〔43頁〕

於其場打沈候共、手詰之勝敗相決候共

可仕と奉存候。何分三手之内一手は是非

乗組趣意相糺候上、其次第二寄打沈

候儀は決（虫食い）□致候様仕度奉存候。

[44頁]

一、前同断同人より伺候御下知御文言之内、差押先ッ穩ニ

取計可被相届旨被仰渡、右之通相心得、且

文政度異国船渡来之任例、仮令薪水

食料願候而已之船ニ而も都度々々相伺候

心得ニ而罷在候得共、伺御下知御座候内

日数相掛永く滞船仕候内ニは異変之

儀出来之程も難計、其上御入用ニも

相響、且又御固之大名経費も多く、

近国之人民も夫役などニ困窮仕候儀ニ

御座候間、此以後渡来之異船、薪水

食料に限り相渡、通商并測量之儀ハ

御国禁之趣申渡、孰も論文相渡し、

帰帆為致候様仕度、尤其国主より使節

相立、通信通商等相願候類其外

是迄渡来之異船ニ事変り候次第も

御座候節は滞船為致置、都度々々ニ相伺

候様可仕と奉存候。

右三ヶ条之趣如何相心得可申哉奉伺候。

御下知済之上は大和守・下総守と申合

置候之様仕度奉存候。依之□絵、図面

相添、此段奉伺候。以上

未八月

大久保因幡守

一柳 太郎

[9] [45-47頁]

（未正月廿二日伊勢守殿え竹村長十郎を以
上ル）

異船渡来之節御固番船之儀ニ付

猶評義仕候趣申上候書付

深谷遠江守

石河土佐守

松平河内守

佐々木脩輔

松平式部少輔

小出織部

羽田龍助

異船渡来之節、御国書船之儀ニ付評

議之趣申上、猶松平式部少輔歸府之上

実地之様子得と御糺之上御治定之方

可然哉之旨申上候処、両家え御口達振并

御尋ニ付、浦賀奉行申上候書付共御下ケ

有之、式部少輔歸府仕候ニ付一同熟覽評

義仕候處、浦賀奉行御答之趣は小船

而已數艘差出候而も防禦難相成、併

大船而已ニ而は進退不自在ニ付、大小之

船取交警衛仕、若及手向逆意相顕

候節は速ニ打拂候儀差支不申様

仕度旨ニ候得は、最前も申上候通、沖合之

番船は無詮義、如何ニも不計策ニて

両家申立候方尤ニ相聞、然ル上は此後

異船渡来之節は取締之ため式三艘も

[46頁]

番船差出置、其余之船は海岸之要

地ニ備置候方哉ニ奉存候。左候得は御口達

案之通両家え御達ニ相成、其段浦賀

奉行えも被仰渡可然奉存候。尤御達案

之内ニ兼而申立置候趣を以取計候様との

御文面は、若心得違廉有之候而ハ不宣

候間、御除キニ相成候方哉奉存候。依之

御書取壹通御下ケ之書類返上仕、此段

申上候。以上

未正月

[47頁]

[10] [47、48頁]

(未正月廿五日伊勢守殿御直河内守え御渡、

承付いたし、同月晦日竹村長十郎を以返上)

御書面之通被仰渡候旨

承付仕候

未正月晦日

深谷遠江守

石河土佐守

松平河内守

佐々木脩輔

松平式部少輔

小出織部

羽田龍助

浦賀奉行え達

浦賀表え異国船渡来、沖合ニ相掛り居

候節、松平大和守・松平下総守より固船

数艘差出、洋中ニ漂居候趣ニ候得共、右ハ

防御之御為ニ難相成、無詮事ニ付、向後は

取締之為番船一三艘も差出置、其外之

船々ハ海岸之要地ニ備置候様相心得

可申旨、其方共より兼而両家え相達

置候様可被取計候事

松平下総守

松平大和守

家来え達

異船渡来之節取計方之儀ニ付、品々

内意被申聞候趣意は追而可為差図候。

尤異船沖合ニ相懸り居候節固船差出

方之儀は浦賀奉行より相達候品も

可有之候事

[11] [49、55頁]

(未正月廿二日伊勢守殿え御直御書取并最前

御下ケ之評議書共取添、大目付・御勘定奉行・

御目付吟味役立合上ル)

浦賀御固之諸家御手當其外之儀ニ付

御書取之趣、并松平式部少輔申上候趣共

評議仕申上候書付

深谷遠江守

石河土佐守

扣 伊勢守

向々え達

[48頁]

松平河内守

佐々木脩輔

小出織部

羽田龍助

浦賀表御固之諸家ニ御手當之儀ニ付

土佐守・河内守・脩輔・龍助より再應申

上候趣も御座候処、尚御書取御渡被成、

遠江守其外えは別段御談不被成

候間、海防掛一同評議を遂、追々

御下ケ被成候松平式部少輔申上候書面

をも合考、早々可申上旨被仰渡候ニ付、

右御手當之儀は土佐守其外より

別紙を以申上、其余之ケ条一同評議仕

候趣、左ニ申上候。

[50頁]

右は得と取調相伺候様可仕奉存候。

一、増御臺場之儀、式部少輔申上候内相州

野比村千駄崎之儀は、兼而浦賀奉行よりも

申上、此度式部少輔見分之上猶又申上候上は

御取建相成可然、大和守領分猿島之

儀も先達而同人并浦賀奉行よりも

申立、尤下総守領分大房ヶ崎は同人より

兼而申立も有之候処、同所之儀は風當

強く、容易ニ大船近寄可申所からニは

無之、船路迄ハ程遠ニ而大砲も届兼

可申候間、増台場取建候而も差而其

詮有之間敷旨、右場所見及ひ候支配

向申聞候ニ付、其段先達而申上置候

次第も有之候処、更ニ場所見分之上可

然要地之趣式部少輔申上候上は是又

増台場取建候積、大和守・下総守え被

仰渡可然奉存候。其余之場所は此上

御固人被仰付候上は其もの、見込も可

有之、酒井安藝守・稲葉兵部少輔え

臺場取建之儀被仰渡候方ニ可有之

哉之旨、式部少輔申上候得共、最寄ニ竹ヶ

岡・洲之崎并右大房ヶ崎等之御固有之、

強而之見込ニは無之由。元來、右両家

とも夫々非常之心掛は有之趣ニ付、別段

改而被仰渡候ニも及申間敷哉奉存候。

一、大筒之儀、忝貫目よりハ式貫目之方玉行

宜候處、遠町要用之利器至而少く

[51頁]

一、御固之儀は何れ四家ニ可被 仰付旨被仰

聞、然ル上は式部少輔申上候通、松平大和守・

松平下総守共内願之儀も有之候間、富津

之方え忝人、三崎之方え忝人、増御固人被

仰付、銘々領分ニ御引替被遣可然奉存候。

左候ハ、大和守・下総守并増御固人より

取納五ヶ年平均御勘定所え為差出、同所ニ

おゐて地所割合取調御伺候様可仕候。尤 「ここに下ケ札のマーク」

下総守領分之儀全く内願之通被仰付

候而は、富津之方引請被仰付候者下総守

領分を打越、外海遠隔御場所と両所之

固ニ相成、又々引請御免等可相願哉ニ付、

[52頁]

候間、鑄足被仰付、夫々御渡ニ相成候方ニ可有之候。尤葉之込方筒之製作ニも寄可申候間、其筋御尋之方ニ可有之旨式部少輔申上、右は此上増御固人被仰付候上、見込も可有之儀ニ付、追而取調申上候様可仕奉存候。

一、船之儀、式部少輔見込之通、大船ニ無之堅牢之船ニ大筒配附、先ツ数艘程も御製造相成、其余之処は四家ニ而追々製造候様御達ニ相成候ハ、一際嚴重ニ相成、其余之処は臨機之取計も可有之候間、先左様可被成置旨被仰聞候ニ付、式部少輔申上候書面をも合考仕候処、大砲居付自在ニ進退仕候船新規製造、又は在来之御船は風波之凌難相成趣ニ付、大サは居置候共、船形御造替と迄ニ而、如何様之船ニ候哉難相分候間、同人え承り合候処、製作等委敷義は、猶又浦賀奉行え掛合取調候心得を以申上候旨申聞候。然ル上は當節孰とも差極難申上、元来新規之儀は、其筋鍛錬之ものニ被仰付、古製等をも熟考之上実用を□し□□をも不仕候而は却而不安心之基ニ付、右船製造之儀は尚御船手其外をも御尋之上御治定御座候方と奉存候。尤下総守は兼而小船え百目より三百目

[53頁]

迄之筒を仕懸、火矢砲礮等ニ而焼打之心得を以調練為致候旨申上候趣も有之、至極之見込ニ相聞、右等は御固被仰付置候面々夫々実用之勘弁も可有之事ニ付、尚右之向々より申出候ハ、其節評議仕申上候様可仕奉存候。且押送形御船増方之儀、先達而浦賀奉行より申上、右は弁利之趣且是迄在来之分一艘ニ而は不足之由、無余儀相聞候間、右奉行申上候通、外老艘造り増被仰付候方哉と奉存候。

[54頁]

一、浦賀与力同心増人之儀、式部少輔申上候趣も有之、浦賀奉行兼々申上候趣、無余儀相聞、且先達而三崎在勤之与力同心増方之儀、右奉行より申上、是迄同所之儀は与力忝人同心忝人ニ而乘留注進等行届兼候段、是又無余儀次第ニ付、相應之増人被仰付候方ニ可有御座、尤人数之儀は、此上被仰出候次第ニ寄増減も可有之候儀ニ而、追而取調相伺候様可仕候。右評議仕候趣書面之通御座候。尤式部少輔申上候書面五冊之内、合炮并御料・小給所等別段御備無之場所、村替又ハ最寄大名え人数出し被仰付置可然旨等、夫々申上候次第も御座候得共、猶別紙を以申上候趣ニ而は、素より強而之見込とハ

[55頁]

相聞不申候^ニ付、前書評議仕申上候趣

を以凡御治定^ニも相成候儀^ニ候ハ、向々被

仰渡振之儀は猶取調申上候様可仕候。

依之被成御渡候御書取返上仕、此段

申上候。以上

未正月

下ケ札

本文下総守富津之持場御免相願候

儀は、乗留方之儀同人見込之趣、最前

不被及御沙汰候^ニ付相願候儀^ニて、無

余儀相聞候間、余人^ニ被^レ仰付旨

申上候得共、此程乗留方之儀^ニ付、浦賀

奉行より伺之趣取調申上候通御下知

御座候ハ、下総守は矢張富津之方^ニ

被差置候方と奉存候。

[12] [56、62頁]

(未正月廿三日伊勢守殿^ニ御直御勘定奉行・

吟味役立合上ル)

浦賀表御固之向御手當筋之儀^ニ付、

再應評議仕候趣申上候書付

石河土佐守

松平河内守

佐々木脩輔

羽田龍助

浦賀表御固之諸家^ニ御手當筋之儀^ニ付、

再應御書取を以被仰渡候趣も有之候処、

御役知之儀は一躰是迄御料所少^ニ而

品々差支有之、御領所之儀も規則を外シ

御手當^ニ當り候様取調方無之、御手當金

之儀も年々御不足不少、御出方差支候

に付、右三等之論をも難達、別段見込

之趣申上候処、浦賀表御固之儀は何レ

四家^ニ可被^レ仰付、右四家^ニ御手當之儀

三等とも差支候迎、此儘差置候而ハ

御安心^ニは相成間敷、如何様^ニも御手

操を以年々御手當金三千五百両宛も

被下候ハ、自然手當行届、銘々一家力を

防禦筋^ニ相尽、嚴重守備罷在候

之間、四家御手當之処、前文之通可

相心得、其外浦賀奉行組与力同心増人并

御臺場築増、新規船製造等之儀、夫々

御沙汰之趣被得其意、右御臺場築増

等之儀一時之御出方、与力同心御宛行

之儀も纔之儀^ニ付如何様^ニも御繰合可

相成哉^ニ候得共、四家御手當金之儀は壹

ヶ年壹万四千両ツ、之御出方増^ニ而、右

之外異船渡来之模様次第、四家

出張も可被^レ仰付哉、左候得は其度々

五千両も是又四家^ニ而は二万両之拝借をも被

仰付候儀^ニ可有御座、右等之御出方近年御不

[57頁]

[58頁]

足相立、元来右之外^ニも年々之御不足不
少候^ニ付、迎も御繰合永続可仕様無之
候間、當分ハ金銀吹替等融通を以可被
賄哉^ニ候得共、毎々申上候通是以際現有之、
既右金銀引替集高も近年相減、
彼是御世話も有之候得共、何分引替方抄取
兼、當節之見通し^ニ而は、此末如何
可有之哉、殆心配罷在候儀^ニ而、終^ニは無
余儀功利聚斂之説而已被行、上下
困弊^ニ至候儀必然之勢^ニ相見、元来
外夷之憂^ニハ外感^思而、敢而可恐事
^ニも無之、国家之衰弊ハ内傷^ニ而
尤可恐事^ニ有之、若後年国家衰
弊之時を窺、異賊襲来もいたし候ハ、
実之防禦行届兼可申、左候得は
外寇之防、却而外寇之助^ニ相成、
何とも不容易筋^ニ付、猶再應勘弁
仕候処、異船渡来之節、乘留其外
心得方之儀^ニ付、先達而浦賀奉行
相伺候趣、并御固番船之儀^ニ付、松平
大和守・松平下総守申上候次第とも、今般
御備場掛一同評議仕申上候通被仰渡
候得は、陸地之御固重々相成、且異船
誤而要地を乗越候節之取計方も
却而手輕^ニ相成候間、彼是^ニ而ハ夫程之
□□出来、自然入費勞煩も薄、夫而已
ならず右両家持場手明候故を以此度

[59頁]

増御固人をも被仰付候得は、御固場
所凡半減、場所割方^ニ寄其余^ニも可
相減哉。是迄手廣之海岸一円両家
受持^ニいたし候御折柄さへ、定式御手當も
無之候處、今般四家^ニ相成候故を以
新規過分之御手當被下候而ハ如何^ニも
前後不都合之儀、且は是迄両家へ
対し不平之姿^ニも相聞候間、多分之
御手當も被成遣置候上は矢張両家
^ニ而被居置候方哉^ニ候得共、夫迎も浦賀
表御固之向え御手當被下候得共、長崎表
両家より御手當筋相願可申、其節ハ從來
無之義、殊^ニ高多之故を以不被及御沙汰
段は可被仰渡義^ニ候得共、道理^ニおゐてハ
如何可有之哉。浦賀表之儀は御府内
之咽喉御大切之場所とハ乍申、長崎迎も
御固相勤候もの、身分^ニ取候而ハ強而差
別も無之、四家^ニも被仰付候上は夫丈高も
増候間、猶更公平之御沙汰とも難申哉
^ニ付、再々應嘆願いたし候節^ニ至り候而ハ
いつれとも御沙汰之次第も可有之模様^ニ
至可申哉。尙ヶ年三千五百両^ニ而は凡尙万
石之御加増^ニ相當候處、大和守ハ近年
二万石之御加増をも被下置、右は其御
御続柄等之訳出格之義^ニも可有御座哉^ニ
候得共、右以来格別手厚^ニ相成候由も
不相聞、連々勝手向不如意之段を

[60頁]

毎々申立も有之、右は元來被謂間敷

筋之處、時勢之成行いたし方も無之、

□□詰り其詮も無之、一躰自身引越

相勤候御役など、違、銘々銘々領分え

家來遣し置候義ニ付、御手當等を以相勤候

筋ニも有之間敷、當分之處は新規取建

製作等仕候ものも可有之候間入費も可

相懸候得共、夫は最初御備場御用引請

被仰付候ニ付、別段御達之趣も有之候間

一段嚴重之手當も可申付義、場廣之

処彼是用途も相嵩可申被 思召候

ニ付、格別之訳を以金壹万兩拜借被

仰付候旨被仰渡候儀ニ有之、其後異船

渡來出張いたし候故を以前書ニも申上候通

別段拜借被 仰付候間、彼是居合候上ニ而

御手當年々被下候は何ら謂無之哉ニ而、

殊ニ前文之通往々御練合永続之處も

見留付兼、何ニも深心配仕候間、右新規

御固被 仰付候廉ニ而拜借被 仰付候金

壹万兩之儀は、此上臺場築増等も可被

仰付義ニ付別段之訳を以被下切ニ被仰渡、

増御固被 仰付候両家えも別段之訳

を以金壹万兩ツ、被下切ニ被仰渡、年々之

御手當ハ何れニも不被及御沙汰方と奉

存候。右は再々應之御書取え対し

愚存之趣申上候段は深奉恐入候得共、

永久之御出方御練合ニ拘候儀は必然

[61頁]

之事ニ付、御書取ニ泥取調申上候様ニ而は

奉對 御為重々奉恐入候間、尚又

此段申上候。以上

未正月

本文申上候通被仰渡候ハ、追而返納相濟候分は
御金藏より請取候様、大和守・下総守え私共より申遣
候様可仕候。

[13] [62 - 71頁]

[御触書天保集成 6543、6544号、通航一覽続輯
五24頁により校訂]

(未正月廿九日伊勢守殿御直織部・脩輔
立合河内守上ル)

浦賀表増御固等之儀ニ付申上候書付

深谷遠江守

石河土佐守

松平河内守

佐々木脩輔

松平式部少輔

小出織部

羽田龍助

異国船之儀ニ付而は、追々被仰出候趣も

有之候処、年旧儀は其節々之事情も

不詳、寛政三亥年筑前・長門・石見

之沖ニ異国船漂着之儀ニ付御触出候以來、

同七卯年迄度々御書付も有之候へ共、

[62頁]

[63頁]

右は其度ニ漂流船等有之候模様ニ
随ひ御沙汰御座候儀ニ相聞、同九巳年
之御書付ニは、異国船漂着之節取計
寛政三亥年委細相達候趣勿論ニ
候得共、若心得違ニ而此方より事を好
手荒成働仕出候而は不宣候。先方より重々
不法之次第相聞、不得止事之節は格別
之儀、先は可成丈計策を以成共繫
留注進可有之、惣而異国船は漂着ニ而
も海上へ向候而は石火矢打候ならハシ
之趣相聞候へは、無事故ニ右ニ乘し
卒尔成取計、從此方仕出し候義無之
様可入念と有之、文化三寅年御書付
之趣も専御憐恤之御趣意ニ候処、文政八
酉年三月いきりす之船着岸於長崎
及狼藉、近年は所々へ小船ニ而乗寄、
薪水食料を乞、去年ニ至り候而は猥ニ
上陸いたし、廻船之米穀・島方之野牛
等奪取、其上邪宗門勸入候いたし方も
相聞、難被捨置儀ニ付、いきりすニ不限、
都而南蠻西洋之船乗寄候を見受
候ハ、いつれの浦方ニおゐても不及有無
一圖ニ可打拂旨被仰出、異船之取計方
一変いたし一際嚴重相成候儀ニ而、右は
其節之時勢難被捨置御趣意と
相聞、右之通被仰出候得共、浦々備手
立之儀は土地相應実用専ニ心懸、

[64頁]

手重過不申、又怠慢も無之様可仕と
之儀ニ有之、然ル処去ル寅年七月之
御書付ニは、異国船渡来之節無ニ念
打拂可申旨文政八年被仰出候処、當時
萬事御改正ニ而享保寛政之御政事ニ
被復、何事ニよらず御仁政を被施度之
有難 思召ニ付而は、外国之ものニ而も
逢難風漂流等ニ而食料薪水を乞候迄
ニ渡来候を其事情不相分一圖打
拂候而は萬国へ被為對候御所置とも
不被思召候ニ付、文化三年被仰出之趣ニ
相復候様被仰出、尤異国船より海岸之
様子をうか、ひ、其場所人心之動靜
を試候ため杯ニ鉄砲を打掛候類可有之
哉も難計候へ共、夫等之事ニ動揺不致
渡来之事実能々相分、御憐恤之御
趣意相貫候様取計可申旨ニ而、文政度
之被仰出を見合せ候而は格別御寛容之
御処置ニ候へ共、防御筋御手當之儀は是
迄より一段手厚ニ可相心得旨之被仰出ニ而
寛猛両端之御趣意ニ候処、近来度々
異船近海へ渡来ニ付、追々御沙汰之
次第も有之、今般松平式部少輔え場所
見分等をも被仰付候上、是迄御固被
仰付置候松平大和守・松平下総守兩
家之外増御固人之儀、并右之向々
御手當筋其外、御臺場築増、浦賀

[65頁]

[66頁]

奉行組与力・同心増人等之儀、取調方被仰渡、夫々申上候次第も御座候処、近海御備向之儀ニ付而は、寛政度松平越中守殿御勤役之砌、浦々御巡見有之、御普請向之儀一旦御差図も相濟候處、同六寅年八月海邊御備之儀伺之通被仰出候得共、尚又御再考被遊候處、諸国之御料并私領海濱も不少事ニ候得は、伺濟之場所而已堅固ニ相成候而も諸国浦々御手當不行届節は其詮も無之、実用之勘弁有之候様ニとの御沙汰ニ候。依之右場所之内先浦賀奉行御役所杯被取建、其外は連々ニ取掛候姿ニ相成候而も可然哉、且は先寄合をはしめ上番下番とても同様之儀、人情ニおゐては不容易、ヶ様之類は先被見合、此上追々御固番所等之分計出来居候ハは、遠境と申も無之、萬々一異国船等寄来候として、小人数ニ候ハ、迅速之儀も可有之哉ニ候得共、論するニ足らず、多勢数船ニ候ハ、前方ニも相知可申儀、其節ニ到り兩番之姿ニ而寄合又は上番下番等被遣、時宜ニ寄て其余人数も被差向候ハ、御備は相立可申哉。前文之御趣意を以相考候へは、日本国一浬之御備は土地之要害而已ニ可拘筋とも不被存、

[67頁]

趣意之處ハ兼々御世話も有之、武藝等弥御引立、御武徳を以御備被遊候外は有之間敷旨等、戸田采女正殿御書付を以被仰渡、同七卯年ニ到り、海邊御備御普請所之儀、思召有之御見合可被遊段被仰出候儀ニ而、右は先寄合を始め上番下番等之儀は、全く御旗本御家人而已を以御取立之御趣意ニ候へ共、夫すら人情ニおゐて不容易趣を以終ニは悉皆御差止め相成、此節迄何之憂も無之相濟来候儀ニ有之、都而異国へ對候儀は素より言語文字等も不相通、双方行違も可有之儀ニ付、重々先方之不法ニ相聞候上ならては容易之取計も相成兼、既ニ先達而阿蘭陀かひたんえ申達之義ニ付一柳一太郎申上候書面之内ニ兵器相用可申と之儀は不容易儀ニ付、前書寛政九巳年御書付之趣熟慮いたし可取計旨、私共より心附候様被仰渡候次第も有之候處、今般増御固人并浦賀奉行組与力同心増人、其外御臺場築増・大筒鑄立・御船製造等被仰付候上は、元来不慮之御備とは乍申、新規之儀、自然人情戦争之方ニ相傾、兼々被仰出之御趣意と當座之御処置とは相違之様ニ心取違可致哉も難計、殊御旗本・御家人限之御固とも違、四家之家来共多

[68頁]

[69頁]

人数心々ニ而一和不仕、専勝敗而已を宗
といたし候ハ、銘々一己之武勇を競、先
途ニ進ミ候は血氣之常情ニ而、既ニ去午年
異船渡来之節、浦賀奉行始無事
平穩之取扱いたし候方之評議は薄、
や、もいたし候へは死を以申訊いたし
候と相唱、兎角必死之覚悟を極、可及
戰爭哉之形勢ニ相見へ、一分之場合
は潔も可有之候へ共、右より後患を殘
し候而は以之外之御不為、假令夫迄ニ
は不到候共、右躰殺氣を含異人と
接對いたし候ハ、自然其情態彼方へも
相通し、手輕ニ可事濟義も六ツケ敷相成、
不容易一端を引出し可申哉と深懸
念心配仕候儀ニ而、既ニ去ル辰年阿蘭陀
国王より差越候書翰は更ニ信用難致
品ニ候へ共、右書翰和解之内ニも、彼国之
船と此方之民と争端を開候事を
前知いたし候趣認有之、假令一時之
行違迄ニ候とも、萬一右様之変事
出来候而は、右書簡之趣ニ符合候通、
此方より彼国政府へ被仰遣候御主意とは
都而齟齬仕候次第ニ而、何とも拙キ取計
之様相聞、実ニ御瑕瑾は不及申、未代
迄国家之大患と相成、御取返も難相
成筋ニ付、前書増御固其外之儀、弥
評議仕申上候趣を以御治定ニも相成候

[70頁]

儀ニ候ハ、右等之心得相違無之様、人氣取
鎮方之儀厚御示し被置候方と奉存候。
因而是異船渡来之節乗留方之儀
茲迄之通御居被置候而は先方野心之
有無ニ不拘一圖ニ打潰可申事ニて、自然
此方より争端を開候趣意ニ付、一旦は十分
ニ討勝候とも再来襲之程難計、左候へハ
永く萬国と仇を結候次第ニ到り候間、
右乗留方は孰つれニも最前評議
仕申上候通被仰渡候方と奉存候。依之
右之心得を以浦賀奉行并四家へ
被仰渡可相成趣試ニ取調見候付、別
紙相添此段申上候。厚御塾評之上
御沙汰被成下候様仕度奉存候。以上
未
正月

[71頁]

[14] [72-73頁]

(未二月十五日伊勢守殿御直海防掛御渡、承付
いたし、御達案相添、同廿三日都筑長三郎を以
返上)

[72頁]

深谷遠江守
石河土佐守
松平河内守
佐々木脩輔
松平式部少輔
承之

覚

小出織部
羽田龍助

浦賀表御備場御用相勤面々え御手
當金被下方之義、并御臺場増築之
場所を始、大筒鑄立・御船製造・浦賀

奉行与力同心増人等之義、都而別

冊評議之趣を以夫々御治定可被

仰出候間、向々え可相達趣早々

取調可被申聞候事。

但、異船渡来之節合炮之義は

長崎表などの振合も有之、此度

御臺場増築之義被仰出候^ニ付而ハ

旁遠町之合圖弁利之仕法^ニ付、

右場所等浦賀奉行并御備場之

面々えも得と申談候上、是又早々

可被申聞候事

[15] [73-77頁]

(未三月二日伊勢守殿御直河内守へ御渡、

同十日御同人え御直申上書相添、脩輔立合

土佐守返上)

可相達趣

井伊掃部頭

相模国御備場御用之儀、其方并

松平大和守両手引受被仰付候^ニ付

而は、彼是用途も相嵩可申候。依之

[73頁]

別段之 思召を以金壹万兩被下之

松平肥後守

安房・上総国御備場御用之儀、其方并

松平下総守両手引受被仰付候^ニ付而

は、彼是用途も相嵩可申候。依之

別段之 思召を以金壹万兩被下之

右席ニ而申渡之

松平大和守

相模国御備場御用被仰付候節、

彼是用途も相嵩可申儀^ニ付、金壹

万兩拜借被仰付、去年浦賀

表へ異国船渡来之節出張いたし

候^ニ付、右御手當旁金五千兩猶又

拜借被仰付候處、一躰御備場之御用

引受被仰付候以來は打續不一方

入費も有之、可為難儀被 思召候^ニ付、

右拜借之分金壹万兩別段之訳

を以此度被下切^ニ被仰付、返納相済

候分は御下ヶ戻に被成下、猶出格之

思召を以去年拜借之分金

五千兩も此度限り被下切^ニ被

仰付候間、向後防禦之手配別而

嚴重^ニ相整候様可被心掛候。委細

之儀は御勘定奉行・同吟味役

[75頁]

[74頁]

可被談候。

松平下総守

同文言

右年寄共宅^二而書付渡之

扣 向々^え別段相達候趣

[76頁]

井伊掃部頭^え

浦賀奉行御預所相州野比村千

駄崎^え新規御臺場^え所御取建之

上、其方持場^二可被仰付候。委細之義^ハ

御備場掛可被談候。

松平大和守^え

[77頁]

其方領分相州公卿村之内猿嶋

^え新規臺場取建候積、尤此度限

公儀御普請^二可被成下候。委細之儀は

御備場掛可被談候。

松平下総守^え

其方領分房州大房崎へ新規

臺場取建候積、尤此度限

公儀御普請^二可被成下候。委細之儀は

御備場掛可被談候。

[16] [78-79頁]

(未三月十三日伊勢守殿^え御直、脩輔立合、土佐守
上ル)

[78頁]

扣

浦賀奉行へ

押送形御船^え艘造増被 仰付候間、

三崎^え圍置候積を以、仕様御入用積

取調可被相伺候。

一組与力・同心増人之義は、大船製造

之御沙汰^ニか、ハらす可成丈人数少^ニ

可被仰付候間、右之心得を以猶又勘弁

致可被申開候。

一其方共御預所相州野比村千駄崎

^え新規御臺場^え所御取建之上、井

伊掃部頭持場^二被仰付候筈^ニ候。

右之通可被得其意候。

[79頁]

[17] [79-81頁]

(未三月廿三日伊勢守殿黒沢正助を以御下ケ、承付
いたし四月五日正助を以返上) [以下、大きく丁寧な字]

御書面之通向々^え被仰達候旨

承知仕候

未三月廿三日 深谷遠江守

石河土佐守

松平河内守

佐々木脩輔

松平式部少輔
小出織部
羽田龍助

扣 伊勢守

向々達

浦賀奉行え

去ル寅年異船打拂御差止ニ付而は、
防禦筋之儀一段手厚ニ可相心得旨

被仰出之趣も有之候處、近年は諸

州之異船度々近海え渡来有之、其

情意淵底之程何共難量候ニ付、

此度増御固人并御臺場築増等被

仰付候は、不虞之御備ニ有之、惣而外

異とは言語文字等不相通場より、

双方行違之儀毎々有之儀ニ付、

若此方より卒尔ニ手荒之儀有之

候而は以之外之事ニ付、重々先方之

不法ニ相決、不得止事節は幾重ニ

も嚴重被取計、聊たりとも御國

威を不汚様可致は勿論ニ候得共、先ッハ

可成丈穩便ニ取計候様可被致候。依之

異船誤而要地を乗越候節乗留

方之儀、今般改而申達候趣も有之

候間、右等之趣意をも熟慮有之、

異船と之應接此方よりハ随分札

[80頁]

儀を尽し、御国法之次第

明白ニ申論、早々帰帆候様取計

候儀肝要之事ニ候。此旨組之者えも

兼而申付置、事故なきに兵具等

取鋸進退致し候様之儀有之時は

却而人氣も動揺致し可申歟、穩便ニ

覚悟可有之ハ勿論之事ニ候。其余

銘々常々之心掛、一際誠実ニ行

届、機ニ臨卒忽之儀無之様可被相

心懸候。

[81頁]

御備場御用相勤候

四家え達

同文言

右之通浦賀奉行え申渡候間

得其意、銘々家来下々迄も

心得違無之様、兼而可被申

付置候。

[18] [82-84頁]

(未三月十五日伊勢守殿黒沢正助を以海防掛

評定所一座、筒井紀伊守え御渡、同四月三日

評定所以返上)

[82頁]

御書面之通向々え被仰達候旨
承知仕候

未三月十五日 深谷遠江守

石河土佐守
松平河内守
佐々木脩輔
松平式部少輔
小出織部
羽田龍助

一覽仕候
未三月 筒井紀伊守

扣
向々え達

伊勢守
松平大和守え

異国船渡来之節取計方之儀^二付、
追々内意被仰聞候趣も有之候処、此度
乗留場所并異船誤而要地を越候節
取計方等之儀^二付、改而浦賀奉行え
及差圖候次第も有之候間、右等之
趣得と右奉行え打合置候様可被致候。
其外之儀は都而是迄被仰出候通^二
^二候間、防禦筋等不相弛様可被
心得候。

[83頁]

同文言

松平下総守え

井伊掃部頭え

浦賀表え異国船渡来之節乗

留場所并異船誤而要地を越候

節取計方等之儀^二付、改而浦賀
奉行え及差圖候次第も有之候間
右等之趣右奉行え打合置候様可
被致候。其外防禦筋之儀^二付、是迄
追々被仰出候趣は委細松平大和守
申談可被取計候。

松平肥後守え

同文言

松平下総守方申談

[19] [84-85頁]

(未四月廿一日伊勢守殿御直土佐守請取)

海防掛え

覚

浦賀表え異船渡来乗留方之儀
取計節、是迄は御固之面々よりも
人数差出及出船、異船えも為乗込
小旗等建候趣^二候得共、向後は長崎
表之振合を以、乗留方之儀ハ浦賀
奉行組之者并通詞共^二計為
取扱、御固之面々^二は警衛方其外
厚く相心得候方^二相成候而は如何可
有之哉。是等之趣得と評議いたし
可被申聞候事。

[85頁]

[84頁]

[20] [85 - 88頁]

(未七月朔日伊勢守殿え竹村長十郎を以上ル
同八月五日承付仕候様御同人御直土佐守え御渡、承付いたし
同十五日都築長十郎を以返上)

書面之趣評義仕申上通相心得、西洋文渡方之儀も

中上候通可取計旨被仰渡、承知仕候。

未八月五日

深谷遠江守

石河土佐守

松平河内守

佐々木脩輔

松平式部少輔

稲葉清次郎

羽田龍助

異船乗留方之儀ニ付御書取之趣

評議仕申上候書付

深谷遠江守

石河土佐守

松平河内守

佐々木脩輔

松平式部少輔

小出織部

羽田龍助

當四月廿一日御渡被成候浦賀表え異船渡

來乗留方之儀取計候節、是迄は御固

[86頁]

之面々よりも人数差出及出船、異船えも

為乗込小旗等建候趣ニ候得共、向後は

長崎表之振合を以、乗留方之儀は

浦賀奉行組之者并通詞共ニ計

為取扱、御固之面々ニは警衛方其外

厚相心得候方ニ相成候而は如何可有之

哉、是等之趣得と評義いたし可申上旨

御書取之趣一同評議仕候處、御沙汰

之通長崎表ニ而は異船乗留應接

等は奉行ニ而取扱、警衛筋之儀は

御固之諸家ニ相心得候儀ニ有之、且今

般異船渡來之節、洲之崎・城ヶ嶋

外海ニ而乗留候儀以來相止、其余

乗留方之儀、可成丈ヶ平穩ニ可取

扱との御趣意、向々え被仰達候儀

ニ付、以來乗留之儀、奉行組之もの并

通詞共計ニ為取扱候方、手筈不相混

可然筋ニは候得共、城ヶ嶋・洲之崎内手

とても場廣之儀ニ而、浦賀より城ヶ嶋迄

凡五里、洲之崎迄凡拾壹里、城ヶ嶋・

洲之崎之間ハ差渡七里余も相隔

候事故、浦賀奉行組之もの共速ニ

乗付可申儀とも難差極、天氣之

模様ニ寄候而は格別程隔り不申候

而も、海上見え不分趣ニ相聞候間、若

異船城ヶ嶋・洲之崎を越乗入候節

浦賀奉行組之もの間ニ合兼、其中

[87頁]

御臺場前を乗越候様之儀有之

候而は其場所相固候ものも不本意^ニ

可有之、一舨長崎表之儀は入津之

海口も場狭^ニ候間、異船ヲ見請乗出

候而も乗留候儀容易ク相聞、相房ハ

海岸場廣^ニ而取扱振一様^ニ相成兼

候趣^ニ付、乗留方之儀奉行一手^ニ

差定り候而は却而差支候儀も難

計候間、矢張是迄之姿^ニ而四家

^ニ而も乗留之もの差出候方^ニも可有

御座哉と奉存候。就而ハ今般増御固

之向えも西洋文字論書新規御仕

立之上、御渡御座候方可然奉存候。依之

御書取返上仕、此段申上候。以上

未
六月

〔88頁〕

〔21〕〔88・90頁〕

（未六月廿三日伊勢守殿御直新番所前溜^ニ

おゐて海防掛え御渡、一覽付いたし、同七月九日

御同人え御直河内守より返上）

一覽仕候

未八月

深谷遠江守 〔確かに八月とある〕

石河土佐守

松平河内守

佐々木脩輔

扣

松平式部少輔

小出織部

羽田龍助

井伊掃部頭

相模国御備場之儀、是迄松平大和守

一手^ニ而御用相勤候處、向後私并大和守

兩手引請^ニ被仰付、諸事申合相勤可

申旨被仰付候^ニ付、猶左之通相願度、

江州・武州・野州領分之儀は、軍功其上

思召有之訳柄^ニ而

権現様

台徳院様

大猷院様より兵部少輔直正・掃部頭

直孝拝領仕候地所之儀^ニ付、代々大切^ニ

相心得居候處、私代^ニ至外御用之為

村替被仰付候而は

思召を以被仰付候御主意^ニ相違仕、且

先祖并家中え對し失本意、甚以

歎敷心痛いたし候得共、相州御備場

之儀ハ御大切之御場所故、私家之儀は

格別之訳柄も有之儀^ニ付、厚以

思召御固メ被仰付候儀、於私も誠

信難有奉存候。尤御備場御用は、

御出陣之御供とも違候訳柄之御用^ニ

御座候事故、譜代恩顧之もの共
在来之

〔89頁〕

御主意相立不申、家来并領民不

致安心場ニ及び致當惑候間、兼而

松平越中守より先年申立候通、

関東第一之御備場之儀故、被

仰付候上は私丹誠を尽御固向

十分ニ行届候様可仕候間、海岸

御備場為御手當相州・江州ニ而

十萬石御預地被仰付被下候ハ、

永御用も相勤申度、此段奉願候。

以上

六月 井伊掃部頭

右挨拶

覚

書面願之通りニハ迎も難整筋ニ付

書付相返し候事

〔22〕〔90・92頁〕

(未六月廿三日伊勢守殿御直於新番所前溜

海防掛え御渡、一覽付いたし、同七月九日御同人え

御直河内守返上)

一覽仕候

未八月 深谷遠江守

石河土佐守

松平河内守

佐々木脩輔

松平式部少輔

扣

小出織部

羽田龍助

井伊掃部頭

相模国御備場御用相勤候ニ付而は

権現様より直孝掃部頭え

御直ニ被仰付、西国卅餘州之藩屏

守職、且ハ

帝都不虞之守護等之儀、此後

如何相心得候様可仕哉。右等之儀も

都而御内慮御伺申上置、相州

御備場嚴重ニ取締行届候様

仕度心底ニ有之候。此段奉伺候。以上

六月 井伊掃部頭

右挨拶

覚

書面内意被申聞候西国藩屏并

京都守護等之事、先祖掃部頭

直孝え

御内命有之由は、其頃未西国筋

之事情も難計、直孝ニは武備其外

御忠節も別段之儀ニ付、萬端

御密諚を被相示候歟。然ル処、其

以後追々家祿も被相増、且は

當時之 御治世既四海

御徳化之不到處も無之候。併

不虞之御備は一日も難闕事ニ

〔91頁〕

〔92頁〕

候得は、於

公邊も無間断夫々御所置有

之候処、近來異国船度々近海え

渡來いたし候^ニ付而は、浦賀表之儀

近海第一之要地^ニ付難被捨置、

井伊家之儀は先祖以來家風

別段之儀、無他事被

思召、右御備場御用をも被仰付

候処、今更彼是と難題ケ間敷

相聞候儀被申立候は不穩哉^ニ候。

依之別紙書付之趣は何とも難

被及御沙汰候間、書面相返し候事。

〔23〕〔93頁〕

異国船度々近海致渡來候^ニ付、浦

賀表は第一之要地^ニ而難被捨置、

私家風別段無他事と

思召候故、大切之御場所御固をも

被仰付候趣、且先祖共武備其外

忠節も別段之儀^ニ而、万端蒙

御密誂も、其後追々家祿も相増

候儀遂々被仰聞、右故今般之御用も

被仰付候儀、誠信難有奉畏候。

右具^ニ御内意も相伺候上は、別段

丹精を尽相勤可申心底^ニ有之、

毛頭難題を申上候^ニは無御座候。

全御預地相願候儀は人夫差支

候故^ニ 御内慮も相伺候儀^ニ御座候。

無覆藏此段申上置候。以上

六月

井伊掃部頭